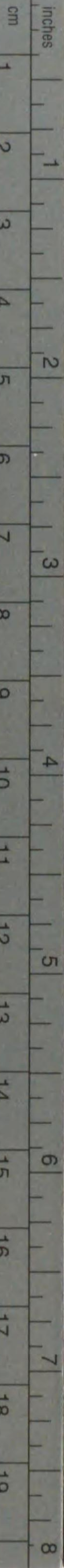


Kodak Gray Scale



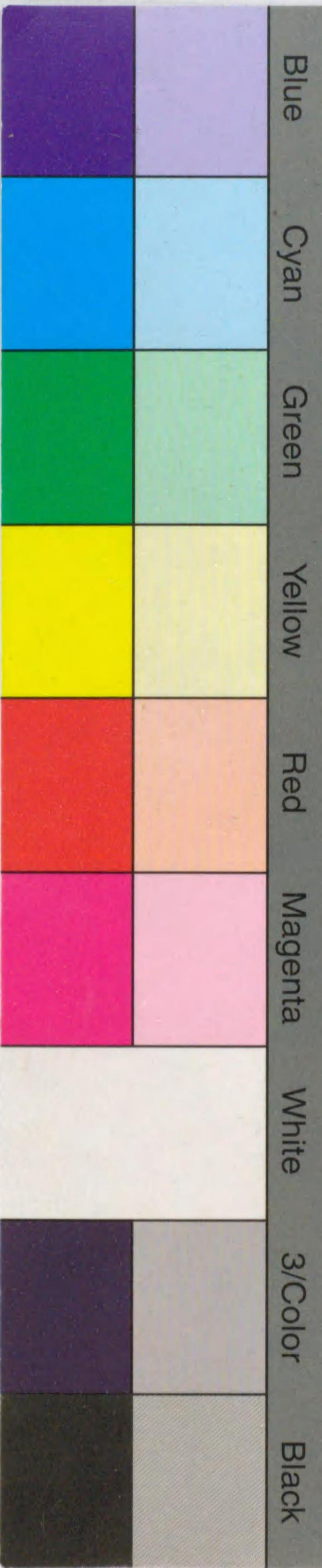
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



X 複写

24

709

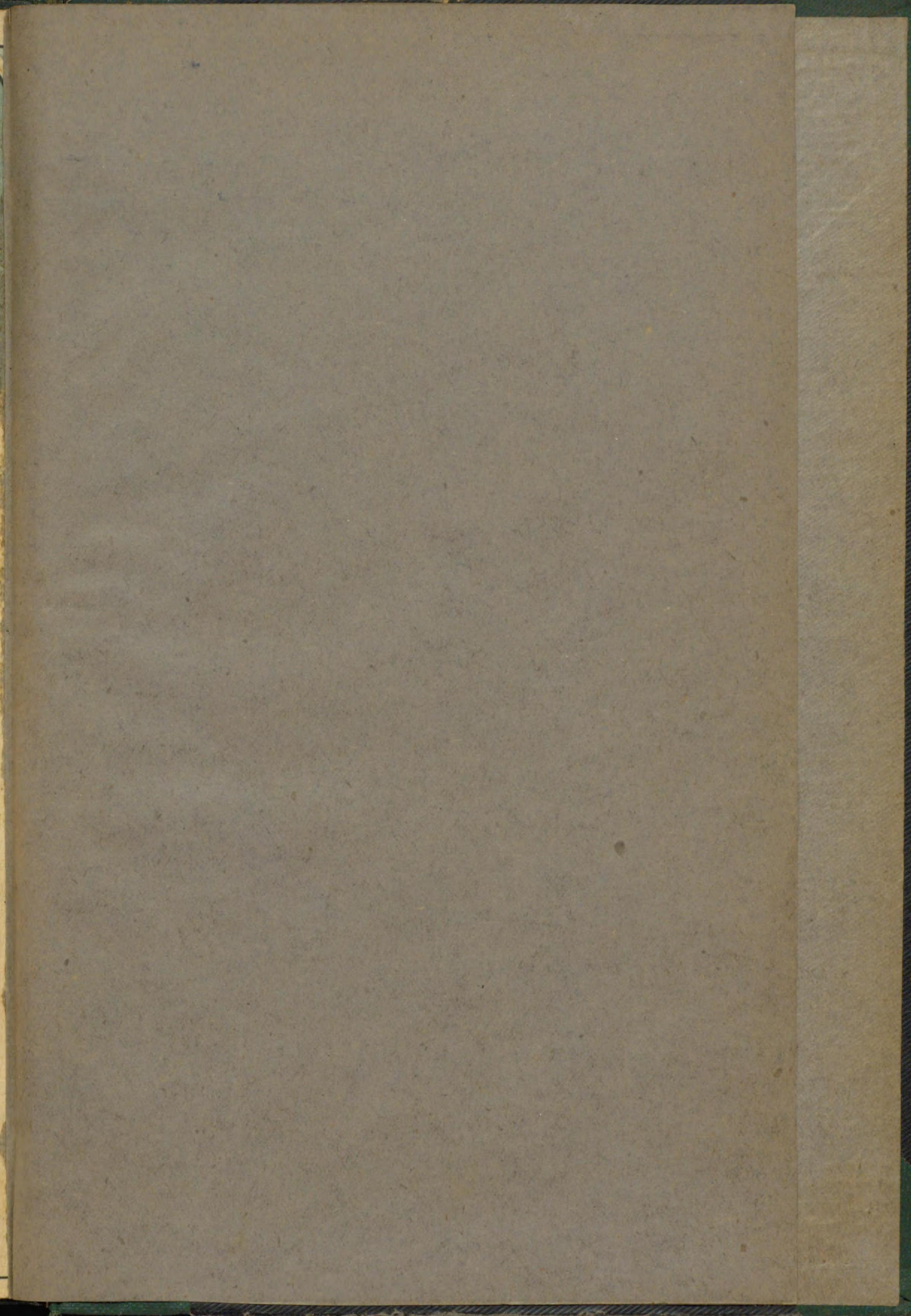
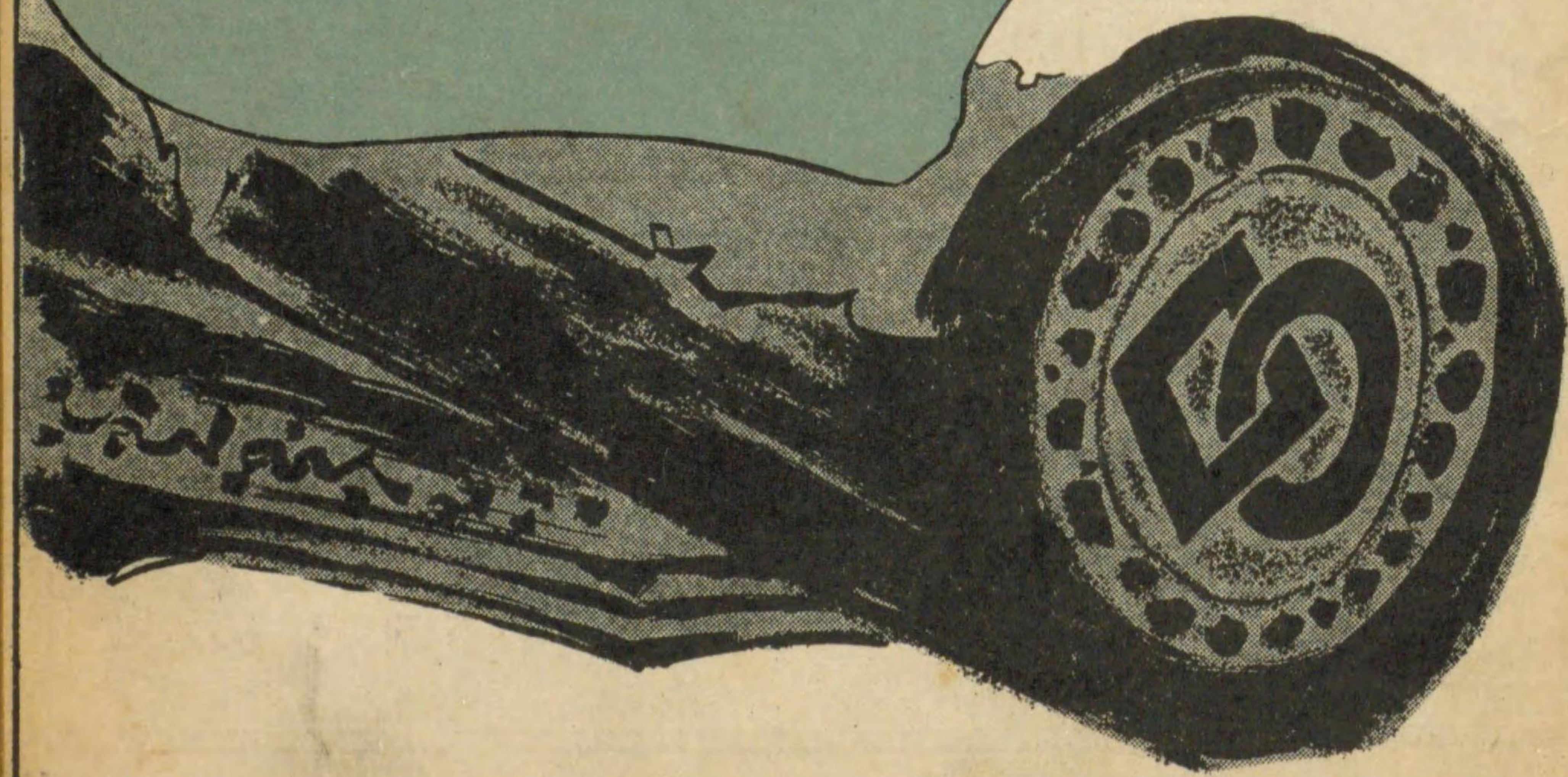
524-709



1200501494081

3. 2. 23

伯耆民談記



鳥取縣下關係書發行目錄

鳥根鳥取縣下各中等學校 入學試驗問題集 (五拾錢)	船上山史 (四拾錢)	伯耆民談記 (八拾錢)	因伯人情之風俗 (參拾五錢)	因伯童話 (參拾五錢)	鳥根縣史要 (特貳圓五拾錢)	因伯昔話 (參拾五錢)	壯烈二十士 (參拾五錢)	鳥取市街地圖 (拾八錢)	鳥取市地價表 (五拾錢)	地價表 (五拾錢)	地價表 (五拾錢)	因書畫百藝名人集 (貳拾錢)	山陰道の觀察 (五拾貳錢)
------------------------------	------------	-------------	----------------	-------------	----------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-----------	-----------	----------------	---------------

因幡伯耆に存するアイ又語の地名 (壹圓拾錢)	飯田年平翁詠草拾遺 (廿五錢)	改正税法早わかり (廿五錢)	伯耆人物誌 (三十錢)	伯耆清興(詩集) (三十錢)	奧田義人博士傳 (貳圓)	山陰道昔話 (五十錢)	八頭郡產業地圖 (八拾錢)	八頭郡史考 (八拾錢)	氣高郡史考 (八拾錢)	改造世界地圖 (拾貳錢)	瓊子内親王 (拾貳錢)	つり方 (拾貳錢)	椎茸栽培案内 (拾貳錢)	鳥取縣案内 (拾貳錢)	隨筆小さき王國 (貳拾錢)	鳥取市要覽 (貳拾錢)	本故新五郎著 (貳拾錢)	柿園詠草拔萃傍註 (五拾錢)	同氏著 (五拾錢)	大順道人事稿 (五拾錢)	因幡人事興信錄 (八圓)	戶主履歷、家族、氏名、年齢ヨリ家柄營業、税額等數千名ニ涉リ詳録セシ大冊ナリ (拾圓)	山陰長者紳士錄 (拾圓)	直接國稅納入者 職業住所氏名等詳細掲載ス (二錢)
------------------------	-----------------	----------------	-------------	----------------	--------------	-------------	---------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-----------	--------------	-------------	---------------	-------------	--------------	----------------	-----------	--------------	--------------	--	--------------	---------------------------

御注文ハ振替口座又ハ郵便切手代用取扱會往復がはき願上候
鳥取市上魚町(大工町) 電話 三〇九番 振替 大阪 二六八番

横山敬次郎書店 和漢洋古本大買入

例言

一、本叢書發行の企は、因伯二州に關する古書類の現今世に存するもの稀にして、且漸次散逸に歸せんとするを憂ひ、之れを蒐集印刷して同好の人々に頒ち、以て永久に保存せんと欲するの微意に出つ、而して今回第一期發行する所は史傳類に屬し、伯耆民談記、因幡民談記、伯耆誌、因幡年表、伯耆卷附船上録、の五部二十四卷となす、蓋し因伯の古書此に盡くるにあらず、殊に其の重なるものを擧げしのみ、將來第二期第三期、時機を待て補續發刊する所あらむと欲す、(史傳類中安倍恭庵著因幡誌の如き大著ありと雖も先年某氏によりて出版せられ已に世に弘まりたれば今之れを省く)

一、伯耆民談記、因幡民談記二書の原本は、民間に久しく流布し、轉々相受け、幾回の騰寫を経たるものにて、誤字脱文も少からず、編者隨て之を正し、つとめて其の舊に復せんと欲せしか

大正三年一月中浣

編者識

とも、尙遺漏なき能はず、讀者幸に示教を賜へ。

一、伯耆民談記收むる所、民間の口碑傳説の類、史學上有力なる參考資料を包含すること多きは勿論なりと雖も、間々鄙俚俗談に涉り、如何はしき節もなきにあらず、されど傳説は傳説として存し、猥りに取捨せざるは、是れ本書發行の意なり。

一、伯耆民談記所載の郡名中、日野郡を除くの外現今の郡名と符合せず、汗入會見二郡、今西伯郡となり、八橋久米河村三郡、今東伯郡となす。

一、本書編輯に就き鳥取竹内吉次郎氏の援助を得たること多し、深く之れを謝す。



著者小傳

伯耆民談記の著者松岡布政は、伯耆國倉吉の人にして、鳥取藩主池田氏の臣なり、相傳ふその人となり、端正方正にして、勤勉、克く家政を治む、家道從て裕かなり、晩年心を文學に潜め、殊に史學を好む、暇あれば筆硯を携へ、單身獨歩、因伯の山野を跋涉し、到る所古蹟を探り、社寺舊家を訪問し、民間の口碑傳説を集め、類を分つて記録するを恒としたりしが、後積て十五卷を成し、名けて伯耆民談記と云ふ實に寛保二年の事なりきと、寛延中病て歿す、墓は倉吉勝入寺にあり。

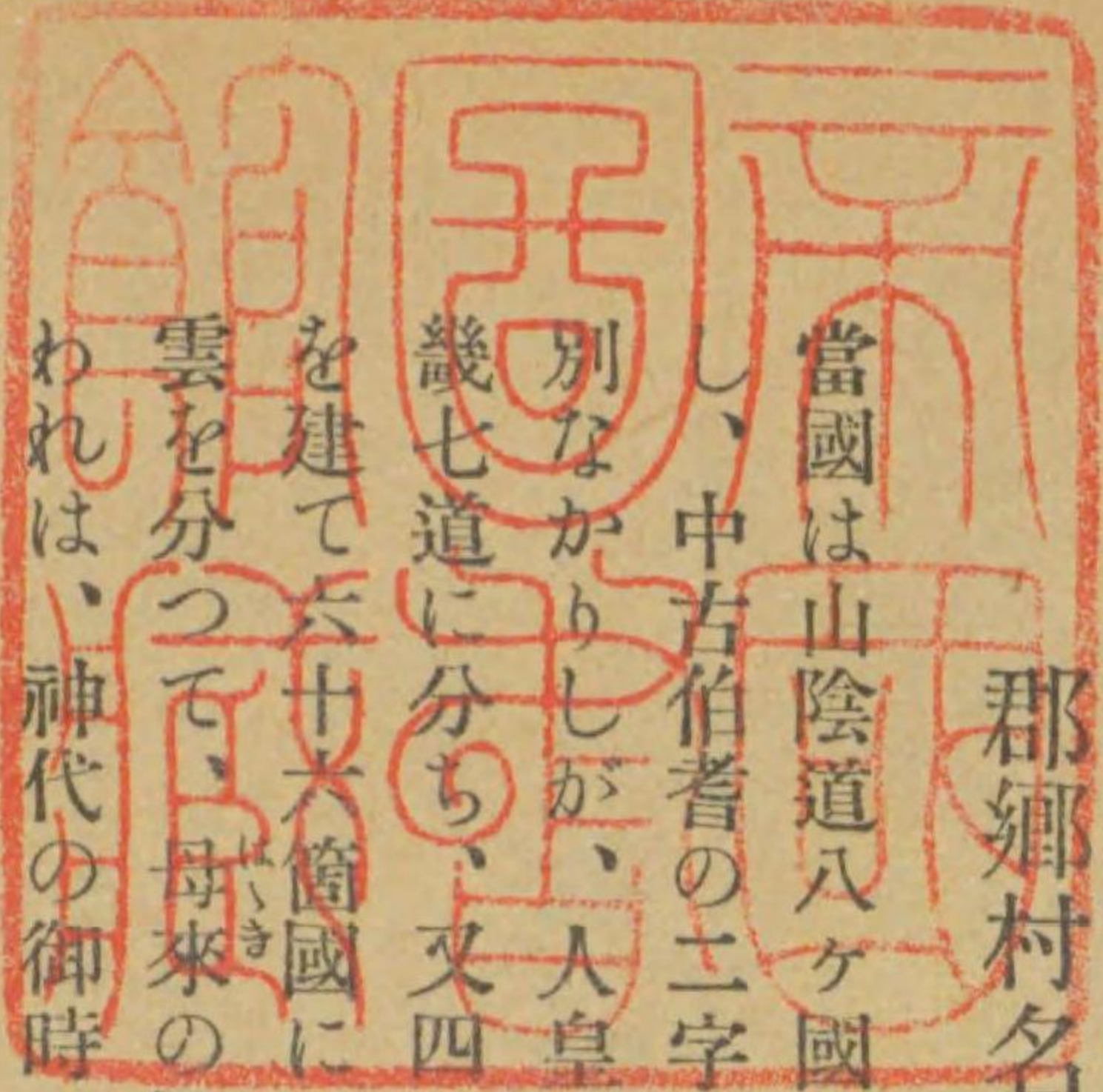
伯耆民談記卷之一

郡郷村名の事

當國は山陰道八ヶ國の内にて、上古母來の國と稱し、中古伯耆の二字に改む、上古、出雲伯耆の區別なかりしが、人皇三十二代用明天皇の御宇、五畿七道に分ち、又四十二代文武天皇の御時、郡國を建て六十六箇國に區劃せられ、此の時始めて出雲を分つて、母來の國を置かれたるなり、そのいわれは、神代の御時、雲州簸の川上なる、八岐の大蛇を恐れ、稻田姫は遁れて當時此の國に入り給ひしに、其母是を思ひ慕ひて、後より尋ね來りき、姫悦びて母來る哉と云々風土記に述ぶ、其の地は今會見郡なりと、又伯耆の字に改めしは、中古當國の海より白き龜出て、今の會見郡に止る、時の

伯耆 松岡布政著

國守之れを嘉瑞としよろこびて、伯耆の字に書改むと云ふ、張衡が西の京の賦に『撫紫貝搏者龜』といふ句もあれば、白龜を得て伯耆と名を改め書きしは可なるに似たり、國の方位は、東は因幡西は出雲に隣り、南は備中備後美作に連り、北は海に枕む、地勢東西長く、南北に狭し、南方山深く土厚く、五穀豐饒にして、魚鹽綿帛亦多し、國內を分つて六郡とし、村里七百餘を其内に配置せり、郡を六つに分けし事は、彼の伯耆と改めしころの事にて、龜の甲の形六角を爲すより取れるなりと云ふ、軍國の固めは、北は荒磯にて、大船の着岸不便なり、東西南三面の境は、山連綿として羊腸を廻らし、隣國へ往來まことに容易ならず眞に四塞の固めと謂つ可し。



一河村郡

國の東方にありて、他の諸郡は皆その西に並べり、當郡の邑里多くは河に連接したる故に、河村郡と云ふ、村數都合百三ヶ、郷庄を以て之れを包ねたり。

東郷古へ多駄郷と稱す十三ヶ村

松崎 引地 小鹿谷 野花 田畑 中興寺 中尾 山部 別所 方面高辻河上久見

上西郷 六ヶ村

伊木 八屋古へ伯耆民諺屋兼記に屋富 下淀 上淀 栗尾 大原

下西郷古へ日下庄と稱す六ヶ村

山根 上井 海田 福庭 清谷 田尻

羽合郷古へ河村郷と稱す拾ヶ村

長瀬 水下 布河 赤池 南谷 上橋津 今橋

津民諺記に本号湊村 上淺津 下淺津 長江

久津賀の庄古へ濱邊郷と號す七ヶ村

宇野 宇谷 園 泊 石脇 筒地 小濱 埴見郷 四ヶ村

一久米郡

當郡は、河村郡の西に並ひて、古は大米郡と稱す、其故は當國に國造有りて上古代々居住の地なるによる、國造の大祖を、大米足尼石川の國造といふ、此大米居住の郡なるによりて、大米郡と稱せしなり、然るを久米郡と言ふは、當郡の名他郡に先きたつて命けられし故に、久しき米郡と云ふ意なりとぞ。

大米國造の傳記に就き、舊事本記に曰、波々伎の國造は、志賀の高穴穗御世牟邪志の國祖兄多毛比之命の兒、大米足尼定給ふ國造云々、石川の傳は續日本記に述たり。

郡の境域は、河村郡よりは大にして、庄五つ郷五つ有て、百八ヶ村を包有せり。

灘の郷古へ浦嶋の郷と号す十一ヶ村内岡田福岡を守護分と號す

倉吉 神坂 駄興寺 小林寺 圓谷 下田中

田内 三明寺 會下谷 岡田 福岡

北ノ郷 十四ヶ村

三江 澤谷 溝ノ内 福富 尾田 志津 杉野

門田 長郷田 土海はなみ 羽衣石

舍人郷 九ヶ村

藤津 宮内 野方 白石 方地 漆原 北方

尾尻 福家原

竹田庄 二十二ヶ村

大瀬 本泉 今泉 湯谷 牧 赤松 大柿 恩

地 助谷 久原 相源寺 穴鴨 木地山 加谷

下西谷 上田代 下田代 下畑 四十曲 柏山

大谷 鴨郷民諺記に此村名なく別の上西谷村あり

鴨の郷 八ヶ村

森 鎌田 吉尾 下谷 小河内 筒賀 柿谷

鉛山

三朝庄 十六ヶ村

横田民諺記に横手 山田 湯村 砂原 淀 片柴 坂本

江谷 吉田 高橋 波伯山

井出民諺記に井村 西小鹿 神倉 椋 中津

都合百三ヶ村 外内村七 新村一 高貳萬貳千七百廿七石八斗五合

中野 絆谷 長谷 森 大河内 鹿山民諺記に福本村あり

南ノ郷山守ノ郷とも号す六ヶ村

松河原 泰久寺 今西 堀 明光 万場

矢遣ノ郷 十ヶ村

生竹 耳 安部 大鳥居 金屋 高下或は郡家 湯

關 上田中 山口 久原

小鴨ノ庄 二十二ヶ村

生田古へは鹿首 中河原 石塚 宮 市場 倉内 上

古川 北野 中田 上松神 若土 廣瀬 狼谷

岩倉 菅原 大宮 弓削 長坂 下大江 留海

淀谷 丸山

立縫ノ郷 十六ヶ村

下福田 上福田 動土 岡 般若 椋波 横手

今在家 二反田 大立 立見 津原 谷 別所

鋤 尾原

櫻ノ郷 三ヶ村

櫻服部 河來見

八代ノ郷 十ヶ村

横田 上米積 下米積 黒見 嶋田 今倉 古

布古（古へは國府と号す）國分寺 大谷 秋喜

上神ノ庄 七ヶ村

寺谷 上神 定光寺 不入岡 森 北面（民謠記に北門）

穴澤

北條ノ郷 十九ヶ村

小田 古河澤 下古川 井手畑 新田 中江

大塚 穴窪 江北（君坂國坂）田井 土下 島 島澤

北尾 弓原 下神 松神 曲リ

都合百八ヶ村 外に 枝村一 新村二 内村十五

高參萬七千八百貳拾九石四斗七升九合

一八 橋 郡

當郡は、久米郡の西隣にして、境域久米郡よりは少し小さく、古へは八幡郡と云へり、然るを八橋郡と書改めしは、天文二十二年當國の領主、尼子晴久の船上山寺再興の頃にありと。郡中に庄一郷十一有り、其内に百五ヶ村を配置せり。

菊里の郷 六ヶ村

東高尾 西高尾 上種 下種

安田ノ郷 六ヶ村

菟津 湯坂 御崎 尾張 光村 梅田

立ッ子ノ郷 三ヶ村

太一垣（民謠記太地垣）佐崎 中村

田原ノ郷 三ヶ村

向原 西出上 下市

以西ノ郷 十四ヶ村

大父（民謠記太夫）大熊 國實 今地（民謠記今馳）高木 竹内

金屋 今在家 出ノ上 分乗寺 水口 大石

下村 山川

中山郷 十二ヶ村

赤坂 下冑 長音寺 岩井垣 倉内（民謠記内倉）樋口

退休寺 悟正院（民謠記悟生院） 八重 束積 羽田井

上田

都合百五ヶ村 外 枝村一 新村二 内村十四

高貳萬八千六百貳拾五石壹斗九升四合

一汗 入 郡

八橋（古へ菊里と云ふ）岩本 田越 笠見 小路 赤崎

下ノ郷 九ヶ村

高松 中原 番田 發坂 倉坂 細工所 種久

皆川原 下大江

上ノ郷 六ヶ村

公文 山田 大杉 出合 野田 赤松 光好

伊藤ノ郷 五ヶ村

德万 保 叶市 丸尾 松ヶ谷

上伊勢ノ郷 四ヶ村

上伊勢 大塚 下伊勢 中尾

古府庄（民謠記古布生）二十ヶ村

野井倉 中津原 三本杉 下見 宮脇 別所

古布地 長房 矢下 馬場 宮内 法万 八反

田 種井 杉地 森堂（民謠記森藤）杉下 松井（民謠記保万）

金屋 槻ノ下

由良ノ郷 十二ヶ村

妻波 大谷 別所 由良 東園 西園 六尾

瀬戸 島（由良の嶋とも云ふ）原 新田 龜谷

種ノ郷 四ヶ村

當郡は八幡郡の西にあり大きな略相同じ、古は安合郡といひしを、汗入郡と改めたるは、光仁帝の御宇にありと云ふ、傳説に曰く、帝の御時諸國より、内裏へ年貢を上るに、當國よりも諸人同しく年貢を皇都に捧ぐ、時に當郡或る里の女、父年老たればとて、代りて其役を勤めて都に上りたり、然るに此女、容貌殊にすぐれて美しく、此の事叡聞に達し、遂に女御に召し出され、以後此の村郡の夫役を免されたりと、此の時の女喜ひて一首の和歌を詠す、歌中『汗を入る』云々の言葉ありしによりて、後世に至りて郡名を汗入と稱すとかやその女御の出生地を、帝の勅詔によりて妻來、里と稱せしか、今は六木村と云ふ、郷庄ともに五ツありて、六十八邑を配置せり。

逢坂ノ郷 七ヶ村

逢坂 鹽津 岡 松川原 上市下市 高橋 殿河

内 猛ノ郷 五ヶ村

前谷 木科 倉谷 小竹 東坪（民謠記に坪）

奈和ノ庄 二ヶ村

坪田 門前

加茂ノ郷 三ヶ村

梶原 熊 東谷

西ノ庄 九ヶ村

西坪 御厨(民諺記に古御來屋と書す) 富長 古御堂(民諺記に古見道)

大塚 羽畑 茶畑 押平 茶畑原

高田ノ郷 三ヶ村

東高田 上高田 西高田

月間ノ郷 四ヶ村

別所 原 畑 五名(民諺記に役名)

宇田ノ庄 十四ヶ村

中西尾 本宮 西尾原 淀江 外溝 高井谷

稻吉 寺内 福瀬(民諺記に福瀬) 田井 今津 平田

鶴田 北尾

高杉ノ郷 五ヶ村

宮内 平 神原 永田 中高

妻木ノ庄(民諺記に六木ノ庄) 十六ヶ村

安原 清六 上方(古浄万と書す) 稻光 六木(古妻木) 唐王

原 野田 野田原 平木 所子 福尾 上野
國信 末吉 末長

都合六十八ヶ村 外内村二十二

高貳萬四千參百貳拾石八斗九升六合

一會 見 郡

當郡は汗入郡の西に隣り、西の方出雲國に接し、六郡の内にて至て廣大の郡なり、山少く平地多し田畑の收穫國中第一なり、此郡は、神代の昔、稻田姫出雲國より八岐の大蛇が難を遁れて、此國に來る、其の母是を慕ひて追來り此の地にて會見しによりて、會見郡と名つくと云ふ、郡中に庄九ツ郷四ツ有り、百五十二ヶ村を配置せり。

勝田ノ庄 十六ヶ村(河嶋より以下渡村迄十二ヶ村を濱の目と云ふ)

米子 下福原 米原 三柳 阿島 曲松 大篠

津 小篠津 才神(民諺記に才野) 新屋 竹ノ内 中野

上ノ道 境目 外江 渡利

中間ノ庄 十ヶ村

細見 岸本 石州府 福萬 日下(民諺記に久坂) 尾

高(民諺記に古は小鷹) 岡成 東谷 小波 中間

蚊屋ノ庄 十九ヶ村

日吉津 今村 熊ノ藤 二本木 佐田 津ノ末

蚊屋 今在家 浦木 下新印 下ノ郷 赤出

市部 上新印 嶋田 四日市 中島 中河原

川岡

宗方庄 十ヶ村

日原 奥谷 石井 上新田 下新田 目角(民諺記に)

大谷 陽田(民諺記に用傳) 宗方 陰田(民諺記に大田)

榎原郷 七ヶ村

古市 橋本 新山 今村 奈喜良 大谷 青木

福田庄 六ヶ村

柏尾 谷川 坂根 上境 大袋 下阿妻

長砂郷 六ヶ村

車尾 長砂 觀音寺 兼久 上福原 海池(民諺記に皆生)

八幡ノ郷 十六ヶ村

馬場 水濱 遠藤 馬心 立岩 小野 小町

鶴田 坂中 大寺 殿河内 新庄 岩屋谷(民諺記に)

岩屋) 別所 山市場 八幡

星川庄 十一ヶ村

諸木 宮ノ前 淺井 大谷 市場 馬平(マヒラ) 坪屋

山根 綱平 反原 石田

小松ノ庄 七ヶ村

井上 御内谷 宮谷 小松(民諺記に小谷) 上野 翁

池野

富田庄 五ヶ村

天満(舊事記に手向と稱し古事記に手間と書し手間の山下云々あり其山今の天門山の事なり) 三崎

寺内 清水川 上阿妻(民諺記に見崎)

永田ノ庄 三十四ヶ村

馬場 徳長 竹延 道河内 切喰 絹屋 西

鍋倉 與市谷 法正寺 加茂 能竹 加正 信

寄 入藏 赤牛 赤谷 定常 早田 大河内

篠畑 大木屋 落合 京乘院 佐陀(民諺記に佐儉) 今

長 掛合 高佐良 八子 金崎 江原 二升

常清 金山

阿賀ノ庄 五ヶ村

阿賀 原 新庄 北方 猪小路

都合百五拾貳ヶ村 外枝村二 内村六十七 新村十三
高五萬四千八百六拾三石一斗二升

一日 野郡

當郡初は簸の郡と書けり、然るに貞和年中に、日野中將、當國へ住せられ、當郡の阿布縁の郷、阿布縁に居る事久しく、國人これを日野殿と稱しけるが、彼の簸のど日野と取違へて、郡名を書きたるより、今の如くなれりと云ふ。當郡は會見郡に劣らぬ廣大なる地域にてあれど郡中山多きか故に田地多からず、庄七ツ郷十六、其内に百七十二ヶ村を配置せり。

黒坂ノ郷 四ヶ村
黒坂 久住 横牛 下黒坂
多里ノ郷 八ヶ村
野組 中園 新屋 湯谷 河本 萩原(民諺記に萩野)
萩山 多里宿
宮内郷 五ヶ村

下岩見郷 六ヶ村
塚原 無坂 立岩 下岩見 大原 華口
門ノ上郷 二ヶ村
石原 門ノ上
下菅庄 五ヶ村
畑 上菅 荒神原 中菅 下菅
下榎庄 六ヶ村
尾江路 猶原 印賀原 本山 井原 下榎
渡 郷 五ヶ村
添原 渡 榎市 別所 小原
眼角郷 四ヶ村
湯谷 門谷 秋綱 三土
根雨庄 六ヶ村
坂井原 加持カモテ 高尾 根雨 三谷 貝原
安井庄 八ヶ村
安原 津地 野田 舟場 下安井 須ヶ崎 半ノ上 久連
宮市庄 十二ヶ村
聲村 俣野 福谷 下蚊屋 助谷 江尾 栗尾

河上 西 東 大森 矢渡
村尾郷 六ヶ村
生山 霞 小原 櫻子 糠ノ庄 村尾
笠木郷 十二ヶ村
山の裏(山浦 伯耆民諺記に) 小雀 水谷 大原 金名内
影村 日谷 横路 坊 二部 大戸 狩場
茶屋郷 六ヶ村
細屋 矢原 大内谷 主谷 小濁 佐木谷
阿布縁郷古 四ヶ村
上阿布縁 下阿布縁 礪波 大菅
印賀郷 十三ヶ村
大宮四ヶ村 建石 榎垣二ヶ村 寶谷 折渡三ヶ村
菅澤三ヶ村
久津賀郷 八ヶ村
相坂 井原 馬代マシロ 宮田 白石 中野 門村
飛時原
上岩見郷 九ヶ村
山根 月ヶ瀬 駒ヶ崎 下道成 銀山 高下
友廣 宗金 上岩見

杉谷 貝田 宮市 無用 北江尾
佐川郷 四ヶ村
大坂 根雨原 柿ヶ原 佐川(民諺記に佐用)
溝口庄 八ヶ村
泉 神村 溝口 長山 大倉 新市 宮原 末鎌(民諺記に谷川と云ふ村名あり)
三部庄 十八ヶ村
上代 下代 合原 池田 畑中 二部 福島
須鎌 舟越 藤屋 上ノ名 燒杉 外構 三部
父原 古市 庄村(民諺記に庄市) 宇代
久古庄 九ヶ村
別所 久古 番原 眞野 大原 清山 須村
原村 上野
都合百七拾貳ヶ村
高貳萬六千五拾石八升一合
一外ニ大仙領
汗入郡
佐摩 赤松 明間 今在家 前村 太々羅戸
日野郡

金屋谷 小林 岩立 大内 小淺 丸山 小柳
大河原 御札

合貳拾ヶ村

高三千石

邑總數合七百參拾八 外枝村^五 新村^{十八} 内村百五十三
總高合拾九萬四千四百拾六石五斗六升七合

伯耆民談記卷之二

都邑の事 附鍛冶名工の事

一米 子

大谷村川竹島渡りの事

皆生住士の事

一倉 吉

越殿の事

茶屋々敷の事

華宮小路の事

關所藏の事

山田五郎兵衛倉吉在住并安田綱右衛門家由來の事

一松 崎

一八 橋

一黒 坂

一三朝温泉并知久間氏の事

一湯關温泉并にゑぐ芋の事
一鍛冶の事

都邑之部

一、米子 會見郡勝田の庄にあり、湊山久米の城と號す、西の尾崎を内膳丸と名つけ、東の方飯の山を采女丸と名つく、本丸に左右して、犄角の勢をなせり、本丸に五重の天守閣、四重の櫓あり、此丸に城主の殿閣を建て、城壁貳百間餘り三門を開けり、今は二門あり、堀は二重にして、其間に侍の小路を割り當て、市町は廓外に連綿として立並ひ、諸寺院は濱邊に疊を並へて建てり、或説に當城は小鷹の城を轉じて此地へ移すともいひ、又倉吉打吹山の城を此地へ引移せるなりとも云ふ、久米の城と名つくるは其故なりと、又此の地を米子と稱する事は、昔濱の目栗島の郷に、一人の長

者ありけるが、其の子當所に來りて住す、今加茂の社の隣地なり、其の家父の代より富みけれども唯子なくして之れを悲み、神佛に祈りたれど、其の驗なかりしが齡八十八歳にして始めて一子を生む、此の子成長の後、子孫ますく繁昌す、よりにて世の人八十八を一字に約して米子の郷と稱せしとなり、彼の長者の子、名を伯耆と云ひし由、粟島の邑に、今に長者原と云ひて、大なる原あり、昔長者の宅地なりしと、嘗て繁華の地にてありけるにや、今に粟島千軒といふ名も残れり、當城古へは飯の山を木城として、湊山へは、外廓の如く構わしと見わたり、建武以來、山名氏當國の守護として、當城を築き、一門近臣を城代と定め、出雲の國を押へたりしに、應仁の頃より、天下戰國となりて、國內の地侍、守護の下知命令を用ゐず、互に相争ふて、日夜に干戈を動かせど、山名衰微して、是を制すること能はず、一國動亂の透間を伺ひ、大永の頃(大永四年)、雲州より尼子伊豫守經久襲ひ來たりて、當城を始め諸城を討從へ、山名

氏を破滅して、一國盡く尼子の手に入る、かくて尼子衰微の後、藝州毛利氏中國を蠶食して、吉川駿河守元春山陰道征討の先鋒として、連年當國へ亂入し、城主牧野戰の功なく、又毛利の有どなる、元春國中の制法を改め、諸城を修補せられしが、當城再興して古引(一本吉川とあり)長門守吉雅を、代官として、籠置きたり、天正十年、太閤秀吉毛利家と和睦の時、當國を二つに分け、西三郡汗入會を吉川の領地とし、東三郡河村久を羽衣石の南條伯耆守の領地となし、是より國中暫く靜謐に及びたり、天正十六年丑年、吉川式部少輔隆久、始めて湊山に本城を築き、同十八年、從小田原役打捨をかれしを、慶長四亥年吉川藏人佐廣家再興し、翌年關原役に、吉川南條相共に上方へ一味し、家康公へ逆心ありしに依て、領地盡く召上られ、同六年中村伯耆守忠一へ當國一圓を賜ひ、米子を以て居城とせしむ、然れども、米子の城營未だ全備せざるにより、暫らく尾高に町を置き、飯の山と日向山との間に、一町の堀をほり、惣柵をつき、内

膳丸采女丸を定め、普請盡く成就せしかば、やがて此の城に移つり、是より一國の鎮府として、城下の繁昌むかしに越へたり、然るに同十四年忠一卒去せられ、一子なき故、中村家斷絶に及びけり、後暫らくは、國守を立られず、古田一ツ柳の兩氏當城に在番してあり、翌十五年七月一國を三分して、加藤關市橋の三家へ配賜せられ、米子は加藤左衛門尉の居城となれり、元和二年六月、三家共他國へ移轉ありて、當國并に因幡の兩國、松平新太郎光政公拜領し玉ふ、かくて光政公は、因幡鳥取を以て居城とし給ひ、當城には池田出羽を城代として、守護せしめらる、寛永九年六月、光政公備前に移轉せられ、因伯兩國を興禪院光仲公拜領し賜ひ、此城は城代として荒尾但馬に預られ、是より永く三郡の事を管領し、其身は鳥取にあり共、組の騎士五十餘の輩、并に家の陪臣數多差置き、當國を警固せしむ、古へは纒かなる人家の郷にて、今の西仲町より東の方迄の町並なりしよし、當時は小鷹町岩倉町は、大なる澤にて、灘町

邊は皆海上なりしと云傳ふ、然るに弘治永祿の頃、町數も多くなり、次第に所も繁昌し、今は町數二十町にも及へり、飯の山は城内にありて、湊山の脇に連る、古城の遺跡今に残れり、西の尾先を内膳丸と號するは、同時横田内膳居住しける所故なりと云ふ。

太谷村川竹島渡海の事

太谷村川兩氏は、米子居住の者にて代々名ある町人なり、子孫今も町の年寄役を勤む、此の兩人は曾て竹島渡海の免許を得たり、元來彼島は、日本の地を離る、事、遙遠にして、前々渡海するものなかりしに、彼兩人渡海の、利潤多きを考へ、元和三年の頃、國守光政公へ具上せり、光政公よりて武都へ言上有て、渡海を許し給ふ、夫より以來毎年竹島へ押渡り、海獵を爲すに、利潤を得る事多かりけり、然るに元祿五年に至りて、例の如く渡海しけるに、唐人數多群居て、海獵をなす、兩氏之を制すといへども、更に之を聞き入れぬのみならず、動もすれば暴力を以て抗抵せんとし、危

き難に及ばんとするにより、兩人是非に及ばず、歸帆しけり、翌年又渡海せしに、今度は唐人大勢渡り居て、家を設け、海獵を盛にせり、兩人如何ともすることを得ず、依て計策をなし、唐人兩人を擒にして、召連れ歸帆す、かくて同年四月廿七日未の刻、米子へ着岸して、灘町太谷九右衛門方に唐人を入置き、其旨言上に及ぶ、清源公綱清聞召し、太谷村川、并に唐人を鳥取へ召寄せ給ふ、加藤郷右衛門尾關忠兵衛兩人仰せに依て、彼者共を召連れ參り、御吟味の上、東都に言上し給ふ、朝鮮國よりも、使を以て、彼島の事種々訴訟しける故、遂に彼島をば、朝鮮國に付けさせられ、太谷村川渡海の儀停止仰出されたり、是より退轉して今に至り、渡島の者なし、この竹島といふは、日本を離る、事遠くして、朝鮮へは近し、渡航の者、三四月頃、先づ隱岐國へ渡り、強き南風を待て、舳綱を解き、押渡るなり、島は隱岐國より乾にあたりて、海路百里ばかり、朝鮮へは無下に程近し、彼國の釜山浦へは、其間十八里、夜に至り

一四
彼島に火を灯もせば、其光體に見ゆるとかや、夏の間は彼島にあつて海獵し、秋に至つて、けはしき北風を待て歸帆す、渡島の者行齡を限り、三十を越ゆる者は海上の風波を凌ぐこと成り難しとなり、島の形三つに分れ、嶽けはしく、境域も廣からず、人住居せず、巨竹喬木等茂生し、諸禽獸多く、魚鼈の類は、磯邊に群集して、産物足れる島なりとかや、又甘露の瀧と云ふあり、并に他に異なる井泉もありといふ、又此島に生する猫、尾の形短く曲れり、今に至りて尾の短く曲たる猫を、竹島猫と稱するなり、又鮑きわめて大きなり、是を串鮑にするに、其好味なること類なし、岸に生茂る竹を撓めて、海中へ沈め置き、朝毎に是を浮ぶるに鮑蛤竹の枝葉に附くこと、宛も木の實の如しとかや、其外種々の産物ありて、因伯兩國はいふに及ばず、普く日本の利潤なりしに、渡航絶たるは惜みても餘り有り。

皆生住士の事

皆生の住士は、元來出雲の國主堀尾山城守忠晴の

家人なり、寛永十年九月二十日、山城守三十五歳にて卒去あり、嗣子なきによつて家斷絶す、之に依て家中の武士、各々他國へ分散す、中にも此の士等は、米子へ來り、領主荒尾但馬成利が許に遊客と成り、城下に住ひけること日久し、但馬之を憐み、興禪公へ懇願し、傍邑に於て、田地を割與へ、皆生の邑に差置きたり、爾來子孫累代此村に居る、故に世の人皆生士と稱する也、國の政事は米子役所よりして告せしむ、右の士都合七人あり其内志賀谷に在るは、中頃より近郷の四日市村に居住しける故、今皆生に住する所は、樋口、服部小杉、荒木、渡邊、五土也、荒木は中村忠一の家士なりといふ、中村家斷絶の後、漂浪して、年久しくして、遂に此の地に止まる、但馬より七士へ關田割與の時、出雲に於て、食知の高に應じて、配附するによりて、田地の町數多少有つて、同じからずとかや、樋口を上坐とせり、又皆生の近郷目角といふ所に、長井市郎右衛門といふ士居住せり、是は讚州の浪人にて、元祿年中より住し、自

分に田地を集め食知となして、二代に至れり、然れども皆生并みには異るとかや。
一、倉吉 久米郡灘の郷にあり、今は城なくして、麓に屋敷を建つ、古城の號を打吹の城といふ、是當山の名也、建文中、山名伊豆守、當城を城き居る、師義の嫡子、讚岐守義幸、病身にて、甥の右馬守氏之、明德の軍功を以て師義の襲封を續き、是より子孫累代連綿として、當城に居住せり應仁の頃より亂國となりて、山名家衰微し、僅かに二三の郡郷を領してあれども無きか如し、終に大永四年に至つて、出雲尼子經久の爲めに滅亡して、當城は一片の煙となり、年を追ふて、市町社宮佛閣に至る迄荒廢し、古へ繁華の跡方もなく、弘治永祿の頃は、人家漸く三百餘りの邑里となる、山名の族に三郎氏豊あり、其後當地に居住して、一家を再興せんとせしが、天正八年の頃、河村郡の橋津川にて、吉川元春との合戦に打負け、因州へ遁れ入りしが、同國氣多郡鳴瀧村にて討死す、以來彌以て當地衰微せしが、天正十年の頃、

近郷の諸城滅亡して所々の工商、自然と來聚して家屋を造り、市町を並ぶ、今の岩倉町も其時に建つるとかや、羽衣石の南條家より重臣を置いて政令を、然るに慶長五年南條家滅亡して、中村伯耆守忠一當國一圓を拜領あり、重臣を此處の領主として治めしが、元和三年光政公當國の太守とならせ給ひ、此所をば老臣伊木長門に賜はり、古城の麓今の屋敷に住ひける、寛永九年御當家、就封し給ひて、荒尾志摩嵩就に此所を給はり、子孫累世今に至つて領主たり、其身は鳥取に在府し、組の士五十余騎、并に自分の家人數多を差置きて守護し、東三郡の政事を管領す、古城の堀石垣等今に於て顯然たり、天主閣は、其前天正年中吉川隆久、米子湊山に引移せ故にや、米子の城をば久米の城と稱する也、領主の屋敷は中央にして、左右に士の屋宅連綿し、其外面には市町を置き、寺院は廓外に並立せり、地形東西に長く、南北に狭く、後ろは山嶺層周して、前は廣濶なる田畑あり、位置鳥取米子両城の中央にて、軍國の固めに樞要の城と

謂つべし、都て當城の合戦の次第、并に打吹山と名稱の沙汰は、古城の卷に記す。

越殿の事

當所越中町といふ町裏に、地境三百歩余りに見ゆる松林あり、今諸家の廟所なるが、是れを越殿と稱す、天正の昔羽衣石領の時、南條の家臣、山田越中が住居せし殿趾なりとかや、越中在任の時、郷民等此地を越殿と稱す、世の人終に字なして、今に稱し來れるなり、然るを俗誤てかうしん堂といへり、越中町といふも、山田が領せし處なる故なり。

茶屋屋敷の事

中町會所の小路、東の隅の屋敷をいへり、古へ此處に茶屋何某といふ有徳の町人、累世居住し、居宅華麗を尽くし、中村家の時代より、備前御代、御富家に至つても、代々此者巡見の山宿を勤め、其外務をなすおとあり、依之町の人民、お茶屋と唱えしとかや、貞享の頃、此者の家衰微して、終に跡方もなく成り、今は茶屋といふ号も知らざる

人あり勝なり、近年は彼屋敷を五つ六つにわかち商民多くとも居住せり。

花宮小路の事

座頭町の西傍の端の小町なり、何様故ある稱号なれども、云ひ傳えたる事もなし、昔此處に小き神社あつて、花宮といふ巫居住する故、斯の如く稱するなりと、今は社の跡もなし。

關所藏の事

今沖田屋敷の山の端に有り、方六尺程の藏なり、當國前太守中村氏の老臣、依藤半右衛門、中村伊豆守兩人の、關所道具を收めし藏也、此兩人并に河毛備後守等、太守中村落城の時、金銀其外諸道具隠し置くこと露顯し、公聽に達し、慶長十八年十月十三日、駿府に於て御穿鑿の上、家康公御勘氣を蒙り、同十六日、三人の屋敷破却仰付られ此時の隠し物置きし所なり、依藤は生害し、河毛は内藤若狹守清次に御預けとなり、中村は追放と成り、駿河清見寺に馳け入て、剃髮すといへり、依藤も伊豆守も、當所の住人なる故、二人の關所

物、一箇の藏に納むるとかや。其時の記録元祿年中の火災に焼失して、今はなし、年々の修覆は、當所の町役なり、鍵は年寄役の者預かる、河毛は松崎の領主なりし故、關所藏松崎にもあり、兩所關所の檢使は、此所の御代官山田五郎兵衛といひ傳ふ、前々は巡見の衆、御通りの時は、藏改めの事ありしかども、近代は絶て其事なし。

山田五郎兵衛倉吉在任、并に

安田綱右衛門家傳の事

慶長十四年、中村家退轉の時、當所は御領となりて、山田五郎兵衛御代官として居住あり、中村は浪人共、部落へ蟄居せしが、大坂陣の時籠城せしもの幾千なり、大阪落城の後、又當國へ立歸りし故、山田氏大命を蒙り、嚴敷詮議ありしと云ふ、河村郡穴鴨村に、安田茂右衛門といふ居民あり、此時の下知によつて、河村郡山中の事、惣て彼か家にて支配せしめらる、此節は安田庄三郎といふて幼少なれば、其母家事を行ふ、是によつて老母に下知あり、其書今に所持せり、此家の先祖を、

安田綱右衛門と云ひて、名和伯耆守長年か妹聲也、其前々より、代々當所に居住し、今の茂右衛門迄、三十七代、連綿として相續す、先祖綱右衛門は、元弘の亂に後醍醐帝、當國船上山へ御登山の時、長年に従ひ、忠勤を尽くす、其後此山中に隠れ住み、家富みて郷士となれり、十代も以前迄は、國中にても人に知られし身代なりしが、數度の兵火に、家系重寶尽く焼失し、家も衰微し、いつしか郷士の格も失せて、只其号を傳ふるのみなり。

池田光政公當國を領し給ひ、御國廻りの儀有り、此家代々此山中にあつて、賊亂を鎮むることを御感あつて、御恩賜甚だ厚かりしと云ふ、この庄三郎をば荒尾志摩嵩就に加冠せしめ、茂右衛門と改名し、以前の如く山中に置いて、鉄山銅の事業を免許あり、今に至つて斷絶せず、此の家に近來迄、文庫硯を所持せり、紋に牡丹の花の蒔繪あり、先祖綱右衛門妻、名和家より持參せしよしにて、代々家の重寶とせしか、火災にかゝり焼失せしとなり。

河村郡湯村にあり、湯壺の數十八九もあるべし、一ノ湯二ノ湯、入込として三ツ並ふ、一ノ湯御茶屋と稱し、國主より修造あり、一週りの湯代、銀壹兩、前々よりの定めなり、湯の數多ければ、鍵と云ふ事もなく、人々自由に入浴すべし、春秋には自他國人群集し、頗る繁昌を極む、又此村より六七丁上に、砂原といふ村あり、此所の田の中に湯泉湧出し、其の傍に大きな株木あり、依りて株湯と稱す、湯村の源の湯ともいへり、天正の頃にや、知久間某といふ侍ありて、當村を領して、此の地に居住せり、今下の屋敷其跡なり、今は宮地となつて、知久間の廟あり、此人羽衣石の輿力なりしが、或時大瀬に於て、漁獵の事より争起り、南條伯耆守大勢の人數を押し、攻寄せければ、知久間遂に亡命し、其子何某、十七歳なりしか、一方を切ぬけ、湯村の向なる迹谷ノケタニに走り、助兵衛と云ふ百姓の宅に潛み、かくれ、一命を助かる、其後南條氏と和睦し、復湯村を領して、其の地に居住せしとなり。

一、松崎 河村郡東郷にあり、古城累代の興廢、くはしくは古城の卷に記す、寛永九年、興禪公、當國就封の時、此處をむ、和田飛彈守に賜り、在所とす、組の騎士家の重臣を置くおと、米子倉吉に準格して、今に至つて異動なし。

一、八橋 八橋郡菊里の郷にあり、本名を菊里といふ、古城を岩上山の城といふ、委くは古城の卷に誌す、寛永九年、津田將監に賜り、古城の麓に屋敷を構へ、周りに侍の小路を割り當て、組の騎士に重官を置く事、松崎に同じ。

一、黒坂 日野郡黒坂の郷にあり、古城を鏡山の城と云ふ、委しくは古城の卷に誌す、寛永九年、福田和泉正に預けられ、組の侍を置く事、八橋に準す。

右の五ヶ所は、當國都會の地にして市街戸々軒を並へて繁昌す、何れも數多の騎士在住して、國中の鎮護たり。

三朝温泉、并知久間氏の事

湯關温泉、并にエグ芋の事

久米郡矢遣郷にあり、此湯は銀湯なるよしにて、漆瘡の類ひ特に相應す、湯壺三ツあり、湯の修造三朝に同じ、境地も畧三朝に同じく、山中なり、此村に弘法大師のエグ芋といふ芋生ず、昔弘法大師、此里を過ぎ給ひしに、或る民家にて、婦人芋を洗ひ居たり、大師之れを乞給ひしに、その婦人大師たるを知らず、吝みて、此芋はエグしと云ひ詐りて參らせさりしかば、それよりして、此の所に生ずる芋、エグふして食ふに堪えざるに至れりと云ふ、今に弘法のエグ芋と稱すと云ふ。

刀鍛冶の事

一、安綱 大原五郎大夫と号す、河村郡大原村に鍛冶屋敷とて今にあり、此所に住居せしとなり、平城天皇の御宇の鍛冶にて、源家累代の寶劍、鬼切丸の作者なりと云ふ、安綱一心清淨の眞を以て鍛ひ、時の將軍坂上田村丸に奉る、田村丸伊勢の鈴鹿山にて、鈴鹿の御前と劍を合せし太刀なり、其後田村丸、伊勢太神宮に參籠ありし時、瑞夢に

感して、此劍を奉納あり、然るに攝津守源頼光、勅を受けて、丹州大江山の賊徒を退治の爲出發の時、神の御告を蒙り、彼の劍を下し給はり、それより酒呑童子を斬り、又和州宇田の郡にて、惡鬼を退治あり、是より鬼切丸と名つけ、代々源家相傳の寶劍となれり、新田左中將義貞越前の足羽に於て戦死の時、此太刀を帶せられしが、將軍尊氏へ傳はり、累代相傳ふ、太平記には、會見郡の大原に鍛冶工なりと述へあれど、會見郡には、大原といふ地名なければ、河村郡の誤なり。

一、眞守 安綱が子にして、亦大原に住せり、父に劣らぬ名工にて、平家重代の寶刀、拔丸木枯(小鳥歟)と云ふ太刀の作者なりとぞ、眞守子孫當國に住し、或は他郡にも散在し、國家一本に國宗に作ると云ふは久米郡小嶋の郷に住居し、名工の聞え高し、其餘名工數多あれど、今之れを畧す。

一、正綱 天正年中に鍛冶工なり、久米郡弓削村に住し、新三郎と稱す、後には受領して播磨大椽藤原正綱と云ふ、後には倉吉に住せしが、又米子

にも移る、子孫今に播磨鍛冶といふなり、此人尼子の臣山中鹿之助の刀を打ちしこともありと云ふ。

一、廣吉 天正年中倉吉に住し、三田五郎右衛門といふ、其子三人家業を續く、今は太刀を打たず庖丁薄刃其外農具の類を製す、道祖尾七郎右衛門廣賀と号し、八橋郡津原の郷に住し、子孫今に至る、是も今は刀工にあらず農具類を鍛つなり、廣賀は正綱同時の鍛工にて皆相州傳なり。

附記

(八橋郡に津原村なし、津原村は久米郡にあり、郡名の間違か、但し八橋郡に中津原村といふ所あり、中の字の脱字かいか、ならん)

伯耆民談記卷之三

一國境并驛路行程の事

一山の由來之事

一川の由來之事

一池の由來之事

一國郡の土産の事

國境并に驛路行程の事

一河村郡小濱村より國堺迄、十三町廿八間、國境

より因州氣多郡長和瀬村まで三丁廿八間、

一同郡川上村より國境まで、一里十七丁、國境よ

り因州同郡桑原村迄、一里一丁、

一同郡俵原村より國境滑石峠迄、九十七間、國境

より因州同郡河内村迄、一里十二町三間、

一同郡中津村より國境佐谷峠迄、十二丁三十間、

國境より因州同郡同村まで、一里四丁二十間、

一同郡鉛山村より國境大茅野峠迄、一里十五間、

國境より作州西條郡上才原村迄、四十八丁、

一同郡木地山村より國境人形山迄、一里七丁四十

間、國境より作州同郡同村迄、二十二丁四十間

此峠を人形山といふは、昔此山に大きな、蜘蛛

有つて往復の人をなやますこと日久し、或人

謀を廻らし、木偶人を峠に立置き、犠牲の如く

にして蜘蛛を招きけるに、頓て來て是を喰はんと

退治す、此のいはれを以て、人形山と稱すとい

へり、此峠のかたわら道に、打札越すと云ふあ

り、道筋も大にして、牛馬も往來す、人形山は

殊に嶮路なる故、多く此道を通ず、打札越よ

り作州へ、三丁程行けば、道の端に梅もどきあ

り、大木にして、一抱えに餘る、其他大木あま

た生茂る。

一同郡上田代村より國境長谷越まで、三十五丁四

十五間、國境より作州同郡羽村迄、一里四十丁四間、

一同郡大谷村より國境瓢單峠迄十一丁三間、國境より作州同郡西谷村迄、四十七丁六間、

一同所より國境樗毒見峠迄(原本に脱字あり)、國境より作州大庭郡吉田村へ、十九丁五十九間、

一同郡四十曲村より國境四十曲峠迄、廿一丁、國境より作州同郡吉田村へ、三十丁四十間、

一久米郡湯關村より國境卒是知峠迄、一里廿九丁三十間、國境より作州同郡別所村迄、廿三丁廿五間、

一同郡山口村より國境犬狹峠迄、一里三丁十八間、國境より作州同郡長田村へ、一里三丁、

一日野郡下蚊屋村より國境水越峠迄、八丁、國境より作州同郡上徳山村迄、一里七丁、

一同郡助澤村より横峠迄、三丁五十四間、國境より作州同郡上徳山へ、一里七丁一間、

一同郡俣野村より國境迄、一里、國境より同所へ一里廿一丁二十二間(原文ノマ、)

一同所より國境阿奈峠迄一里、國境より作州眞嶋郡新庄村へ、二里十八丁、

一同郡板井原村より國境四十曲峠まで、廿八丁四十八間、國境より作州右同所迄十八丁四十五間(原文ノマ、)

一同所より國境三坂峠迄、三十丁五十三間、國境より備中阿賀郡山奥村迄、廿六丁三十三間、

一同郡秋繩村より國境筵峠まで、廿四丁、國境より備中同郡井原村へ四十四丁廿間、

一同郡門谷村より國境明智峠まで、廿七丁、國境より備中阿賀郡花見村まで、廿七丁廿間

一同郡中菅村より國境蓑花村まで、廿五丁四十六間、國境より同郡同村へ四十丁五十七間、

一同郡神戸上村より國境鋤峠まで、三十三丁十四間、國境より同郡實村まで、十一丁十五間、

一同所より國境奥山峠まで、(此間原本脱字)町三十間、國境より備中哲多郡釜村へ十一丁廿九間、

一同郡駒崎村より國境谷田峠まで、一丁廿八間、國境より備中右同郡同村へ、二十丁三間、

一同郡下道場村より國境茶屋峠まで、九丁十四間

國境より備中同郡高瀬村まで、廿六丁廿六間、

一同郡飛時原村より國境高領峠迄、八丁二十間、

國境より備中同郡同村へ三丁五十二間、

一同郡大坂村より國境木谷峠迄、十四丁二十一間

國境より備中同郡木谷村へ、一丁四十間、

一同郡野組村より國境鑰掛峠迄、一里十八丁、

國境より備後奴可郡小奴村迄、一里九丁十八間、

一同郡新屋村より、出雲仁多郡坂根村へ廿六丁、

一同郡上萩山村より國境萩山峠まで、十五町、國境より出雲仁多郡樋口村へ一里、

一同郡上阿布縁村より國境万歳峠まで、十丁、國境より雲州同郡竹島村へ廿五丁、

一同郡礪波村より國境比田峠まで、十六丁廿二間

國境より雲州能義郡東比田村へ、三十五丁、

一同郡奥栗谷村より國境坂原峠まで、十二丁三十

二間、國境より雲州同郡小竹村へ十四丁、

一同郡榎垣より國境長江峠迄、十三丁、國境より

雲州同郡赤尾村へ、一里十二丁、

一會見郡信賴村より、雲州同郡源山村へ、廿七丁廿間、

一同郡伐杭村より國境伐杭峠迄、四丁十間、國境より雲州同郡福富村へ二丁四十間、

一同郡絹屋村より國境佐斐鳥木迄、八丁三間、國境より雲州同郡市中村へ、廿丁廿間、

一同郡猪小路村より國境二重鳥木迄、八丁三間、國境より雲州同郡母里村迄、廿二丁

一同郡柏尾村より國境迄、廿三丁廿間、國境より雲州同郡宮内村へ、一里廿九丁四十間、

一同郡古市村より國境まで、十七丁八間、國境より雲州同郡加須原村へ、三里八間、

一同郡新山村より國境關山鳥木まで、廿五間、國境より雲州同郡安田關村へ、十二丁廿間、

一同郡陰田村より國境まで、三丁十四間、國境より雲州同郡吉佐村へ、十三丁、

國境都合四十三口、因幡口四、美作口十三、出雲口十五、備中口十、備後口一、

因州鳥取より米子迄行程

一鳥取より高草郡堺迄、十四丁三十四間、
一高草郡堺より同郡安長村迄、廿五丁六間、
安長村より吉山村へ、七丁三十六間、
吉山村より湖山村へ、十一丁、
湖山村より伏野村へ、一里五丁十間、
伏野村より内海村へ、十一丁三十間、
内海村より小澤見村へ、十三丁、
小澤見村より氣多郡境迄、五丁五十間、
同郡境より母木宿へ、廿丁、
母木宿より濱村へ、十九丁十五間、
濱村より姫路村へ、三十丁十五間、
姫路村より芦崎村へ、廿七丁三十間、
芦崎村より青谷村へ、三丁廿六間、
青谷村より井手村へ、四丁四十五間、
井手村より長和瀬村へ、十丁十五間、
長和瀬村より伯耆境迄、三丁四十間、
因州里數六里十二丁六間
伯耆境より河村郡小濱村迄、十丁、

小濱村より石脇村迄、八丁三十間、
石脇村より泊村へ、九丁廿四間、
泊村より宇野村へ、一里四十五間、
宇野村より湊宿へ、十八丁五十間、
湊村より長瀬村へ、十五丁三十二間、
長瀬村より久米郡境迄、七丁、
久米郡境より君坂村(國坂か)まで、十八丁卅間
君坂村より八橋郡境迄、廿八丁四十間、
八橋郡境より西園村まで、十五丁廿四間、
西園村より由良村へ、十六丁廿四間、
由良村より妻波村へ、六丁三十間、
妻波村より大谷村へ、廿一丁三十四間、
大谷村より大塚村へ、九丁三間、
大塚村より八橋宿迄、廿五丁三十三間、
八橋宿より赤崎村まで、廿五丁廿間、
赤崎村より籠津村迄、廿三丁卅間、
籠津村より赤坂村迄、三十一丁、
赤坂村より汗入郡境迄、廿四丁十五間、
汗入郡境より逢坂村へ、五間、

逢坂村より御厨村へ、一里十一丁四十六間、
御厨村より富長村へ、十五丁五十五間、
富長村より福尾村へ、廿四丁十八間、
福尾村より國信村へ、十丁四十六間、
國信村より上万村へ、六丁五十間、
上万村より淀江村へ、廿丁五十九間、
淀江より會見郡境迄、廿三丁十五間、
會見郡境より佐陀村迄、十九丁三十五間、
佐陀村より日吉津村へ、十二丁廿間、
日吉津村より今村へ、三丁、
今村より米子迄、廿丁四十間、
伯州里數拾五里拾八丁三十三間
因伯里數都合貳拾壹里三拾丁三拾九間

りといふ、されど今何れの山を指していふ事を
知らず、御廟の跡も見えず、舊事記曰伊弉諾伊
弉冊の尊雲伯の境昆波山陵と云々、日本紀には
紀州有馬山を昆波山と述ふ、今按ざるに太古國
境つまびらかならぬ時、雲州能義郡日南郡に日
南山といふあり、山の上に陵あり、即ち伊弉諾
伊弉冊の尊を葬る、神陵なる由、古來相傳の説
あり、此山の竹を以て杖を製すれば、蠶蛇敢て
近寄らずと云ふ、疑らくは昆波は日南の訓意に
て、此地正しく神廟所在の地にて、上古は雲伯
の境なりしにや。

高靈山

汗入郡にあり、俗にかわら山といふ、

山の事

川の事

大山汗入郡 船上山八橋郡 美徳山河村郡

日野川

是を伯耆三嶺と号す各社閣の卷に記す

昆波山

此山雲伯の境にあり、伊弉諾伊弉冊二尊の廟あり

日野郡より會見郡に流れ出る川にて、下流幅凡
そ百六十間餘あり、常は二瀬なり、國中第一の
大河なり、湊は海池村の下にて海に入る。

今津川

同郡高杉の郷より出て、今津村の下にて海に入る、

淀江川

汗入郡宇多庄より出つ、下流幅九間余り、橋あり湊は淀江町の下、

阿彌陀川

大山の麓より出つ、下流幅十五間餘、富長村の下にて海に入る、古來傳ふ此川より阿彌陀佛像出現ありて、大山に安置す、今のみだ堂是なりと此故を以て阿彌陀川と稱せ、俗にあんだ川と云ふ、

奈和川

大山の麓奈和庄より出つ、下流幅十間余り、歩行して渉るべし、御厨の下にて海に入る、

逢坂川

大山より流れ出つ、汗入郡前谷村の下にて海に入る、歩行渉りなり、

胃川

八橋郡中山郷一の谷より流れ出つ、胃村の下にて海に入る、歩行渉りなり、下流幅十三間餘、此川古へ胃川と云ひしを、後世に至り甲の文字を充て後誤まりてキノエ川と云ひ傳へたるなりと、

一本に云ふ此川を胃川と云ふ事は上古天照大神出雲國より還幸の時八重垣浦にて素盞烏尊の退治ありし八岐の大蛇が女蛇男蛇の仇を報んと追かけ此川に來て水をせきとめ數萬の胃武者と化して現る此時神の『千早ふる神代もきかぬ胃川』の御詠ありしに妖邪消散せりとよりて胃川と名く云々

黒川

同郡籠津川の事なり、大山乃記に西の郷一、谷の流なり、此川を黒川と稱るは、元弘の昔後醍醐帝の御船、楠丸の入りし所なりと云ひ、御船入りしより後、此の川筋の石黒くなりしとて、黒川と稱すと、幅下流十四間余、殊の外急流なり籠津の下にて海に入る、

荒井川

同郡上ノ郷より出つ、下流幅十一間余、八橋の

下にて海に入る、

加勢蛇川

同郡古布庄より流れ出づ、幅十四間餘り、大谷村の下にて海に入る、此川のいわれ前に記す、

天神川

久米郡河村郡の境を流る、久米郡櫻の郷、矢遣郷、北の郷、三谷の流れ、河村郡竹田ノ庄、小鴨郷（鴨の郷の誤歟）、三朝ノ郷、此三谷よりの流れ、上井村の前にて會合して、一筋となり、江北村の下にて海に入る、下流幅百三十間餘、因幡街道渡りを天神の渡といふ、舟渡なり、洪水の時は、長瀬江北兩村より人夫出つ、又上井村にも舟渡場あり、倉吉と因幡と往來の街道なり、

化粧川

八橋郡赤崎村の西の端に、川幅十歩に足らぬ小川あり、此川の謂れ古城の巻に記す、

橋津川

河村郡東郷の山より流れ出て、東郷の池を通し

池の事

て流れ、橋津村の下にて海に入る、以上川筋十三、悉く南より北に向て流れ、海に注ぐ、其外枝川數多あり、委しくは記さずと雖も、皆以上の川に注くなり、

東郷池

河村郡東郷松崎にあり、當國無二れ大湖にて、風景絶佳なり、周り三里余、十二ヶ村落之れを圍繞し、近岸處々神社佛閣薨を並へて建てり、

原の池

同郡原村にあり、俗にさわりの池といふ、昔の池に大蛇棲みたる所とて、際立ちて百歩余り地形高き所あり、又池邊に杜若生ず、花時殊に美事なり、

嶋の池

八橋郡島村にあり、久米郡との境にあたる、

由良ノ池

同郡由良村にあり、

赤松ノ池

汗入郡大山領、赤松村にあり、昔此地に赤松某と云ふ者ありて、夫婦の間に一人の女子ありけるか、此の女容貌美麗にて、父母寵愛厚かりけり、或時父母に誘はれて、此池の邊に來りて遊ひたりしか、父母に向ひて言ひける様、我れはもと蛇身なり、故ありて暫く人體に化生せるも今もこの身に立返るべき時至れり、幸に此池水清淨なれば、我か棲むに屈強の場所なり、年頃養育の御恩忝けなし、永く我か家運を守るべし、我を念せむものは、供養に山椒を池の中に散し給へどて、直ちに池に飛入り、平地を行くが如く、池心の所にて、忽ち大蛇と化し、其の儘水中に没し去りぬ、父母驚き悲嘆それども、取還らすべくもあらず、泣く／＼家に歸りたるが、其後池の邊りに小社を建て、其の蛇を祀りけると、今赤松大明神是なり、一説に此の娘十八歳の時、大山の稚兒を見そめ、戀したひけれども、其心を遂ぐる事を得ず、鬱念のあまり、

赤松の池に身を投げ、忽ち蛇體となりて、大山に登り、彼の稚兒を取つて池中に入るといへり、今に至て、村の民、此神靈を祈り、願立するには、山椒を池中に散じけるとなり、

國の土産の事

古記に當國の産物は、鉄、熊膽、黒皮茸、大山、熨斗、米子、此の四品を誌るせり、

河村郡土産の事

東郷湖の黒鮒、竹田谷ノ韮木、吉尾ノ松茸、神倉ノ石茸、中津ノ山葵、中津ノ茸板、三徳山の石楠花、鎌田の梨子、

本文此項れ末尾に中津の謠曲の事を載せ、蓋寺院若しくは古城の巻の末尾に記すべきものなり故に此に載せず、

久米郡土産の事

倉吉の吉田細工

因州鳥取備前岡山播州姫路此三地共にあり
端午の節句幟の出しに、檜物屋の設ける片面の

武者人形(木偶)の細工など、是を吉田細工といふ、輝政公三州吉田に御在城の時、勝ち軍の有様を寫し、端午の節に、家毎に軒下に飾るべしと、仰出されしが、四月下旬の事故、俄に調へ難かりしよつて、古城の圖、城郭人馬、山川草木までも、片面に作りて、飾りしと云ふ、それより、吉例と成りて、今に至り、是を作る、此細工他國(備中播磨を除く)にはなし、此技當所倉吉の工人、殊に妙なり、其の昔吉田城下にて、造りし故に、吉田細工といふなり。

同所南殿櫻

今沖田屋敷の山端にあり、或人云ふ、此花彼の紫宸殿の、右近の櫻と同種なる故、南殿櫻と稱するなりと、尤も古木は枯れ、今有るは花乃色白し、いかにも大輪なり、

同所隆泉寺の水土、不動瀧のへき石、岩倉山の杜鵑花

昔新藤熊澤の兩人、此杜鵑花を愛せしが、それより諸方に弘まりし故、両氏を以て花名に冠せ

りと云ふ、

八橋郡土産の事

船上山の梅、叶市蜜柑、大塚若和布、松ヶ谷米、魚品

汗入郡産物の事

大山蓬、同所皮茸、同楊枝木、龜甲村著木、龜甲村の萩著木によしと、諸國に沙汰す、往古伯耆の國と改号の事、白龜出現の事に由れり、而して白龜の出では、此村に在りしとなり、然るに今龜甲と云ふ村名なし、蓋し年久しくして、村名を改めたるによるか、龜甲著、會見郡四日市村にある著、今に好古の人々の珍重する所なり、

會見郡土産の事

米子の鱈、鱈、同所生綿、神田濱の松露、同霜茸水晶、蚊屋蘿蔔、長砂女夫堤鯉鮒、日吉津鯛、目角大谷西村大竹、八幡ウグヒ、尾高芹、阿島屋根石、

此阿嶋村に、往古長者住けるか、其の屋敷傳へ

て長者原といふ、此地より出る石色紫青なり、

日野郡土産の事

鐵、熊膽、印賀鋼阿布縁の土を以て吹く、溝口煙草、黒坂豆腐皮ユ、
宮内温石、下安井皮茸、

伯耆民談記卷之四

目次

倭文神社	波々伎神社
志津神社	國坂神社
宗像神社	大神山神社
惣社神社	國山八幡宮
神宮寺	北野天神
安樂寺	大宮大明神
桂男山八幡	餘子大明神
粟島大明神	日吉津神社

神社の部

案するに、當國の神廟、延喜式に載する所、六社也、其他の祠社多く有て、往古より連綿として相續せし所に、大永四年、尼子經久當國へ亂入の時兵火災を蒙り、大半亡失して、古來相傳の譜録

神實等、皆灰燼となる、當時國內戰亂ありて、頻りに干戈を動かし、亂臣賊子虚に乗して、神領を没し、什物重器は尽く掠め奪ひける故、昔時隆盛の神廟も、徒に退轉して田園となり、漸く礎石に痕跡を遣し、空しく神号を、村名と共に稱するのみなりしが、後年に至りて、尼子經久當國を管領して、漸く再興を企て、舊領を寄附すること多し、其後又毛利輝元の屬國となり、吉川駿河守元春、西三郡の鎮撫として古來の社閣を再興有り、東三郡は羽衣石の南條伯耆守元續の領地なれば、是亦再興少なからず、慶長の頃より、中村伯耆守忠一當國の守と成つて、普く修補を加へ、神威漸く盛んなり、寛永九年より、御當家管領と成り給ひしより、絶えたるを繼ぎ廢れたるを興し、或は領地を寄附し、荒廢を修造有つて、昔時の名跡全く備はりぬ、風教化育の徳仰きても餘りありといふべ

し、

延喜式の六社

倭文神社 波々伎神社
志津神社 國坂神社
宗像神社 大神山神社

是を式内の神、伯耆六社と号する也、餘の神社は式外の神とて、本所八神殿に残る神社なり、六社は、醍醐帝の時、延喜五乙丑年、山城國愛宕郡、如意の峯神祇齋場の所より、御神体を由緒に付て此國へ奉鎮し、國內擁化の尊廟なり、延喜の頃より、凡そ九百年も近き星霜を經れ共、連綿として今に至るまで退轉することなく相續す、不思議とも謂つべし、

一倭文神社 河村郡宮内村、社領四石九斗二升
一宮神社と号し、當國の一宮なり、祭る神は大己貴命乙姫下照姫の命にして、攝州東成郡比賣許曾神の一躰なり、和歌の大祖三神の一也、下照姫此地へ鎮座の事は、上古雲州神門郡より、此山に遷座ありといへり、當社に残る五社は勸請して神

闇をうつし、當社は國の六社乃惣廟なりとかや、年中に七度の祭事あり、御輿御幸の事今は無し、古は御幸もありしとて、其所を今新宮と稱し、二丁四方に余る境内なり、昔は正神主ありて、禰宜職社人も多くありしといへり、今以て宮内村には坊舎の跡あり、今の社職荒井氏は、本は小鹿谷、桂男山八幡宮の社職なり、然るに當社の神職自然と斷絶せし故、國命ありて荒井氏一の宮に神職となり、桂男山を兼帶せ、今禰宜職は一人あり、前田兵庫といふて、藤津村に住居す、此前田は古代より禰宜職たる由、往古一ノ宮の正神主は位階なしとて、其時の口宣今に残りて、兵庫が家に所持せといへり、古へは社領千石の御朱印地にて、武將より代官として、貝屋勘左衛門、青木與三衛門兩人、長和田村に居住し、専ら神社の事を支配す、今に於て長和田村の民家に彼子孫多くありといへり、天文年中尼子家より造營あり、七十石を寄附せられ、其後南條亦是に續く、其後社領減少して、近代四石九斗二升となる、前々は御朱印地

なりしが、慶長以來國印となれり、然る故にや、

神領の分今に國主より改田の沙汰無しと云へり、今寶殿は方(原本文字欠く)四面なり、御社の鍵をば、宮内村の百姓吉右衛門と云ふ者、由緒有りて代々持ち來りしが、彼の者家難毎度ありて、神慮を恐れ、社職の人へ渡し、今は荒井方へ納る、又什物の内に、古るき額あり、勅筆の由相傳ふれども、何れの朝といふ事分明ならず、然るに今代の社司、此事を吉田二位兼敬卿へ告て、穿索有りしに勅額紛れなき由本所に於て命を蒙る、

額寸法曲尺にて、豎二尺一寸八歩
横一尺四寸六歩

(文字彫り有れども字体不分明)

鎮座の山は、東郷の湖上御冠山と号す、斯く稱する事は、社殿は麓に有て山嶺社上に聳へたるか故に、御冠山と号するとかや、俗に宮内山と云ふ、氏子の人禽獸の肉を食はず、押て食する時は、忽ち病腦を發すといふ、懷妊の女臨月に及ふといへども、腹帶を用ゆることなし、是れ當社の神秘な

るよしに傳ふ、

一波々伎ノ神社 河村郡福庭村
五社大明神と号す、祭る所の神は、大己貴尊の御子事代主神也、此尊は神武神通在し、或時は八尋の鰐と化して、三嶋の溝掛姫に通し給ふ、又常に釣を垂る、事を好み給ひしとなり、

大和國高市ノ神社、出雲國三穗大明神と御同體の神なり、
一志津ノ神社 久米郡志津村
志津大明神と号す、祭る所の神は事代主の神の御弟にて、武御中命なり、信州諏訪大明神と一體の神なり、

一國坂ノ神社 久米郡國坂村茶臼山
四ノ宮大明神と号す、祭る所の神は、少彥名命にて、京都五條の天神と一體の神なり、日本記に曰く、高皇產靈命の皇子なり、下界に降りて、大己貴命ノ掌中に入る神故、大己貴命の御子孫と云々、
一宗像ノ神社 會見郡宗像村

祭る所の神は、天、稚彥命なり、此命は天照太神の勅使として下界に降臨し玉ひぬ、大己貴命乃姪下照姫を娶り、名無雉を射殺し給ふ、依之大己貴命の神系に入給ふ也、

一大神山神社 會見郡尾高村

二、宮大明神と号す、祭る神は味高彦命にして、下照姫御同胞の神也、容顔華麗映三十二岳、(原字の通り)玉ふ 阿妹奈屢夜アモナルヤの神詠あり、日本記に見えたり、

惣て六社の神、素盞男命の御子孫、大己貴命の御子とかや、

一惣社大明神 久米郡國分寺村

祭る神は大己貴命にして、雲州杵築れ日隅の宮と一躰なり、文武帝の朝に、諸國を改替有て、國府に一社一寺を建て給ふ、當社卽是なり、諸神惣満の意を以て、惣社と号す也、

一國山八幡宮 汗入郡國信村

祭る神は神功皇后なり、貞觀年中當所に鎮座あり、御船に召れ此村の湊より上り玉ふ、着岸の地

を舟磯と云ふ、此時御旗の立ちし所を、幡峰(峰の字疑ふらくは鋒の字ならんか)と云ふ也、國山と号するは、國法を治め民を守り玉ふ神鎮座の山なる故、斯の如く稱すると也、村を國信と稱す、又左右に連なる里を末吉末長といふ、末世に至る迄の神の徳を仰きて末吉と号し、神威の替らざるを祝して、末長と稱する也と、永祿天正の兵亂に、宮殿炎上して累代の神寶社記録、盡く灰燼となる今有る所の社記に曰く、右大將頼朝公、建久二年當社再興、佐々木四郎高綱是を勉むと書きたり、又社の傳説に、頼朝公再興といへども、實は佐々木建立といへり、されど予案するに、佐々木四郎高綱は、頼朝平家を滅ぼし、關國割與有る時、初め土肥の杉山合戦の時、與國の約束違變により、高綱之を憤り、出家を遂げ高野山に塾居せし由、古來傳ふる所分明也然れば建久二年に當社建立此事あるべからず、是は雲州尼子式部大輔晴久當國を管領したる時、再興せられ、尼子佐々木同姓なれば右の如く傳ふる事なるべし、都て當國の神社

佛閣、尼子氏の造營多し、世俗誤て佐々木高綱と云ひ傳へしと見へたり、當社退轉數度に及びたるに、天正の頃吉川駿河守元春、再興あり、其後中村伯耆守忠一の時、社頭美々敷造營有つて、社領百二十石を寄附せらる、此時より神祭神事修行せり、古へはやぶさめ神事共も有りしにや、馬場の場の趾今において分明に遺れり、

一神宮寺 同村禪宗

昌久山と号す、古寺の跡は少し傍に有り、宗旨も眞言なりしか、今は別當とても無く、神宮寺と稱するのみなり、舊記什物等も、戰國の時焼失して傳はりたるものもなし、國花万葉集に述ふる所は、河村郡に於いて寺領四十石とあり、然れども當寺は往昔より、汗入郡國信村に有つて、國山八幡宮の社僧なり、

一北野天神 久米郡北野村

當社は皇都北野の天神を勸請せし御社也、故に名も北野と稱するとかや、一旦、彼の大永四年の兵火に焼亡したりたるが、天正年中に尼子晴久再興

あり、然るに享祿己丑年又々野火社頭に及び、神寶記録尽く燒亡す、安樂寺の住僧正受院榮呂是れを悲み、天正八年に神閣及内殿を新たに造營せり、元祿二年當郡の流人、里見安房守忠義方三間の社宮を建つ、夫より相續して今に至れり、

一安樂寺 同 村

今は寺無し、寺号のみ残りて、纔かなる觀音堂の草堂あり、右安樂寺は社頭より少し間合あり、今に其跡顯然と殘れり、

一大宮大明神 久米郡大宮村

當社は應永中、京都下加茂を勸請して小鴨大明神と稱す、岩倉城主小鴨家代々尊敬、他に異なる故に岩倉隆盛の時は、春秋二度の神事盛に行はれて、社頭も美々しかりき近村に市場といふ所あり、大宮二度の神事前後七日の牛市を此村に催す、遠近の民群集して、牛馬を賣買せしとかや、天正十年五月岩倉の城、吉川元春の爲めに滅ぼされて、城主小鴨元清羽衣石へ落ち往けり、此合戦の前に小鴨の家來拾貳人、當社へ祈誓し連名に書きたる一

札、今に寶殿にかけ有り、其板中高にして人の如く、巾七寸程長さ一尺七寸余りに見ゆ、名乗り一字は判にかゝり字姓分明ならず、板の書き様左の通り也、

小嶋左衛門尉元清近侍の者

- 北村甚九郎綱判
- 尾崎三郎次郎正判
- 横田彦四郎清判
- 杉森喜右衛門家判
- 戸倉彦五郎綱判
- 成相加助吉判
- 舟原彌三郎成判
- 北村文次郎綱判
- 日野勘五郎清判
- 石川又三郎清判
- 高柴彌五郎久判
- 安部助太郎貞判

右衆中於席に申合儀相違有間敷候何程の義候共互に見捨申間敷候此旨偽るに於ては大明神殿之可蒙

御罰者也仍而如件 敬白

天正壬午五月五日

此合戦五日廿五日の事なり、遂に岩倉落滅して、拾二人の士も討死す、此時落城して其後繼なし、合戦の事は古城巻に記す、

一桂男山八幡宮 河村郡小鹿谷

社領五石九斗七舛八合

往古より傳はりたる神社なり、中頃兵火によつて、什物記録なども今はなし、社領は古よりの圭田也、

一餘子大明神 會見郡濱目境村

祭神 (原本此一節欲く)

一粟島大明神 同郡粟島村

祭る神二座、大己貴尊、小彦名命なり、釋日本記を引伯耆風土記に曰く、相見郡々家、西北有餘戸一里有粟島少日子命、時粟秀實離々たり、即ち載粟彈かれて、渡常世國ゆへに粟島といふと云々、

一日吉津神社 同郡日吉津村

社領十一石九斗六升一合

祭る神は天照太神なり、日吉津大明神と号す、蚊屋の庄、十八ヶ村の大社にして、四季の祭禮年に廿一度あり、

末社八社

- 道祖神 日讀命
- 月讀命 風ノ宮
- 齊明神 奉伴神
- 八幡宮 若宮

本社共に九社なり、本社は方三間、拜殿二間四方隨神門、神樂殿、御供殿有り、華表は、表裏に建つ、當社に往古より鹿の神祕あり、毎季に幾度といふ事を限らず、何國ともなく鹿來て、社内に參る時は、海中に臨みて身を潮に浸すよと人間の垢離にひとし、夫より社前に詣るとかや、暫らく社前の森に在る時は、社司供物を供へ、饗應して八子山といふ所に送る、是れ當社の神祕なりといへり、當社の氏人毒虫の害なし、代々社領濱田二百石余

天文十四年

豊信在判

永祿十年三月廿六日

杉原播磨守盛重在判

天正十九年十一月廿日

四十五石三斗七升七合

香引雅樂之助在判

慶長六年七月 日

十一石九斗六升一合

中村伯耆守忠一在判

寛文六年十二月廿八日

御當家

伯耆民談記卷之五

目次

山田八幡宮	賀茂皇太神宮
久米八幡宮	楫取大明神
氏殿權現	伊勢太神宮
樂々福大明神	樂々福大明神
樂々福大明神	樂々福大明神
生山八幡	稻倉大明神
高杉大明神	馬場八幡
天満社	住吉大明神

一山田八幡宮 久米郡八幡島村
 祭る神は岩清水八幡宮なり、古時當所の領主山田山城守、京都より勸請し奉る、以前は此地を山田と云ひしが、此神を鎮座してより八幡村といふ、社の傍に一の梵鐘あり、其銘に曰く
 大日本國山陰道伯州久米郡北條郷山田八幡宮推

て炎上によりて、古き神寶記録もなし、元和の頃當國の流人里見安房守忠義、造營の棟札あり、一加茂皇太神宮 久米郡倉吉神坂
 祭る所の神は、別雷命なり(社領三十石)明應年中皇都の上加茂より勸請して、倉吉惣廟の神とて、此地を神坂と号する事は、天孫鎮座の神路なる故とかや、社地を二葉山と云ふ、神歌に
 坂のほる賀茂の二葉の川上を

思へは久し代々の神籬
 貞享三年丙寅九月十一日、神輿御幸の神事を行ひ大祭あり、今に及ふまで退轉なし、享保六年社職吉田法躬、本所吉田二位兼敬公へ懇願し、正一位の神階あり、此年より御田植の神事ありて、毎年四月酉ノ日是を行ふ、専ら本所の祭事に準ずとかや、當社の神秘とて雷除の守、并に矢止の守を出す、惣て當國に、加茂は神廟三ヶ所あれども、右二品の守を出す事は當社に限れり、是れ往古よりの傳來なり、當社奉鎮より年月遙かに經たりといへども、かつて此の地に雷の落ちたること無し、

鐘此鐘者平司舍兄左金吾紀秀員法名眞觀在主之時以所蓄量之用途所奉鑄也仍大願主紀秀員眞觀弘安六年癸未三月十五日

或記に、當社は後一條帝の朝、寛仁二年上總之介平忠常の造營に係ると云ふ、忠常は東國の人、何ぞはるく當地に神社を造營する事あるべき、其説信ざるに足らず、防州岩國の領主、吉川氏の家人、山田何某は、昔時當地の領主たりし山田氏、末葉なる歟、家に舊き傳記を所持せり、其の文に
 承平五年伯州山田別當下向八幡大菩薩奉遷

當所号開發願主此子孫により山田を以て氏とす云々
 此記と鐘の銘と照し見れば、山田氏の造營たるや明かなり、山田家承平の頃より、天正年中まで、連綿として續きたりとせば、誠に久しき家柄なり、合戦の事は、別に古城の卷に述ふ、當社は曾

元文元年御當家へも、雷除の守を差上げ奉る、又社内に星石と号し、一つの石あり、貞享年中空より降て、半ばは土中に埋む掘り出して見るに、其形丸長にして、雞卵の如く、色青く長さ一尺八寸餘り、巾八九寸もあるへし、古記に、星落ちて石と成るといふ事によりて、星石と号する也、又鳥居の下に一つの古井あり、請先は井といふ、(一本清先といふ)俗に夕顔の井といふ、古へ此の井に、大きな夕顔ありて天妃是に便り、再び天上すと云ひ傳ふ、(陰徳太平記に伯州神坂に一の井あり白木綿して垣結廻し置く)と云ひしも、此清先の井の事なるべきか、當社殿建立は山名家なり、其後尼子の領と成つて、天文年中尼子晴久再興ありしと、又中村伯耆守忠一の時、當社と久米の八幡へ、神領高四十八石三斗八升四合寄附あり、證札今に社職の方に所持す、依之役人常家長右衛門、三田善八、田村市兵衛、石川茂兵衛、四人の連名にて、宛は神主喜兵衛、三月廿七日と認めあり、御當家の領國と成ては此處荒尾家の持分として、

當社も彼家より修復を加ふ、享保十六年、荒尾志摩勝就、領三十石を寄附せ、同十七年山井彈正少弼、菊桐の金紋の大燈籠を奉納あり、此の少弼は近衛殿の近族の人なる故、此紋を赦されしなりといふ、慶長寛文の頃迄は、當社職を大山乃會式には登山せしめて神樂を奏する事なりしか、今はこれ無し、中村家の老臣横田内膳より、大山一ノ神子免許の證札有り、其文に曰く

大山權現前一ノ神主其方へ申付候間前代の通り守護可有之者也

横田内膳正村詮判

三月廿四日

喜兵衛殿

但馬神子

一久米八幡 久米郡生田村

祭る神は、仲哀神功應神此御三座を鎮祭して、末社には武内宿禰を置き、文明の頃、始めて御舍造營、其後尼子の臣、伊藤加賀守再興す、慶長年中に、中村忠一より、社領高拾二石七斗一升寄附せらる、証札今以て社職是を所持す、倉吉の西部并

に近村中の氏神として、八月放生會國風の祭を行ふ、社内に証文一通あり、

一楫取大明神 汗入郡御厨

祭神は經津主命也、元弘の昔、後醍醐天皇、隱岐國知夫の浦より、當國名和、湊へ御渡りの時、守護せし船人は、此神の權化なりしと云傳ふ、

一氏殿權現 同郡坪田村

社領二石二斗八升四合

當社は、名和伯耆守長年公を祭れる御社なり、長年公屋敷趾より、三丁余り隔たり、今の神殿は國府の士、大久保番右衛門寄進ありしと云ふ、

一伊勢太神宮

八橋郡上伊勢村

社領四石五斗

神代の昔、天照太神出雲國へ御幸ありしが、既にして還幸の時、八橋郡中山の川に於て、御弟の素盞男尊、出雲八重垣浦より退治し給ひたる、八肢の大蛇の妻蛇仇を報ひんとして彼の川邊に有る石を、數百万の冑武士と化變させ、鬨をつくりて楯向ふ、御供に列し給ふ神川邊に進出て一首の神歌

あり

千早振る神代にきかぬ川

からくれないも白ろくなるまで

と詠み玉へば、數万の邪兵八方へ散亂す、是より此渡りを胃川と稱すとかや、大蛇の妻無念に思ひ、雲州八重垣に住する蛇を伴ひ來り同郡上伊勢川にて再び戦はむとす、太神宮此の川邊の高柳といふ株木の元へ鎮座ありて、蛇に向ひ給ひ、汝等何程の妨を爲すとも我に敵せん事能ふ可からず、今退治せん事安かりつれども、非類なからも夫をしたひ友をおもふの情厚く、一命をかけて是迄追ひ來る、情のやさしければ、命ばかりは助遣はさむ也、二ツの蛇の心をなぐさめん爲め此渡りを加勢蛇川と号まべし、必ず執心を絶てよとて、一首の御製を下し給ふ、

つまおもひ友をたのみてひのちかけ

八ッ橋こえて來たるかせい蛇

此神詠によりて、二ツの蛇忽ち失果たり、八ッ橋越てと有るは、上古雲州八重垣の浦より、此川迄名

有る橋八ッ有る故なりとぞ、是より此地を八橋郡と号し、川をかせ蛇と稱すとかや、其後遙かに年月隔てたる世迄、人をなやます事ありしか、いつの頃にや、伊勢村に、一雲といふ法師あり、或時太神宮の神託有て、此川に今以て、毒蛇の執心残り、猶も人を惱ませ由わが神廟を、うつし置くならば、以後此患なかるべしと、あきらかに御告有ければ、頓て領主へ告げて、日ならん神廟を造營し、伊勢より太神宮を勸請して祭りける、是より此川の怪異止みしとなり、此時よりして此郷を伊勢の郷と稱す、此の村の並に於て、下伊勢と稱すれども、昔は内外の伊勢といへり、今は社頭の有様も變りて、古の遺風もなく、末社も滅し、小さき石の小社、本社へ行く道の右左に列する迄なり、一雲入道が子孫、今に此村に有て、御供米を差し上ぐる也、

(編者曰く此の一節并に以下の傳話間々奇怪の

事あれども原本の儘を記載す)

一樂々福大明神

日野郡宮原村

社領六石二斗四升六合

右神社日野郡に建つる所、惣て四ヶ所あり、各孝靈天皇を祭れる神廟なり、中にも當社を口日野の大社と稱す、上古當國の西の端に、惡鬼有つて、數多の族類を従へ、國民を惱亂す、天皇自から軍勢を卒し、此國に行幸ありて、當地に御座あり、惡鬼を尽く退し給ふ、遂に此地におひて崩御あり其神跡迎社の後に、方八間の岩窟あり、其構造を見るに、誠に人力は所爲にあらず、不思議の岩窟也、

一樂々福大明神 同郡宮内東村

社領六石五斗

當社を奥日野大社と号す、天皇此所に於て、惡鬼を退治ありし地なりと言傳ふ、此地に鬼塚と号して、方五間に余る大きな塚あり、社記に其の所惡鬼共の屍を埋めたる塚といへり、其外山中所々に、奇異の古跡勝て數ふべからず、
一樂々福大明神 同郡宮内西村
社領七石四斗七升八合

西東兩社共に大社にして、神宮寺あり、社の後なる山上に岩窟あり、天皇の皇女崩御の窟なりと云ひ傳ふ、凡人臨む事叶はず、此の岩屋の上に、大なる松一本あり、木の風千年外のものど覺しく何様異様なる古木なりしに、正徳二辰年故なくして中折れし、程なくし結果でけると、惜むべき事なり、又當社に神領の古記あり、和銅二酉年の證文なり、今に至つて千百年に近き事、誠に稀代の遺書といふ可し、

一樂々福大明神 同郡印賀村

當社は彼天皇の皇女、福姫を祭る御社なりといへり、

一生山八幡宮 同郡生山村

當社の山上に柴瀧といふあり、孝靈天皇の皇女、福姫誕生の所柴瀧にありといへり、此地に生れ給ふを以て、生山と稱すとかや、又當山に古城趾あり、久志和泉守景行居城なりしと云へり、

一稻倉大明神 同郡新屋村

鎮坐乃山を御笠山といふ、此山孝靈天皇稻を積ま

せられし跡なりと、山の形稻隈の如し、此故に稻倉大明神と号すと、

一高杉大明神 汗入郡宮内村

當社の言傳へに、打合の神事といふ事あり、末社に一御前、二御前、三御前といふ有り、一御前は別社にて二三の御前は同殿なり、往古は兩御前の打合とて、巫左右より、柳葉(一本柳と有)を持ち出て、打合せ神樂を奏しける事なり、俗に是を棚の神を祭ると稱するなり、今は此神事止みてなし、

一馬場八幡宮 會見郡馬場村

社領三十四石五斗三升

八幡の郷内の大社なる故にや、はた八幡と稱す、祭る神は仲哀神功應神三所同殿なり、往古より國守領主より、建立の社殿にて、累代神領寄附の證文數通あり、御當家に至る迄同斷也、

一天満ノ社 會見郡天満村

祭る神は天照太神なり、社地に陰陽の松と稱する神木あり、正徳五年是を計りしに、高さ十丈一尺

にして、目通り廻り一丈二尺有り、此松半より上は、女松にして、下は男松なり、依之陰陽の松の名あり、往古此村に關所ありて天満の關と号すと云へり、又天満の山本と云ふ事を舊事記に出したり、又當村に古城跡あり天門山といふ、山の上に大きな松一本あり、天満の一つ松と号す、城は杉原播磨守盛重の重臣菅蒲左馬介居住せし所なりと委しくは古城の卷に誌をべし、

一住吉大明神 汗入郡御厨

上古よりの社なり、後醍醐天皇此地に御着船の時、先づ當社へ行幸ありて奉幣し給ひ、聖運開かせ給ふ當時、供奉せられたる六條小將忠顯卿一首の歌を奉納あり、

千代經べき君が齡を住吉の

松に契りて御幸なるらむ

華表の前に古木の松あり、忠顯卿の詠まれしも此松ならむと云傳ふ、凡四百年の年月を経たれども、枝葉盛に猶も千歳の齡を重ぬべく思はる、又天皇奉幣の玉串とて、寶物となりて今に社内あり、

伯耆民談記卷之六

目次

大山
船上山

當國の佛地を按するに、大山を始めとして、往古より傳りたる寺院頗る多し、世々の聖帝勅願の靈場、國主領主創建の佛閣連綿として永く存せしに、應仁の頃より、世は戰國となりて數度の兵火に炎上して空しく礎石を残すれみ、只古き什物古文書の類によりて、僅に之れを知ることを得、天下治世となりて、佛光輝き堂塔亦再興の時を得たり、殊に御當家當國御所領の後、若干の寺院を修補ありて、僧徒にも食邑を寄附し給ふ、是より佛寺も漸く舊觀に復さるに至れり、

一大山 汗入郡御朱印地

山領三千石

角盤山大山寺と号す、稱徳天皇の勅願にして智積上人の開基なり、本尊は地藏大智明大權現にして天台神道兩部の山なり、本寺武都の東叡山なり、往古より山領天下の寄附にて守護入らざるの地なり、山は日本四嶽の一にて中國の富士とも稱す、風景絶妙にして、高根は雲に入り麓は霞に浮ぶ、裾野は遙に廣がりて、伯備作の三國に跨り、三伏の天と雖も、恒に白雪を戴けり、四十余丁麓に權現の本社あり、本坊を西樂院と云ふ、都て院字四十二坊をば、南光西明中門の三院を以ておさめ、且暮の法務止む時なく、晨鐘夕梵の響絶ゆる事なし毎年三度の會式あり、四月廿四日は神幸の典あり輿凡帳を開き神體を顯まこと持統天皇の御宇よりの例といへり、中の會六月十五日には、院僧二人

殊に詰戒して山上へ登り、巔の池水を汲む、是智積山人の傳法なりといへり、山上の沙汰神秘にして他人更に知るを得ずとなり、秋の會式は唯讀經の事のみなり、三會共に遠近士女群衆を、諸國の伯樂共、多く集り牛馬の賣買をなす、初めの會に盛なり、山号を角盤山と稱するは、天神七代伊弉諾伊弉册の尊の御宇、天より一ツの盤石此山巽の隅に落下る、其石三ツに砕けて一ツは當山に止まり二ツは吉野の葛城の山に飛ぶ此の故を以て後世角盤山と稱するとかや、

本社拜殿長サ十八間、雲州尼子晴久の造營なり、内陣の間十二間あり、拜殿に續きて二王堂あり、尊體は後醍醐天皇の御寄進なり、下山大明神は本社社の左に有り當社は作州の住人下山源五郎と云ふ者、鈴木何某と戦死しけるが、其の靈魂崇りをなすに依りて、神に祭りける、以後鈴木何氏名ある人は登山相叶はさること、なれり、若し強て登山する時は忽ち害災ありといふ、一説に當社は元徳二年備中の國淺田郡江原の庄の人渡邊日向守輝政

の靈を祭るともいへり、社前に七十二段の石階あり、古は常の石なりしか、近き頃佐田村の源右衛門と云ふもの、切石を以て造り寄進せり、本社に行く道に切明とて岩山を切開きて社道としたる所あり、當山の末社切明け大明神の神通の力にて成れりと云傳ふ、左右十丈餘の岩嶮を切開くこと、誠に人力の及び難き所なれば、かく言傳ふるならん、又當山号を金門山と稱するも、亦此所あるか爲なりと、

一當山十二神

智明大權現	本地	地藏
靈像權現	本地	觀世音
利壽權現	本地	文珠
熊野權現	本地	阿彌陀
山王權現	本地	釋迦
白山權現	本地	十一面觀世音
金剛童子	本地	藥師
護法天童子	本地	普賢
山ノ神	本地	不動

法眼神 本地不動
 下山明神 本地觀世音
 龍王 本地無佛号

一四十二坊の号并知行高
 本坊西樂院、天台宗日光御門主御持、南光院谷坊舍十五宇本坊共、

法雲院	顯壽院	明靜院	教觀院	普明院	安養院	眞性院	月性院	安樂院	岩本院	連淨院	經悟院	本坊西樂院
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	六十石	三十石	六十石

金剛院 五十五石
 最勝院
 西明院谷坊舍十四宇、

養善院	賢如院	觀解院	知藏院	養心院	常明院	洞明院	丹流院	大乘院	圓珠院	本覺院	惠鏡院	法蓮院	正善院	壽福院
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	六十石

佛敎院	慈泉院	善光院	法明院	禪智院	一乘院	淨光院	觀證院	成就院	眞如院	禪林院	經壽院	松院
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
三十石	三十石	三十石	三十石	四十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石	三十石

知行高千三百六十九石
 宮仕 中門院 神慶、南光院 但馬、西明院 大繕、
 山領汗入郡之内九ヶ村、
 坊領 佐麻、今在家、前村、飯戸、赤松、
 赤松之内一谷、佐麻之内新町、赤松之内大谷、

同日野郡之内十四ヶ村
 丸山、小林、金屋谷、岩立、大内、
 添谷、小淺、小柳、大瀧、大河原、
 御机、御札の内下御札、御札の内下村、
 坊原、
 都て廿三ヶ村
 高三千三百八十二石五斗
 但本高三千石、其余は新田、
 慶長十九年秀忠公より一山之法式五ヶ條の御敎書
 西樂院へ下し給ふ、
 一學文勤行不可有怠慢事、
 一大山寺領三千石并山林境内万事可爲西樂院次第
 事、
 一知行多少住坊可拂其人事、
 一縦雖爲先規別惡儀隨時宜可改事、
 一致列公事沙汰不可申出之事、
 右此旨可相守者也、
 慶長十九年三月三日

山の什物

傳教大師自蹟の經紺紙金字、
弘法大師自蹟の經右全斷、
日蓮上人自蹟の經右全斷、
管承相自蹟の法華經、
稚子の佛、

彌陀、勢至、觀音三佛、

佐々木佛地藏、

賴朝坊廻國神納經、

旗八旒、狛犬四疋、

鬼牙、小鴨討之と牙にしるす、

武藏房辨慶書翰、

安綱太刀長二尺五寸、

行平太刀長二尺五寸、

眞木大膳奉納太刀、

眞木太刀は長六尺二寸無名鞘た、き朱にて一

寸卷ぬり柄糸藤、目貫五寸計の銀針、鏝鉄の

木、香切羽、銅、下緒衣丸打、

辨慶の書翰は自筆なりと云傳ふ其文に曰く、

爲君御代官從未明當國六社大明神社參依惡
馬病遣舍人其方大栗毛可借預者也
正月六日

武藏寺辨慶

龜井六郎殿進讀

手跡うるはしく殊勝に見ゆ、如何なる子細にて當
山に有りといふ事分明ならず、世に武藏坊辨慶と
稱せれども此書面には武藏寺と有其外記録十二卷
文珠堂にあり、當山にある天狗を、伯耆坊と稱す
ること、古るき書に述べたり、凡そ山下の砂、夕
には山に昇り、朝には麓に下る、前の岡に數株の
松有り、枝必ず神前を指まると云ふ、往古當社の大
花表三里麓なる淀江村ありといへり、今に其跡に
大華表松とて古木あり、當山の麓に、玄賓僧都居
住有つて、桓武帝より越さしめ給ふ、是を知る人
もなく只だ僧都此麓に住せりとのみ、云傳ふる計
りなり、

桓武帝より賜物共ありと云傳ふ、釋書僧都傳に
曰

亦疾_三族人道鏡_三稱德帝_三潛入_三伯州之山_三桓

武帝有_レ病遠詔_三山中_三乞_三冥助_三至化難_レ遁乃負

鉢囊而入_レ都上疾愈辭而歸_レ山云云

數百年を経し事なれば、今其跡をしる人もなく、

只た僧都は麓に住せりとれみ、口碑に傳ふる計り

なり、

纒なる草庵を結び、觀音を安置す、古へは大なる

伽藍なりしと云ふ、此寺僧都の居住の地と言傳

ふ、

寶永七寅年、八月十一日午の下刻、當國大地震に

て、山砕け地われて、水涌き出て、人馬死する事

不可_レ勝_レ計、四五日か程は震動せしか、諸民皆宅

を去り、庭中に竹にて小屋を組み、晝夜居住しけ

り、伯耆に古來より聞かざる、地震なる故、今に

寅の地震なりと云ひ傳ふる也、當山別けて強く、

寶殿も危く見へしか、障りなく静まりぬ、其後御舍

を伺ふに、内陣の左の扉に、權現の御足跡あり、

御指の跡迄彫るが如く見ゆといへり、會式の時は、

國主より差遣の足輕、登山して山の警固をなし、

群衆の亂暴を制ま、神輿御幸の時は、見物人の笠
を免るさす、米子荒尾家預りの足輕是を勤む、例
年會式には、防州岩國の吉川家より代參乃使者あ
り、吉川元春の時は當地の太守たる故、古來より
此義あり

一船 上山 八橋郡なり 因州唯式院支配

社領四石七斗八升余

智積仙人の練行舊柄赤衣上人の草創の山也、船上

山智積院と号す、地藏權現を本尊とし、十一面觀

音多聞天を脇主として、三所權現と稱する也、本

社より百歩計り去つて、熊野權現の社あり、奥の院

と号す、不動の瀧とて大なる瀑布西の方に見ゆ、南

の方に鳥の嶺、矢筈嶺、兜ノ嶺などいふ山嶺あり

麓より山道を覗へば、西は巖石を疊みたる九折、

三十余丁に及び、東は猿坂とて十余丁もあらん、

嶮岨の切所也、當國三ッの嶮嶺にして、その景色は

筆墨の及ふ所にあらず、會式は毎年三月廿三日也、

別當法會を修し、終れば社職奉幣の神事を奏す、

全月廿九日は奥の院の會式なり、元弘の昔後醍醐

帝、隱岐國より還幸ありて、名和又太郎長年を頼ませ玉ひ、此山に楯籠り、聖運を開かせ給ふ、依之當社を新に造營あつて、金銀を鏤め、數十坊堂を並べて、莫大の領地を寄附し給ふ、其後修造の外護もなく、年々破却して坊舎も次第に滅し山上大に衰へ、剩へ天文十三辰年、兵火の爲めに社閣坊舎盡く焼亡し、往古より傳はりたる神器什物皆以て灰土となり、僧徒八方へ退散し、一旦滅亡に及ぶ、然るに雲州尼子民部少輔晴久、此頃當國の太守たりしか、全廿二年社閣本の如く再興し、南海上人を本願として、三十餘の坊舎を建らる、是より當山再び兩部の月を照し、穢の芥を拂ふ、天正二十辰年、南條中務太輔元忠、又修理を加へ、夫より後は代々國主の修造なり、彼家建立の棟札今以て有り、其文に曰く、

天文廿二年癸丑九月日
大檀那佐々木民部少輔晴久
沙門權僧都法印良賢敬白
天正二十辰年二度建立奉修造

伯耆民談記卷之第七

一美 德 山 河村郡山領百石因州唯式院支配

山の傳に曰
人皇七代孝靈天皇の御宇よりの山号なり、四十二代文武天皇の御宇、慶雲三丙午歲、役優婆塞白雲峻嶺を攀登り、あらたに神窟を開き、子守勝手藏王三所を安置す、五十四代仁明天皇嘉祥二年釋慈覺大師に神勅ありて、刹社を建て、釋迦彌陀大日の三佛を安置す、淨土院美德山三佛寺と号すと也、

上古は三千坊ありしといへり、中古源賴朝公當山を造營せられ、此時よりして社閣三十八宇、坊舎百余宇、山領一万餘町の田畑三千石に定め給ふ、其後は山領次第に滅し、坊舎とても其如く、山の衰ふる事年久しとかや、然るに羽衣石南條伯耆守元續是を再興して、社閣十一宇となし、坊院十二舎を置き、山領五百石と成る、慶長年中又修理あ

五〇
三所權現大檀那加茂氏南條元忠全左衛門督元清武運長久家門繁昌之處

坊舎も次第に滅亡し、或は十二となり、又六坊となり、今は只た一坊のみ残り、昔坊舎の地は、猿坂を登り、堀の中といふ所にて、今に礎石見ゆ今有る所は一坊は、大乘院なり、山上をはなる、一里半麓に、竹内村といふ所あり、今、智積院と号す、此村當山の食地たる故、一切の所用を達す、本社も古への形もなく、法會神事の時は、因州唯式院の末山より輪番に勤む、神木五葉の松二本大杉六本あり、是のみ枝葉繁茂して、古昔の形見残れる計り也、後醍醐帝御座の跡は本社を乾に當りて、三丁計り去り東西十四丁、南北十五丁の地あり、境内廣平にして、辰巳の方に門の跡あり、長年の一夜堀、丑寅の方にあり、幅十間程に、長さ三百間にも見ゆる乾堀なり、合戦の次第は古城の卷に誌す、

つて、山領國印一百石と成つて、坊舎又滅し、三院となる、夫より後は國守の造營なり、蓋し此山は吉野葛城を移して、往古國峰山といへり、一躰巖山にして然も嶮しく、左右を望めば下は百尋の溪谷、人をして魂を消さしむ、後は層山峨々として白雲河を出て、山上の社閣は片々たる巖石を穿ちて懸け作りにし、峪を刻て徑嶮とす、日本國中稀に見る所の嶮難なり、

本堂方五間にして麓にあり、本尊彌陀脇主釋迦大日三佛を安置す、
會式は三月十八日、神幸の儀式あり、此の堂の前にて、社職共神樂を奏す、是より天神坂、大の嶮難路なり、此坂口に谷川有りて、小き橋を懸く、宿直の橋といふ、其謂れ知らず、天神の社方二尺五寸、是より軒端の宮迄、山傳ひの徑なれとも道よし、軒端權現方四尺、此社より子守せ堂へ、行程三

丁餘あり、此の道を櫻の馬場と号して平かなり、往古は櫻の並木あり、此所より神馬出現せし故、かく稱すといへり、子守權現方四間、山の本社なり此の宮に臨むに徑嶮より梯有り、左に方二間もあるへき平なる大盤石あり、手つき岩と稱す、此の岩の上に立て眺望すれば、遠近八方の風景、見るに手の届くが如く、下は數百尋の幽谷なり、是より勝手カサの堂へは程近し、勝手權現方四間、地藏觀音の脇主也、推鐘堂方一丈、鐘のわたり三尺五寸、此處に行者の腰掛石といふ有り、是より奥へ牛の背と号し、石隴の徑路にして、左右は數百尋の幽谷、誠に稀なる大難所なり、其間八間余も有るへし、此處の傍に龜の頭の如くなる岩に穴の明きたる有り、往復の人、葛などを通ふし、是を手かりにして攀ち上はるの便とせ、是を号して鼻づる石といふ、向ふに聳ゆる高峯あり、十丈余にも見ゆ小鷹山と云ふ、上に一本の松あり、天狗羽休の松と云ふ、左右に古木森々たる山あり、是を東高山西高山といふ、屏風岩は幽谷なれば望むに分明

り、徑り貳尺余りと見ゆ、御舍道造營の時工道を設けむ時の環ならむ、寶永中國主より修道の時も、此環に便りて工事を成せしといふ、大きな岩に貫きたる環なる故、ゆるみて葛を通し得べし、常は雨露霜雪に苔むし、一見環と岩との差別分明ならず投入堂の奥に仙人窟山、後の岩屋といふあり、當山の奥の院と稱すといへども、嶮岨更に一層にて人跡絶ゆ投入堂の笠岩を登り、百歩計りの岩徑ありて天狗坂といふ、是を越し行けば大なる窟あり、内暗くして其の奥の深さを知らず、固より人跡を絶つ地なれば、山僧も見たることなしと云ふ、寛永の修道の時、或大工彼れ笠岩の上に攀登り、彼の鉄環に葛を通し、棧道を設け、之を更りに天狗坂を越て、此窟に入りしことありと云ふ、前に述へし女男杉乃下に、大なる岩一あり、其傍に少し計り水溜りあり、馬洗の水と云ふ、權現の神馬の洗水なりといふ、又山の傳説に此山に山姥とて怪物あり、一聲叫ぶ時は其響き山谷を動かさど、又麓に坂本といふ村あり、此所に橋あり、往

ならず、經堂方四間觀音堂方三間此堂は岩窟の下にあり、岩と堂との間を往來す、胎内くゞりと稱す、誠にすさまじき所なり、元結掛堂方二間、山登りする人、此堂の垂木に紙をくゞり通る、是より少し行けば、投入堂見ゆ、多くはこゝにて遙拜せ、此所に大きな杉二本あり、之を女男杉と云ふ、是より投入堂に行道、百歩あまり有るべし、道といふ事もなくして、滑かなる岩礫に、少しの足溜りの如きくぼみ有る斷崖をつたひ往來せ、容易ならぬ行路なり、下山善神方三尺五寸、愛染堂方五尺、投入堂方三間、藏王權現を安置せ、子守勝手藏王を都て三徳三所權現と唱ふる也、此堂を投入堂と稱するは、上は數十丈の大磐石覆ひかゝり、下は百餘尋の岩境幽谷に續き、蒼苔滑かなり誠に無双の嶮難にて、一人の歩行も爲し難き所なれば、工事如何ともすべき様なくさながら外方より堂宇を造り置きて、彼の巖石のくぼみたる所に投入たらんが如し、故に投入堂と稱せとなり、堂上にのそき懸りたる巖石を笠岩と云ふ、此岩の鼻に鐵環六ツあ

古當山隆盛の時、此所に關所を設けありしと、よりて之れを番所の橋と稱す、今俗にまんばの橋といふ、是を渡り三丁餘り行けば、少し人家の立並ひたるあり、門前といふて山領なり、凡領内東西二里、南北二里餘り、山林は國守より免許の地にて高二十五石、檀家三百餘軒有り、今の三坊の号は、

法明院、今輪光院、竜城院、禪梁院、今性善院と稱する也、往古の坊跡は、今の寺ある向ふの山なり、山門の跡といふ處に、大なる石あり、此地を九曜千軒と稱せ、往來道より左に見ゆる山隴なり、當山は文武帝の御宇、慶雲三年役優婆塞山を開き、光仁帝の御宇寶龜年中に、子守勝手藏王三所權現を安置し、都て三十四餘舎を置き、神倉神宮淀村に本堂を建つ、各本地薬師なり、合谷に峰の薬師、南關谷に不動瀧を置き國峰とす、伯州の修驗等年々秋毎に此の山に入て、法行を爲す、本所和州の大峰を摸したる山なりといへり、神倉は村名にして、美德よりは又奥の山里なり、此山

數百丈もあらん、岩曉なり、其曉中に大なる石窓ありて、其の内に經文を納めありと云ひ傳ふ、然れども探り行かんも人爲の及ふ所にあらず、又石窓も見し人も無く、唯口碑に傳ふるのみ也、當山に或人月毛馬に乗つて登山せしに俄かに病惱發し命を失ひしといへり、寶永三丙戌年八月十二日の夜、龍城院の僕又七といふ者、瑞夢を蒙り、山内の地にて、古佛並に佛具劔刀を掘出す、翌年因府に於て開帳せり、其時に國主も御一覽あり、今に寶物として本堂に有り、其品々左の通り、

十一面觀音 長サ九寸重サ八百目
藥師如來 長四寸七分百七十目
無量壽佛 長五寸五分重二百十目
誕生釋迦 長五寸三分重サ百目
神正鉢鏡 渡三寸三分裏に五智の如來あり
寛治七年四月五日と彫刻す

多寶塔 臺渡り八寸五分高二尺五寸五分

獨古 五本

右の品々至て殊勝なり、
一國分寺 久米郡國分寺村
本尊は藥師如來護國山と号す、往古は大伽藍なりしとて、今に數多の礎石殘せり、今は纔なる草堂にて、古號を傳ふるのみなり、當寺の草創は聖武帝の御宇天平年中の造營なり、又諸國に當寺の号有る事は、其前朝推古帝の御時、諸國に國分寺を立て給ふ、

太子傳に曰推古天皇二年甲寅、太子御歲二三歲此時天王寺而已、外無堂塔、故諸國之國府、每建立大伽藍、而被号國分寺、云々傳説に清和帝の御宇、貞觀五年、諸國五穀實らば、依て國の爲めに、釋賢永伯耆講師を請、傳燈大法會を行はる、賢永一万三千佛の觀音の像を圖し、一切經を欽し、講師を置て黎民の愁をたすけられしとなり、

一退休寺 八橋郡退休寺村

禪宗能登國惣持寺末山
寺領二十七石

金龍山と号せ、本尊は觀音、代々國守より建立の地なり、開壇は當郡岩井垣の城主、篁津豊後守平敦忠、延文二年の草創にして、開山は玄翁和尚也、當國に於て希なる大寺なり

開基の由來を聞くに、敦忠亡妻の墓所に、毎夜陰火炳き、炎氣の中に幽靈の容を現し、數多の惡鬼來りて、責を加ふる体見ゆ、敦忠之を悲みのあまり、僧を招きて、追善供養されども、更に止む事なし、依て近村鈿ヶ野といふ所に茶屋を設け、老臣有澤若櫻等を亭主として千僧を接待す、延文二年丁酉八月十三日漸く接待の僧六百三十人に及びて、玄翁和尚を請待す、若櫻守玄翁の貴相あるを見て、其の意を語り患を除かんことを請ふ、玄翁聞て頓て墓に臨て香花晒水をなし、一つの塔婆を作り智錯罪滅何不成佛

と書いて是を建つ、時に亡靈現はれて、八字の法文を一首の歌に詠せ、

錯りを知りて罪は亡ひけり

なごか佛にならさらめやは

斯く詠吟して其の容は消失せたり成佛やしたりけん、其の後は炎火の怪もやみたりと云ふ、忠多年の愁も一時に散し觀喜する事斜ならず、其後和尚に語りたるは、是より北の海上より、近頃夜な／＼丑滋時にあたつて、一つの光る玉飛び來て、南乃山林に止まる、如何なる故にやと問ふ、和尚暫し默想して曰、光玉止まる地には必ず池あるへし、其池の中には靈佛ある故龍より彼佛に捧ぐる燈明なる事疑ひなしとて、頓て敦忠を誘引して、彼の山林に入て見給ふに、果して池あり、和尚傍なる石上に座禪して池中をうか、ひ給ふ處、俄然として池水激動し、念ち逆まき返へり、大蛇顯はれ出たり、和尚大蛇に向て一句を解し玉へば、忽ち頭を低れ水中に入ると見へしが、忽然として美女と化して言ひける様、今の慈教により喜しくも蛇體を脱して佛果を得たり、願はくは此地に一字の寺を建立し給へとて、一尺余りの觀世音の像を和尚に差出し、其儘化して金龍と顯れ、天上するや否、池水かわきて堅固寛平の臺となり、萬年不

易の瑞を顯はす、和尚即時に卓錫して敦忠布金の功を盡くし、此寺を造營せ、此時和尚暫らく此地に退休すへしと曰ふ、此の言葉をして寺号となし金龍の端現を以て山号とす、本尊の観音は龍女かづき上げし一尺余りの佛像なり、本堂の後ろに小さき池あり、往古の池の跡なるよし、大旱魃にも乾くことなしと云へり、本堂に玄翁禪師壺天和尙并に中古鼻祖朝國和尚の影像あり、開檀敦忠の牌あり、法号大叟心空大居士と稱せ、本坊大慈院慶聚院西來院三院より本堂を轉住す、外に下寺普門院林松院とて兩院あり、鎮守の社は山王權現なり、寶物は

獅子の尾の拂子

玄翁野州那須野れ殺生石を教化し玉ひたる拂子なり

玄翁七條の袈裟

野狐疫病の守りに參詣の輩少しつゝ、いたゞきて小兒の腰守りに入るゝなり

唐木の主杖黒塗箱

清源公の御寄進なり

十六羅漢の繪像

十六幅筆は漢朝若芥玉澗絹ハ竹布なり

開檀筧津豐後守敦忠寄附也、都て玉澗といふ圖に三人あり然れども若芥玉澗秀逸にして遙に往古の筆也、凡一千余年前の人なり、漢土の八景圖畫を定め、其詩を賦せしは此の玉澗の作なりとかや、傳に曰く玄翁は能州諸岳山惣持寺二代の山峨和尚の弟子にして、十哲の内なり、野州那須野の湯村に有る殺生石の引導を、峨山和尚より大微和尚に授法ありしに、玄翁頓て那須野に走り彼石を教化し諸人の患を散せ、然れども師命を背き玉ふ故、峨山より三百年の勘當有り、依て當山の繪像も黒衣なりといへり、又一説に件の殺生石、玄翁和尚引導の時三つに碎け、一は那須野の湯村に止まる、大きき三尺四方餘に見ゆといふ、一は奥州白川郡中寺村に行き守在院慈脫院といふ寺にあり、又一は作州高田の化生寺の瀧の中にあり、今も此の石に上る鳥類は、皆此の毒氣に觸れ片輪になるにいへり當、山慶聚院の七世、筧津村桂養院の開山、梅

天賢甫和尚南條が爲に無罪の刑に逢ひし事あり、委しきは古城の卷に記せ、

一解 脫 寺

祠堂三十石

日野郷阿布縁村日蓮宗

甲州身延山末山

慶安三年庚寅十月十二日に造營、法要山と号す、本尊高祖日蓮聖人の作像也、伯耆の西端にして、日野の奥山行道嶮岨の地なり、蓋し高祖像の由來を聞くに、往古相州鎌倉松葉ヶ谷の本國寺の高祖像なり、然るに尊氏將軍の治世貞和元年乙酉年松葉ヶ谷の本國寺を、京都六條堀川へ移す、今の本國寺是なり、開山は日靜上人俗姓は足利にして尊氏の伯父なりといへり、日靜の俗縁日野中將と云ふ人、當國へ左遷して、日野郡に住居せり、此人へ日靜より贈られたる高祖なりとかや、中將在世の時は持佛に安置せられしが、其後は誰知る者もなくして、阿布縁の村より、四十丁餘り行きて、笠木村といふ所の七曲が田の泥の中に埋り有る事年久しく、或時彼の田の中に光明炳く事あり、又

此里阿布縁の黎民庄八と、所の社人肥後といふ者に靈夢ありけるより、彼の田の中より掘出し草堂を結び安置せりといふ、然るに慶安元年戊子十二月廿九日の夜、米子本教寺の住僧、丹壽院日要に瑞夢有て、我は日蓮大聖人也、今當國阿布縁村に有りて、發句して脇をせよと有り其句に、

崩れても又も佛はくされあり

と吟し給へは日要とりあえず

本の心を法師するより

斯くて夢覺めて、有難くも不思議れ思ひをなし、默然として座し居たるか、程なく夜も明ぬれば、門戸を自身に立出開きたれば門前に一人の旅人立居たり、日要誰ぞと問ひければ、其人申すは、某は雲州の船頭也、松江の城下桔梗屋小左衛門といふ者より、當寺へ銀子をこつかり候也、當國阿布縁村といふ所に靈佛の高祖あり、今さゝやかなる草堂に安置す、改めて佛堂を建立せん爲めに、灰吹の銀を當院へ贈り候とて、銀子を渡し去りぬ、日要彌以て不思議に思ひ、米子町に中尾善左衛門

といふ法華信者を招き、此事を語るに、善左衛門
急き阿布縁村へ走り、彼の草堂に臨めば、木像古
佛高祖一躰あり、村の民に就きて之を問ふに、人
々いへるには、當年當村へ風疫瘡の病惱にて、
初めの程は人も損しけるか、彼の高祖に祈願すれ
は盡く平癒す、依て此近村の民之れを尊み仰ぐな
り、然るに近き頃此の堂の中に人もなきに法華經
讀誦の聲あり、又毎夜深更に及び鰐口を鳴す音あ
り、奇妙也と談りたり、善左衛門愈信心肝に銘し
ければ、立歸て日要にかくと語りけり、即日雲州
に立越て彼の桔梗屋小左衛門へ對面して其事を語
りたるに、小左衛門大に驚き素より灰吹寄附せし
事もなく、高祖の事更に聞かず、彼是以て難有き
奇瑞なりとて、早速米子へ來り、本教寺と心を合
せ、雲伯を勸化して、同三年十月十一日一寺造營
成就す紀井大納言頼宣卿の御簾中養壽院殿より、
御孫當國の大守御連枝方御武運長久の御祈禱御下
文有り、其時御掛羅御惟子被成下の端書あり、今
寶物にあり、享保年中、御當家より、祠堂米を寄

附せられ、住僧御目見免許し給ふ、時の社寺奉行
より證翰あり、其文に曰く、
今度願の通祠堂米三拾石在貸御入被遣候右之利
米九石宛毎年受納可被申候并住職一代一度御目
見被仰付候後代の證札如斯候已上
因州社奉行
森官右衛門恒親判
享保二年正月 日
解脫寺具足院
具足院は當山日應上人也
一大 日 寺 久米郡櫻村
天台宗因州唯式院末山
胎金山と号す、惠心僧都の開基なりと傳ふ、本尊
は座像四尺の彌陀佛、惠心の作なりと云ふ、文錄
二年に中興ありて、秀榮法師を鼻祖とす、古は高
野を摸せし大伽藍にて、寺を三所に設け上院中院
安養院と号し、三百余宇の坊舎といふ、今も其の
跡を圓淨坊杯とて字に呼ふされと其後代々衰へ、
今は只一字の小寺なり、本堂の前に草堂ありて、

古佛の彌陀觀音樂師多門天あり、各四尺余りの木
像なり、昔此寺隆盛れ時の佛像と覺ゆ、往古の寺
跡は六丁余り側に礎石とも數多残れり、本坊の寺
跡といふ所に大なる银杏の古木あり、此道筋に年
經たる菩提樹四本あり、昔は上院に大日堂、釋迦
堂、藥師堂あり、中院に文珠堂觀音堂普賢堂あり
安養院に彌陀堂經藏ありといふ、此跡今に残れり、
安養院を極樂の峰と号す、此跡に大きな五輪有
り、頼朝の御廟といひ傳ふ、五輪古佛多し、鎮守
の社は、午頭天王なり、社地嶮岨にして樹木繁茂
したる山なり、當所南條伯耆守再興棟札有り、其
文に

一切皆目諸賢佛皆以德
千時天正五年卯月吉旦大工中尾勘左衛門奉遷
官午頭天王棟上一宇大檀那加藤氏南條元續
羅漢皆行滿以斯諸實語我常吉祥時導師權大僧都
仙慶本領上院圓定院

周扶敬白

伯耆民談記卷之第八

一大傳寺

河村郡引地村

禪宗全郡長傳寺末山

九品山と号す、草創は一條帝の御宇、萬壽元甲子年にして、和州當麻寺の練供養の儀式を以て此所に引き移す、故に所の名も引地と稱するとかや、往古の記録皆焼失しぬれば、如何なる因縁を以て當麻の供養をし摸るにや、又何人の開基と云ふ事も知れず、口碑に傳ふる所は、蓋し當山は本朝に於て三所の九品蓮臺の靈場にして、堂々たる大伽藍なりしと云へり、實に其跡を探るに境内廣大にして千年の古松あり其外喬樹數多繁茂して、古墳礎石林中に群散す、院内にも平氏の土惡七兵衛景清の塔あり、此人信者なる故、三所九品蓮臺毎に法号を顯はし塔を置く、是全く當寺蓮臺の地に紛れなき證據なりとかや、其後數百年を経て南條伯耆守貞宗、此地の領守となりて始めて羽衣石に在

城せしが、應安四辛亥年當寺を再興し、貞宗は嫡宮内少輔景宗の世に應永十五年戊子三月、羽衣石の谷に菩提所とて、一字の高閣を建て、其身の諱を表して景宗寺と号す、其時當寺にも修理を加へ景宗寺より住職を兼帶せしめたり、慶長五年羽衣石亡城の時、當寺も景宗と共に煙燒して、什物記録盡く焼失す、此時景宗寺の住職仙長和尚は、雲州杵築の社人、杉谷佐太夫といふ者の方へ立越え有りしか、此事を聞て立歸り、長和田の草庵に蟄居し、大乘寺の再興を發願したるか、全十年の秋に至りて成就し、練供養を執行し、廿五の菩薩の面出來して、年号面裏に彫刻し、本堂推鐘堂も建立せしが、幾程もなく本堂を初め盡く燒失したり、彼の面も過半燒滅して、今在る所は其残り面也、然るに元祿十三庚寅年、長傳寺の嶺堂和尚、古へを尙ひ今を悲むの餘り、官へ出願して再び當寺を

建立し、本尊廿五の菩薩を新に刻て安置せり、此和尚其前、長傳寺へ住する事三十七年、其間常に財産を蓄へ米百石の代銀四貫三百目を官へ願ひ、在中の半銀に貸出し、毎年其利銀を取て當寺の常産とす、又三町余の田地を求め、飯領を定めたり長傳寺の末山なる事は、嶺堂和尚長傳寺に於て建立なるが故を以て、長傳寺を本山とする也、當寺に清源公の御碑あり、是は嶺堂和尚往古は此地本朝三所の限りある靈場なるに、今無縁の地となる事を憂ひて、懇望して官許を蒙り、本堂に安置し國恩の爲め御供養を捧ぐるとかや、
一長傳寺 河村郡長和田村

禪宗同郡松崎龍德寺末山

當寺は羽衣石の菩提所、景宗寺の前住仙長和尚の開基也、慶長五年羽衣石滅亡に於て景宗寺共燒失して、仙長和尚は長和田に草庵を結び寓居せしか、年を経て一寺と成る、然れども景宗寺の号は天下の聞へを憚り、仙長の長を寺号の頭に置て大傳の傳を下に据へ、長傳寺として又山号は景宗寺の山

号を引て、正法山長傳寺と号せ、此時大傳寺は退轉の間なる故、傳の字を加へ用ゆ、當寺開基の後大傳寺も中興有りしとなり、
一長谷寺 久米郡倉吉

天台宗因府唯式院末山

山領八石七斗三升余外に御供米五石

當寺は聖武帝の御宇、養老年長谷村に造營あり、其後都志都古といふ人、今の堂場根本和州初瀬山の好風に似たりとて、長谷の精舎を當山に引うつして、打吹山長谷寺と号す、本尊十一面觀世音丈け三尺二寸の聖像也、春日何某か作といへり、會式正月六月十八日なり、兩會共に開帳あり、正月會十八日の曉天に福賦とて、午王を授くる事あり是れ當寺の山例なり、此山を打吹山といふこと、山の傳記に曰く、往古此山下は村居有り、神坂と云ふ側に井あり、上世に天僊降り民家の婦女に化して、奚に衣を洗濯して傍の石上に乾かす、時に村の夫こゝを通り、衣の美しきを見て不思議に思ひ是を取て隠し、箱に納め置きけるに、是則天女

の衣なりければ、彼の天女天上する事叶はづして、屢々是を乞ふといへとも與へず、遂に夫婦となり二子を生む、此子成長して後父に代りて家事を行ふ、時に天女其子を欺きて衣を乞ふ、子供は其事を知らず、箱を開き衣を與へける、天女之を着し忽ち杳冥たる空に昇り去る、子供はあとを追ふといへとも、翹なければ及ぶ事能はず、天女は素より音樂を好めば思ひ慕ひぬる余り、此山へ上ぼり祭奠を供し、鐘鼓管籥の樂器を合せて、大に音樂を奏し是を招く、彼二子鐘鼓を打ち管籥を吹きならせし山なる故、打吹山と稱するとかや、當山には斯の如く言傳ふれとも羽衣石の山の傳には、天妃羽衣石の山に降臨し、後に天上せしは神坂にして、子供音樂を奏せしは此山也といへり、兩説異りといへとも誠に上世沙汰にして、山秘の傳なるべし、又寺傳記に建久の頃頼朝公當寺を造營ありて、佐々木四郎高綱奉行たりし時に、駿河の富士の御狩有て、半にして高綱富士野に赴くといへり、然れども高綱の事信用するに足らず、其儀は

前に述べたり、頼朝公より山領七拾五石を寄附有りしに、其後戰國となりて山領も減少し、造修の外護もなかりしを、剩へ太閤秀吉公の時山領尽く取上げ給ひ、無縁の地と成りて退轉す、然るに慶長年中に中村伯耆守忠一再興造營あり、重臣中村伊豆守此處の領主たるに由つて、餘戸村に於て御供米五石寄附す、其田を月の和田と稱す、今に於て退轉なし其後一國、御當家御領有外に山領八石七斗三升四合寄附し給まふ、夫より以來寺の修復も國家の造營也、但し二王門は今の領主荒尾氏建立なりと、

寶物

巨勢金岡の繪馬一枚 午王

駒の角七本 外に縁起二枚

領主荒尾志摩守高就乃寄進也

記の眞名は、小泉右舟軒、假名は松永惟中軒述筆也、往古の記録東海道大井川邊郷に有と山主傳へ云ふ、是は古來よりの寺領七十五石を、太閤に召上られ無縁となりしを、慶長の頃にや時の住僧歎

願の爲に東都へ赴きたり、然るに途中大井川に於て逆水に溺れて死す、此時記録の卷鉢に囊にありしを、島田村の民取り上げて、今彼村の一院に有といへり、當寺の推鐘今有るは作州長田八幡宮の梵鐘也、此鐘は久米郡大谷村の田の中に埋りしを掘出して當山に釣る也、當山往古の鐘は、因州松神の神社にあり、則ち伯州打吹山長谷寺と彫刻せり、當寺前々より、天台宗なり、然るに中頃衰微して住僧定まらず、修驗住職の時もあり、其後暫らく禪僧住職の事もあり、慶長元年の頃より、元の如く天台宗に成て、連綿として因州唯式院の末山也、

一長谷觀音堂 久米郡長谷村

本尊十一面觀音長サ四尺の座像也、行基の作なりといふ、脇主は廣目多聞の二天を安置せ、名菴阿彌の作なり、開基は養老年中也、都志都古といふ人此寺を倉吉の打吹山の麓に引いて、昔の礎石寺跡今にあり、此堂も古へ頼朝公造營なりといへり、

一長樂寺 禪宗 日野郡下榎村

岩屋山と号す、開檀は尾州の住人、前左兵衛尉長谷部信連、養和年中の草創なり本尊は藥師四尺余りの座像なり、脇主は日月光不動毘沙門の四躰、各慈覺の作にして、五尺に余る立像なり、其外十二神數多の古佛あり、信連は治永の頃、高倉の宮御謀叛の時、平家の爲に當國へ没せられ、此里に居住し、建久年中鎌倉より赦免を蒙り、能登國に於て地領賜はり、子孫彼國に相續しけるか、天正の頃長九郎左衛門信連といふ人、武勇絶倫にして加賀侯の大祖利家卿に仕へ、今に彼の家の重臣たり、此卿にも信連の宅地并祈願寺、今に於て古跡有り、享保十八年當郡下岩見村の民源八といふ者本願にて脇主の尊容及寺塔を壯嚴にす、此時佛の尊容中に何れも信連造營と彫刻あり、五百餘年の星霜を経て、今に傳ふ事奇佛とこそ謂つへけれ、往古は代々眞言たりしか、近代禪宗となれり、

一勝入寺 禪宗 久米郡倉吉

備州邑久郡虫興禪寺末山

當寺は備前侯の長臣、伊木長門元和三年此處を領

せし時、勝入公の御爲に建立す、山号を金剛山と稱す、導師は舜才和尚なり、伊木氏備前へ改替の後は今、領主荒尾家より、代々勝入公の尊牌を安置せられ、以前は當地の住士等忌日の拜禮を勤めけるか、其後御當家管領と相成、追々遠忘たる故にや其儀なし、

一轉法輪寺 天台宗 八橋郡別所村 因州唯式院支配

寺領五斗三升二合

天保年中國主より田畑地押始り終に地領一合減し當時は五斗三升壹合也

空也上人開基にして湯谷山と号す、則上人遷化の地也、堂の傍に墳墓あり、廟塔古色蒼然として昔を忍はしむ、此上人は延喜帝第五の皇子也と記録に述へたり、されど實を知らず、相傳ふる所は、此皇子は幼時より心を佛法に盡くし、遂に内裏を去て諸國を修業し、此所に於て齡七十にして遷化ありしといへり、本尊は無量壽佛、脇主は空也上人なり各木像にして、左は修行の體右は遷化の容

也、然るに修行の像鼻かけて有りけるが、正徳五年の秋、倉吉の士小谷多兵衛、君命を蒙り此の卿檢見に出しに、瑞夢を得て木像の鼻を繼ぐ、末代の奇瑞とも謂つべき靈佛なり、件の瑞夢記太兵衛書著して本堂に納む、又往古より上人眞蹟の一翰あり、什物としけるが、中頃紛失して今其寫しあり、然れども是全く後人の依託と見へたり、其文に

愚僧書置一通抑も拙身根原は延喜帝王雖爲末子來生依思惟開發心之門出窟室床趣念佛三昧之道場然而無二之抽丹誠日本修行成禪師故見萬民之志勸善除惡染身六字名号者也願主以此功力全成佛果衆生其哉亦於山陰道伯耆國此所結喜緣一生七十歲而所止身命而已

世の中は只露の間の雨やとり

終のすみかは來世なりけり

南爾事も無久伊之鬪美乃阿流茂乃於彌於陀女志亭尊佛止曾奈流

空也往生

天祿二寅天九月十一日

一感 應 寺 日蓮宗 米子城下

山領十五石九斗七升四合

當住山と号す、當寺は其先駿河國に有り、文永年中日向上人開基の地なり、慶長六年彼國主中村一覺忠一後伯耆守と稱す、當國を賜り當寺を駿河より引いて菩提所と定め、三百石を寄附せしか今の高閣は此時造營火災の患もなくして傳はれり、然るに同十四年五月十一日、忠一齡二十歳にて卒去あり、遺骸を當寺に葬り、青龍院殿一融源心大居士と云ふ、同十三日寵臣垂井勘解由、服部若狹兩人於當寺殉死す、本堂の前大なる松一本あり、左右に之を挟みて切腹せしとなり、依之今の世までも殉死の松と稱さる也、兩人辭世乃歌あり、

勘解由生年廿四歳法号大法院善休常作

いつ迄も先をかけんと思ひしに

おくれはせこそ戀しかりけれ

若狹生年十六歳法号立行院梅窓常薫

か糸てよりおもひ設けし事なれば

君先立て、行くぞうれしき

忠一廟は本堂の後にあり、眞中に忠一左右に彼の兩人木像にして安置せり、然るに忠一卒去は俄の事なり、其日川狩に出られ、機嫌よく歸城ありしに、俄かに發病惱亂して頓死し給ふ、是全く毒害の所爲たる由、種々の風説あり、東都より檢使として、朝比奈源六郎、久貝忠三郎、弓氣源七郎、當城へ來り死骸檢分あり、事故なく濟みて後葬禮の儀式を行ひ、此寺に入棺したり、忠一嗣子なき故一國を收公せられ家斷絶す、實は妾腹の男子有りけれども、元來忠一の簾中は松平因幡守康元の娘にて、東照神君の御養女になされ、入興ありし事なれば、妾腹の子出生の事は、公議の聞へを恐れ、穩密に養育せられたり、此時に及びて言上の事如何あるべきやと、重臣の輩評議區々にして、遂に兒子なき旨申上げしとかや、米子の城請取には、吉田大膳太夫一柳監物兩人、人數を引具して着陣有る、家臣等異議なく城を渡し、方々へ分散しけり、是れより當寺も無縁と成り、年々衰微せ

り、偕て御當家御入國の時、三十石の院領を寄附せられ、今に至つて退轉なし、此の寺の三方は近國無二の壯嚴なりといへり、又駿河にも感應寺あり紀州にも同寺あり、是は彼國の大祖賴宣公、寛永年中駿河を搏して建立あり、然るによつて、駿河紀井伯耆の三國に感應寺有りといへり、

一妙興寺 日蓮宗 米子城下
寺領八石一斗八升三合

富平山と号す、當寺は中村伯耆守忠一の老臣、横田膳正村詮の菩提所也、内膳正廟牌今に有り、法号了性院殿、法影宗柄居士、慶長八年癸卯十一月十四日世壽五十歳と有り、内膳は忠一の伯母賀にて、中村家隨一の重臣也、其以前河州高尾の城主三好山城守に仕へ、其子徳太郎に屬して、泉州岩倉にて居住す、其後忠一の父式部少輔一氏に事へ、數度の戦功を顯はし、その妹賀となり、駿府の二の丸に居住せり、慶長六年に忠一駿河を轉し、當國を拜領し、米子の城へ移りけるに、十二才にて幼君なる故東都の大命を蒙り、後見として同城

二の丸に居住し、一國の執行を預り、今に其居住を内膳丸と号し、石疊數多残り、惣て當國の神社佛閣内膳免許の証表多し、其後忠一成長に隨て、萬事我意を専らにし、國政を亂すこと追日甚かりければ、内膳之を憂ひ、再三之を諫めければ、自然と君臣の間水火の如くなりぬ、忠一若年なれ共、勇畧勝れたる人にて、何卒して彼を誅せむと思はれしが、天下に聞へたる剛の者の内膳、殊に一類數多あれば、卒爾の事もなり難く、様々思慮を廻らし、既に慶長八年十一月十四日の朝、奥方額直しの祝儀に事寄せ、内膳を寢所へ招き、様々と響應有て、透を伺ひ抜打に切付け給ふ、内膳は其の次の間にかけて出つる所を、侍設けたる安井清十郎、天野宗葉、道家長右衛門、飛かゝりて散々に切る、其序に内膳が茶道坊主人の刀を抜き切りかゝる、天野左の手にて其刀を受止めける間に、安井ども彼の坊主を切り倒す、内膳は數ヶ處の症を受、朱に染つて表の座敷へ逃出る、近藤善右衛門長刀を以て立向ひ、内膳を討止たり、内膳が子

主馬、此事を聞くや否、二の丸の居宅に立籠り、縁者知音の侍共、大勢一味して敵對す、去程に城下大に騒動し、上を下へと混亂、さなから鼎の沸くか如し、忠一即時に家中の人数を集め、二の丸を攻亡はさむとせられしかど、家中の輩敵方に親しき者とも數多ある故、氣遣大方ならず、とかくする内、雲州の國守堀尾信濃守忠氏、同子息山城守忠清、八百餘の甲士を引具し、數十艘にて當所すゞ浦に着岸して加勢し給まふ、忠一は内膳が家宅の表へ押寄、堀尾勢は臺所口を取圍みけるが、内より散々に鐵砲を打出し、突出で突出で防戦す、中にも柳生五郎右衛門と云ふ者、劍術の達人にして向ふ者皆命を失ひ、手疵負はぬはなし、城方藤井助兵衛、十文字鎗を以て渡り合ひ、遂に柳生を討止めたり、矢野助之進は、眞先に進て、一番鎗を合せ、依藤牛之助は、無双の強弓にて、敵の狭間を閉づ、敵方必死となつて防きたれども、多勢に無勢なれば、遂に叶はずして、主馬を始め親類切腹し、其余は命を助け下さるへしとて詫言しける、

忠一は一人も残らず、攻殺さんと有りけれども、信濃守父子中に入て扱ひになり、張本の者どもは切腹し、其外は盡く落去れり、此騒動所々の城主代官より、東都へ注進の早打、東海道は誠に櫛の齒を引くか如し、忠一よりも此儀速かに言上せらる神君御機嫌悪く、頓て忠一に釣命有つて、與黨の三士、安井清市郎天野宗葉道家長右衛門近藤善右衛門共に駿河へ召され、御糺命ありて、三士切腹せさせ給まふ、道家は東都より忠一、簾中の御付人なり、近藤は横田を打止むると雖も、是れ全く忠士據無き事にて、合体にあらざる事申し開き、御赦免を蒙むりけり、其時住僧横田か死骸を乞ひ受け、寺へ葬り廟牌を立つといふ、然るに寛永年中、御當家より寺領八石一斗八升三合賜り、今にいたる、

一惣泉寺 禪宗 米子城下
山領二十石 能登國惣持寺末山

大悲山と号す、當所兩錄所の一也、慶長年中前太守中村忠一、初めて草創にて、其母清心惣泉大姉

の菩提所とす、開山の導師は作州青蓮寺の棟客和尚を招請して、百石を寄附の事あり、
一觀音寺 禪宗 會見郡小鷹村

米子惣泉寺末山

天正の初め、當所の城主杉原播磨守盛重建立して菩提所とし、作州青蓮寺の禪寶和尚を迎へて開山とす、十貫文の寺領を寄附せしとかや、(或る記に其は今の百石にあたるといへり)杉原滅後無縁の地となり、今は漸く小庵の如く、青蓮寺由緒を以て總泉寺に屬すといへり、

一本 教寺

日蓮宗

米子城下

山領七石

當寺は米子前の城主古引長門守吉種、飯ノ山在城の時、其母淨昌院の爲に建立す、依て覺應山淨昌寺と号す、今城中對面所といふ所に有し寺なり、其後吉川駿河守元春、軍畧にて飯ノ山の堀を破りて今の湊山に城を築き、此時當寺も今の如く引移し、其後故あつて本教寺と改号せしとかや、俗に此寺を隅の寺といふ、是は今の寺町岩倉町より、

立町へ行くもみの所故なり、寺内に長門守吉種并に其母妻の廟牌あり、

吉種

不染院殿前長州實性法蓮大居士

文祿元壬辰年十一月廿四日

同母

淨昌院殿采山妙清大姉

天正二甲戌年四月八日

同妻

天地院殿惟性妙蓮大姉

文祿四乙未年十一月三日

吉種は文祿年中、朝鮮に於て討死す、内室一族を伴ひ、當郡兼久村傍なる境といふ所にて病死せ、彼の一族の後胤零落して彼村に今に在り、法華宗にて今に本教寺旦那なり、

一雲光寺

禪宗

會見郡御内谷村

山領三石

久米郡淨光寺末山

御内谷は小松の庄の内なる故、俗に小松の雲光寺と稱する也、當寺は雲川尼子伊豫守經久の草創にして、開山は定光寺の三世道青和尚なり、當山の境地圓環にして其形蟠龍の如くなりとて、金龍山と号せ、出雲國の武運を瑞表して雲光寺と稱すと

かや、本堂に經久の牌有り、法名傑(原字不明)翁院宗勝大居士とあり、什物に槍一筋あり、經久の寄附なりと云へり、外に何の記録もなく、又同郡法正寺村に經久開基の寺有り、經久寺と号す、是にも何れも傳記什物もなし、只經久の草創なりと書傳ふるのみ、

伯耆民談記卷之第九

一山名寺 禪宗 久米郡三明寺村

倉吉大嶽院末山

寺領二石八斗三升四合

淨清山と号す、山名伊豆守時氏延文四年四月菩提所として建立の寺也と云傳ふ、山名家累代當國の守護として武威盛なりし間は、當寺も繁昌して高閣堂塔甍を並べたりしが、山名家滅亡後はいたく衰へ退轉しぬ、然るに慶長十年中村忠一の臣中村伊豆守、舊領八橋を轉して、倉吉にうつり、八橋の菩提所慶久寺を此地に移し一字を立て、舊号を復して山名寺と号し、菩提所とす、開山は孝山智順和尚なり、然るに此寺倉吉と川を隔つるに依て忌日の參詣にも水に障ること有りとして、倉吉に精舎を建て大嶽院と号し是を以て菩提所と定め、當寺は大嶽院の隱居寺となし、兩寺一住に兼帶せり、往古は三徳山の末寺にて天台宗なりしといへり、

本尊は彌陀の立像惠心の作、脇主は勢至觀音、鎮守の社は天神なり、什物に鉦鼓三つ有り、一つは其銘に馬田信長伯州山名寺と彫刻す、一つは日野郡の住妙香禪尼とあり、馬田信長は雲州の士にて、尼子合戦之時武勇を顯はし、其名古戦に述たり、左の鉦鼓は正徳年中寺内より掘出す、又寺中に大なる窟あり、二た間にして奥は二間四方も有へし小なる石架有つて石像の古佛有り、岩屋の廻りは大きな竹林なり、

一大 嶽 院 禪宗 久米郡倉吉

備州洞松寺末山

寺領十石外に十四俵

當寺は慶長十年中村伊豆守建立の地也、慶長六年中村忠一駿河を轉し當國を領し、米子の城に移り給ふ、智順和尚は忠一の伯父なりけるにより、當國へ請待有りしに、其年十月道中に於て遷化あり、

弟子可春といふ僧遺骨を米子へ持參し葬送せり、智順の兄中村彦右衛門一榮は、駿州に於て沼津の城主たり、當國に於ては、八橋三万石を領して、智順の爲めに一字を建立して、駿州板橋の慶久寺をうつし、慶久寺と号し、智順を開山とせ、然るに彦右衛門同九年三月卒し、嫡子伊豆守家嗣、八橋を轉し倉吉に移れり、此時慶久寺を三明寺村に引取つて、古寺を再興し、山名寺と改号し、亡父彦右衛門牌を置く、法名は万祥院大嶽周碩大居士と号す、山名寺は倉吉と川を隔て忌日の參詣を、水に障ることあるにより、此所に新一寺を造營して菩提所となし、亡父の法名を山号寺稱と爲し万祥山大嶽院と稱す、今の寺是なり、然るに同十四年五月大守忠一早世嗣子なく、依て中村家斷絶に及びけり、其時伊豆守は、其儘倉吉に在住せしか、米子落去の時、金銀諸道具を隠し置きし事露顯し、同十八年十月依藤半左衛門、河毛備後守廿三人、駿府へ招呼はれ、御糺明有つて、三人共御勘氣を蒙り、伊豆守は追放となり、駿州清見寺に

かけ込み剃髮して、行衛不明と成れり、是より當寺無縁となり、年々衰微し、僅か五反の畑を残しけり、是は備前の長臣伊木長門守、當所の領主たる時、免許せし田畑也、寛永十年今の領主、荒尾志摩嵩就より、高十石に結びあて行はる、山林等永代寄附なり、又神坂村内分二石三斗九升九合、國主の寄附地にして、寛永十年十一月に宛て行はる、當寺は天正の頃、山名小三郎氏豊の館地なり、氏豊亡ひて後は田園荒廢しけるに、中村伊豆守高閣を建立し、今に盛んなる禪林なり、境地方四十四間、廻りは大藪にして、切岸の土居なり、誠に要害堅固にして小城とも謂ふべし、鎮守の社は八幡宮なり、俗に一夜屋敷八幡といふ、是は山名氏豊此地に館を構へ、居る事一夜にして出陣し、因州鳴瀧といふ所にて落命を、されば右の如く稱するとかや、當寺四世可春和尚、彼の氏豊は前の地主たるに由つて、其靈を八幡に祝籠め山門の傍らに小社を建て、鎮守とせり、毎年八月放生會前後、三明寺村の胡麻共社參して、火を焼き暫らく禮拜して

倉吉大嶽院末山

歸る事、一社の恒例なり、胡麻は穢多の事なり、氏豊戦死の時、館には敵兵亂れ入り盡く放火す、此時氏豊の娘に胡麻といふ有りしが、漸く死を逃かれて、三明寺村の穢多の方へ駆け入り、養育に預り後に穢多に嫁して、數多の子を生む、其後子孫多くなつて、村中皆一族となる、此故を以つて、此村の穢多に限り胡麻と稱す、則ち先祖の神靈とて、此八幡を尊敬す、氏豊戦死の時の次第詳細は古城の巻に誌すべし、寺内に里見安房守忠義の廟、并に其伯父家臣等の墓あり、忠義の法名雲晴院殿前捨遺心聖賢良居士と号す、忠義始めは當寺の近邊に住し給まふ、今岡島屋敷是れなり、元和八年戊六月十九日、同郡堀村に於て逝去あり、存生の時當寺に頼置きたる子細によつて葬むるとかや、忠義寄進の楠正成の守本尊觀音あり、中頃如何なる故にや、倉吉の士高木何某の方へ傳り、今に彼の家に安置す、誠に珍貴の古佛なりといへり、

月僊山と号す、何れの時代何人の開基といふ事をしらす、只往古より傳はりたる寺といへり、南條家羽衣石在城の時も、堂塔巍然として立ちしとかや、其後小寺となりて、昔の形ちもなく成りぬ、中村忠一當國主たりしときは、家老一色頼母此村を領し、當寺を以つて菩提所とす、家人中村平助といふ者此村に住居し、今に頼母屋敷平助宅地といふて、田畑の字に唱ふる也、慶長十四年中村家斷絶によつて、頼母も當地を退散し、平助は暫らくここに留りしか、大坂陣の時城方へ走り、討死せしといへり、頼母退去の後には、寺衰微退轉に及びたり、寛永年中倉吉大嶽院の可春和尚、當寺を再興して、千体地藏を安置して、高閣を造營し、毎年七月廿四日本會とて人々群集す、此日村の民角力を催す、是を地藏角力と稱す、又當地に東満寺といふ寺あり、是は南條開基の寺にて、隆盛なる精舎なりしか、羽衣石滅亡して後年々衰微し、遂に退轉に及び、今は寺号を遺す而已なり、

一洞光寺 禪宗 河村郡福庭村

一小林寺 禪宗

久米郡小林寺村

倉吉大嶽院末山

今は寺なし、昔の寺跡村中にあり、當寺は古へ山名伊豆守時氏當國の守たる時、重臣小林修理亮、此地に住す、然るに明德の亂に京都に於て討死しける故、其妻當寺を建立して菩提を祈り、雲少山小林寺と号す、開山は南海禪師なり、此人山名の一族にして、上州世良田の誕生なりとかや、其後戰國の世と成つて堂閣年々衰へ、遂に滅亡して星霜遙かに隔たり、寛永年中倉吉大嶽院可春和尚再興を企て、舊号を復して小林寺と号す、但し此地に大きな梅の古木あり、是を以て山号を梅樹山と改めたり、年を経て後大難有て一字尽く焼亡す其後造補の事もなく、今は徒らに寺号のみを村名に存す、此村の山麓を穿てば蠣蛤などの殻出つる事夥し、上古此處入海なりしといへり、されは此の郷を灘の郷といへり、此類他所にもまゝ有ることなり、上州佐野の船橋の古跡、近邊に石根一圓に蠣蛤の殻あり、此處も上古入海なりしと傳ふる

なり、

一興教院 淨土宗

久米郡田内村

倉吉大蓮寺末山

大王山と号す、養老年中の草創にして、往古は大伽藍の寺なり、大永の國亂に、堂塔什物盡く焼失して、今は纔かの草堂也、昔の寺跡は庵室の後の山に在り、廣大なる境地に見ゆ、其外古跡有り今の本尊は誕生の釋迦なり、法會は大蓮寺より行ふ往古當山盛んの時は、今の牛市河原大なる町にて、毎年四月八日、法會の前後七日の間、自他の國人大町に群集し、牛馬を賣買す、素より誕生日は堂のひさしに花を以て莊嚴す、故に大町筋も花を以て店をかさり、美々しく粧ふ、是を花町と稱せしかや、然るに當山衰へ此市も退轉せしが、是を倉吉に引移し市會を成す則花町と稱する也、

一佛石山 右同斷

此山は古へ山名家の城山也、南の端に大なる岩礎あり、其中に六尺余りの盤石に、三尺余りの座像の彌陀を畫きてあり、世の人岩阿彌陀と云ふ、蓋

此地上古は入海にして、常に潮を湛へ船舶往來せり、或時巨勢の金岡此海上を通りしに、岩礁をうかがひ、末世の利益に残さん爲め、暫らく楫を留めて、畫きたる彌陀也と言ひ傳ふ、千歳の星霜を経るといへども畫佛あざやかにて更に凡人の筆跡とは見えぬ山の景色も他に越えて、誠に妙えなる勝地なり、

一定 光 寺 禪宗 久米郡定光寺村
越前國慈眼寺末山

山領六石外に十三石

金地福山と号せ、應永年中河村郡の住人入道源贊草創なり、開山は越前國宅良谷慈眼寺の二代長應禪師にして、長應は俗姓南條伯耆守貞宗の二男なり源贊の姓分明ならず、河村郡曹源寺を造り其後此寺を造立せ、今に至つて三百余年連綿として高閣巍然たる大伽藍なり、後の山に觀音有り、十三躰を一石に彫刻せる佛像なり、是御國札の靈場にして、弘法大師の御製作なりといへり、當寺に於て七世場玄に瑞夢あつて、鎮守の社前より堀

出したる石佛なり、推鐘に本願人近江國川崎九郎右衛門藤原家長寄進藤原正綱彫之干時天正二年十月三日とあり、廟堂尼子民部晴久畫像有り、開檀源贊の牌あり、法名靈光院殿像外源贊大居士と号せ、南條豊後守宗元入道宗勝牌有り、興國院殿決叟宗勝大禪門と号す、其子伯耆守元續の牌あり、南光院殿伯翁金部大居士と号す、佐々木民部大輔法名月叟省心居士といふ牌あり、是は尼子晴久の事なるべし、外に娘叟元春大居士と号する牌あり、俗姓分明ならず、右四靈の廟とて四ヶ所有り、

古代寄附狀の畧
大谷村四分一替所の寄附

應永三十一年十月廿三日 沙彌源贊判

定光寺領正時名大谷上神山並小川跡之事

應永廿四年九月二十二日 沙彌源贊判

前格の寄附 永享十八年八月三日

兵部少輔教之在判

同 寄 附 文明十年三月廿九日

元之在判 教之の子なり

同 寄 附 文明十五年二月二十八日

政之在判 元之の子なり

上神郷の内境分寄附

永正十年丙四月廿七日

教 之 在 判

同 寄 附 天文廿三年己六月十日

佐々木民部大輔尼子晴久判

同 寄 附 永祿五年二月十日

尼子義久在判

興禪公より 延寶二年十二月二日

山領前々の如く境内諸役免許の御判下し賜はる

元祿七年當寺末山記録内寺号四ヶ寺國家へ進呈す、依之同九月四日物成十三石を永代寄附あり、都て拾九石を領す、當山は當國錄所二ヶ寺の一也清源御代東都へ懇望し玉ひ頓て命を蒙り、時の執政小笠原佐渡守より、僧録心渡まべき旨關三ヶ寺へ下知有りて、元祿九年三月十六日、兩本寺永平寺惣持寺より僧錄狀有り、夫れよ代々錄所と成

つて、東三郡は當寺西三郡は米子惣泉寺、一國に兩寺として諸山を支配す

一曹 源 寺 禪宗 河村郡相源寺村

倉吉定光寺末山

梅翁山と号す、草創は當國の長者入道源贊、開山は越前國慈眼寺二世機堂長翁禪師也、七堂伽藍の高閣なりしか、其後年月移りて大ひに頽廢に及び明曆三年丁酉年には、法耕牛幕菅祖翁再興を企だて、新たに佛殿を造建す、然るに此住持故有て間もなく退身し、造成の力をふるはず、寛文十三巳年、鐘古嚴彼の佛殿を厨陣として、又新に佛殿を建て舊刻を増と云へとも、成就を得ずして遷化せしにより、事頓挫し工倦み人怠りてありける所に、延寶甲寅年八月暴風起て尽く轉倒す、然るに南江惠薰和尚多くの人々を勸化し普請を成就せり、よつて惠薰和尚を中興とせ、其後又無住の地となりて、堂塔破却したるを、天和辛酉年總持寺の元智和尚此山に入り、國主の助力を得て造立を企てしか、貞享二年成就して今に至りて退轉無し、當山

盛なりし時は、惣門を立路門といふ、今に跡あり、此門より山門迄の道に、多種の櫻を植並へて、門外の堅路を挟み、今に之を櫻の馬場と稱す、此跡に宮あり古人來賓を迎えし所なりといへり、其傍に地藏堂あり、長翁禪師始めて當山に入りし時、此堂に於て、鶴髪の三翁に逢ひ、此寺を開基の瑞旨を受けたる所なり、是を地藏原といふ、今は櫻の木も無く只名のみ残り、鎮守は天照太神八幡大菩薩妙理大權現の三社也、是れ往古よりの社地なり、長翁禪師智遇したる鶴髪の三翁は、此三社の權化なりしといへり、其外に春日大明神金毘羅大權現の社あり、是は近代寺内へ勸請して、三社に加へて五社とせり、堂より西へ行く所、一丁の徑なる坂を登り、境内五歩も有るへき山臺、喬木鬱々としたる中に、開山機道長應禪師の塔あり、傍に一つの石あり、和尚の座禪石と云ひ傳ふ、應永の頃より、三百余年の星霜を経たれども、石疊正しくして青苔一点も生せず、是れ當山の瑞相なり寺前の流れを竹田川といふ、往古より當寺の放

生川なり、川上は中島の井手を限り、下は新宮の上聖淵を境とす、開檀源贊の寄附狀あり、依て此處の川昔より運上なく、放生川と云ふて、殺生禁斷の場也、惣門の外に、岩下より涌出する清泉あり、冬暖かにして夏冷やかなり、大旱魃にも乾かず、往古よりの靈水也、村の民之を曹源寺の清水と稱す、源贊以來代々寄附狀什物として今にあり境内古今同方五丁、東は蛇山中島を限り、南は虚空路太谷川を隔て、西は大嶺、北は横川を境とす、肥饒乃田を副ふる由應永九年源贊の證狀あり、宛は住持とあり、其子兵部少輔教之、永享十年八月三日の狀、其子元之文明十年二月廿日の狀、其子政之文明十五年正月廿八日の狀あり、次に大米八郎右衛門、渡邊民部、甲元孫左衛門、各同寄附狀あり、此三人如何なる人にや分明ならず、又尼子晴久、及び義久の寄附有り、並の通り也、并に山林田地免許の證狀あり、又國分寺の僧惠楠といふ住持より、寄附の一札あり、天文九年庚子十月廿四日と認めあり、

一地 藏院 眞言宗 久米郡湯の關村

大瀧山と号す、本尊八尺の座地藏にて、當國無二の大佛也、行基の作なりといへり、世の人稱して關の地藏といふ、當院は文治年中鎌倉右大將の建立なりと言傳ふ、但し往古の寺は、今の道場より十八丁程も奥にありて、今以て其跡有り、境地幽々たる山中也、此所へ方三間の堂あり、千手觀音を安置す、二尺余りの立像にて、行基の作なりといへり、此山に大きな瀧あり、不動瀧文珠瀧兒か瀧と云へり、此谷を菖蒲谷と号す、此所に長者原、鎌屋敷といふ趾有り、

一駄 經寺 久米郡駄經寺村

今は寺なし、山を安淵山といふ、古は此地熊野山を摸したる山なりと相傳ふ、古寺の趾あり、當村の氏神は熊野三所權現也、戰國の時焼亡し、遂に退轉の地となり、只た寺号を村名に字するのみなり、駄經の号は、漢朝の白馬寺の意によつて名づくるにや、何様故ある古寺なりとかや、

一大 御堂 右同斷

是も今は堂閣なし、駄經寺村の前なる田の中に少

き臺あり、是れ則ち大御堂なり、古へは大なる伽藍の道場なりと言傳ふ、今に其時の礎石とて、諸所に散見す、大きな徑三尺余りの石也、是を以つて案するに、何様大きな高閣なりしなるへし、彼れ臺も穿て田堵となり、今残る所は少しの隈の如く、此邊を穿ちて見れば、古佛佛具など數多出づるなり、此地の前に小川あり、堂道川と言ふ、堂前の道にならびたる故、かく稱するにや、俗に誤つてどん川といふ也、此下に伽藍橋といふ有り、此寺古へ隆盛の時、門前にありし大橋の趾と云傳ふ、今纔かの古橋なり、俗に誤つてがらく橋と云ふ、又此邊りに華表繩手といふ徑あり、駄經寺の鎮守、新官大明神への古道なり、此所に大花表ありし故にかく稱するとかや、俗誤てどりが繩手といふ、

一清 光寺 天台宗 汗入郡妻來村

玉簾山と号す、古へは朝妻寺と稱し、村名も妻來の里といへど、蓋し往古此里の婦女、京師に登り仔細有つて、光仁帝の女御となり、斯くて宮中にて

卒しければ、帝愁しみの餘り、故郷なる妻來の里へ御幸ありて、寺を造營あり、玉簾山朝妻寺と号せといへり、後世に至つて清光寺を改号す、古寺の跡今に残る、當寺も本尊は觀音也、玉簾の妻觀音と稱して、名高き靈佛なり、俗に之を玉田の妻觀音といへり、

一滿福寺

時宗

汗入郡福光村

駿州藤澤寺末山

山領三石七升四合

稻光山と号す、時宗にして駿州藤澤寺の末山なりしに、中古混雜して曹洞宗となり、一旦米子安國寺の末山となりしを、寛文六年、藤澤遊行上人當國へ入來の時、舊記を糺し又時宗に改めしむ、よりて興禪公より今の山領を寄附し給まふと云ふ、

一景雲寺

禪宗

倉吉吉祥院支配

當寺は元文元年の建立、願主は久米郡古川村の民箕浦吉右衛門と云ふ者なり、當村の或る草堂に古き觀音ありしを、本尊に安置す、又同年の秋、與一兵衛といふ者、弘法大師の瑞夢を感じたる由に

て堂の後の山の臺に、弘法大師の像を安置して、是を奥の院と号せ、よりにて世の人寺号を呼はずして、弘法とのみいふなり、景雲の号は定光寺の末なる故、寺の号を取立るなり、本堂には新たに四十八體の觀音を安置せり、

一行藏院

修驗眞言宗

久米郡倉吉

大祖は蓮乘院と号し、八橋郡細工所といふ所にあり、殊に羽衣石の南條元續の祈願所にして、三百石を寄附す、其子行藏院は殊更有驗の僧にて、大峰小笹の庄を賜はる、是當道の譽なり、依之當國山伏の宗頭也、其後の相續は、法力衰へしかども先祖の功は顯然として、今に小笹の庄柱に、伯耆國行藏院床と有りとかや、一説に元祖蓮院か妻は、南條の家臣安達伊賀守といふて、河村郡大瀬村の領主の娘なり、伊賀守戦死の後、大瀬村に靈を祭りて、氏神とす、今伊賀八幡と稱するは是なり、又其續きの行藏院は、常陸の太守佐竹家の士草刈數馬と云ひし者也、故有て浪客となり、蓮乘院か家に住しけるが、遂に彼れが賀養子と爲り、

修驗の事を相續すと也、

一安養寺

時宗

會見郡四日市村

除院高百石餘

後醍醐天皇相摸入道に犯され給ひ、元弘二年三月隱岐國へ御遷幸の砌、御宮もあまたおわします御中にも、別て十六歳にならせ給ふ御姫宮、御寵愛の餘り、御姿を三位の局の女童にやつし、御供に加へ給ふ、然るに警固の武士ども、皇女を見あらはし御渡海を止め奉りしかは、遂に宮に此地へ御差置き、帝は隱岐へ渡らせ玉ひけり、御姫宮涙と共に別れ給ひしが、會者定離の御感深く、いたわしくも玉の御かざりを落させ給ひ、御法名を西月院安養内親王ともふさせ給ひ、精舎御建立あり、外に鷲大明神、猿田彦命勸請あり、本尊は御夢の告にて、長一尺三寸の阿彌陀如來春日大明神の御作佛也、後醍醐帝御紀念として御開運の佛舍利寶物となり其外天皇御自畫の御尊影、御齒形の栗等あり

伯耆民談記之卷第十

伯耆 松岡布政著

河村郡

古城之部

一羽衣石城

河村郡土海郷羽衣石村にあり

南條氏累世盛衰之事并ニ羽衣石城
度々合戦の事

當城は南條の大祖伯耆守貞宗、貞治五年始て之を築き居城とす、夫より子孫連綿として相續ぎ、十代の嫡流中務太輔元忠に至り、慶長五年關ヶ原の合戦に西軍に與し戦敗れ、當城遂に滅亡せり、星霜を経ること二百五十余年なりとかや、貞宗は佐々木の後胤雲州の鹽谷判官高貞の二男なり、高貞死去の時僅かに三歳なりしが其臣八幡六郎潛かに之を抱きて、播州陰山に走り、同じく舊臣なる廣

瀬帶刀に此子を預く、帶刀是を保護して越前にゆき南條郡宅良の里に蟄居せ、貞宗成長の後大將義詮に仕へ、度々戦功をあらはしける、義詮之れを賞して、當國に所領を給ふ、よりに當城を築き居城とす、其頃山名左京太輔一國の守護職となり居りし故、その麾下に屬し國中の諸侯となれり、貞宗明德二年に卒去して、嫡子宮内小輔景宗襲封す、此人武勇父に劣らず、景宗四代の嫡孫を、但馬守貞と云ふ、代々山名氏の下知を受けて家運榮へ行けり、永正十一年行齡九十一歳にて卒去す、法名月法宗祐と稱す、其子越前守宗的家督を續く、是より先き永正二年前ノ大將軍義植卿、防州より上洛の時先鋒の衆に列し、京都に於て戦功を顯はしたる、永録十一年春秋四十六歳にて卒去し法号

癒せしとなり、

陰徳太平記に、此口論の事を豊後守遊獵の途次、岩倉の城に立寄りしに、小鴨掃部亮と口論によつて合戦に及び、掃部亮小鴨城を出奔しければ、南條直ちに城を乗取る、此時豊後守左の手を切落され、一生右の手許りなりといへり、又豊後守父を紀伊守守親と書たり、され共豊後守父は越前守宗の事、系譜に詳なり、紀伊守守親と云ふを聞かず

心證宗泉と稱せ、嫡子豊後守宗光相續す、童名虎熊と稱しけるが臂力絶倫にして器度宏大なり、十七歳の時八橋郡の野牧久米の山里に小鷹を据えさせ、狩して歸るさに、小鴨修理亮が居城を訪ふ、修理亮殊に悦びて饗應し、酒宴に及ひたるが、沈酔のあまり互に口論つものり修理亮脇差を抜て切付く、虎熊左の手にて受拂ひ、抜合せ切り結ぶ所を、南條の士並河次郎右衛門、鳥羽義之丞進源五右衛門等、次の間に居たるが、屏風障子押倒して、真中に躍入り、虎熊を守護して戦ふ、城中の士も大勢立重り、散々に打合しが、中にも並河は大剛の者にて、虎熊を肩にかけ、難なく切抜けて羽衣石に走り歸る、父越前守宗の大に怒り、岩倉へ押寄せ勝負を決まへしとて、合戦の用意頻り也かくて修理亮は醉さめて大に後悔し、大山の僧を頼み和睦を乞ふ、素より當座の口論なり、且醉狂よりの事なれば、遂に互に前非を悔ひ、事なく和平しける、此時虎熊左の指を切り落されて片輪となり、又肩先をも切込まれたりしか、數日にして漸く平

翌十二年虎熊十八歳にて家督相續し豊後守宗光と改名せ、此頃山名の家政衰微して一國動亂の巷となり、郡を争ひ村を限りて我勝にと相争ふ、豊後守若輩なれども弓矢の道に長し、屢攻城野戦に功を顯はし、近郷の城々を攻取り、降る者をば幕下に付け、かくて伯耆東三郡の内には楯をつくものなく一國席捲の勢あり、然るに大永四年五月中旬雲州の尼子伊豫守經久、大軍を率して當國に攻入り、山名の領分、米子、淀江、尾高、天満、不動か丘の城々を切落し、又東伯耆の内に押かけ、八

橋、大江、岩倉堤の諸城を追散らし、破竹の勢に乗して羽衣石を取巻き散々に攻め戦ふ、豊後守は爰を先途と防戦せり、されども敵は目にあまる猛勢なり、誰を後楯に頼まん手たてもなかりしかば、遂に城を開て退散したり、此時當國の諸將南條を始め、山名、福瀬、山田等將基倒しの如く敗軍して、山名數代相傳の家城を立去り、漂泊の身となりたり、此戦亂を五月崩れとて今に民間に傳ふ、かくて尼子經久は旬日の間に一國を平定し羽衣石の城には尼子紀伊守國久を移し、泊り川口の城には國久の次男式部太輔誠久を差置き、東三郡を與へて因幡表を押へさせ、尾高八橋の兩城には吉田筑前守同左京亮兄弟を入れ置き、西三郡の鎮撫たらしめたり、かくて豊後守は羽衣石の城を退散して後、因州に走り、高草郡布勢屋形の城、山名次郎少輔豐次、但州の山名右衛門督祐豐を頼み、遊客となりて暫らく星霜を送りける、然るにその後尼子修理太輔誠久、安藝の毛利右馬頭元就を追討として天文九年秋部下の人數をはせ催し、藝州

へ討入り元就の吉田の城を取り圍むことあり、當國には尾高の吉田筑前守兄弟を殘し置きて、尼子國久を始め、中國の諸將盡く藝州へ參陣したり、されは大永年中流浪したる南條以下の諸將、今當國の空虛なるを視ひ、再び歸國安堵せんと欲し、相期して因州布勢の城に集り様々に軍議を凝したり、布勢の山名氏も尼子晴久若し藝州表勝利に歸せば勢に乗じて因州へ亂入せん事必定の議なれば今此時を幸として但馬の山名と談合し、重臣武田山城守を大將として、其の虚をつかんと、伯州の浪人衆都合六千余人を集めて全十月八日伯州へ押入り先づ河村郡泊村の近邑に着陣せり爰にて手分を定め、泊り川口の城を攻立てたり、時に城主尼子誠久は藝州參陣の留守なる故、何のぞふさも無くその城を攻取りたり、尾高八橋の吉田兄弟此事を聞くや否、藝州へ注進したる間、尼子紀伊守國久父子、取る物を取り敢へず、三千五百余兵を引き具し、羽衣石へ馳せ歸り、吉田兄弟と一手になつて橋津川を隔て、尼子は武田と攻戦ひ、吉田は

南條以下の浪人勢と取結びける、斯くて早天より合戦始まり、武田山城守士卒を勵まし、川を越へつ越えられつ戦ひけるが、尼子紀伊守大剛の大將にて、難なく突き崩し、因州勢浮足になり、馬の山へ取り上りて暫らく支ゆと雖も、遂に惣敗軍となり、山城守も宿藻塚に踏み止まり討死したり(宿藻塚は下の郷上井村の山のはるかにあり)

武田山城守といふは、若狭の武田家の庶流にて、因州へ來り客分にて、山名の軍代を勤め、尤も武功の士也、討死の時帶せし二太子といへる太刀、武田累代の名刀也、家人とも之を取持ちて因州へ歸り、嫡子三河守高信に渡す、後年三河守討死の後、因州邑美郡加納村の武田某が手に渡り、彼れが子孫勘助と稱するもの傳へて代々家寶とせり、程經て後同國布袋村の百姓、江戸へ下向しける時、彼の二太子の刀を研磨せん爲め、勘助彼者を頼み江戸へ遣す、然るに彼者江戸に於て亡命し、件の刀も紛失したるとかや、無銘にして鞘朱塗鍔赤銅丸にて、粟に鶉の模様

ありと云ひ傳へたり

扱ても南條豊後守等は、橋津の川を隔て吉田兄弟とた、かひしが、味方敗北し、剩へ橋桁折れて南條始め數百人水の底に落入兵士多く溺死しけり、されど南條は無双の水練を得たる故、海上へ泳ぎ出で漁舟を見掛けて南條豊後守なるぞ、助けくれよと言ひければ、漁人聞て眞の南條殿ならば手の指なかるべしといふにぞ、頓て片手をさし上げて示したる故、漁夫どもやがて船を漕き寄せて助けらる、さても尼子紀伊守はおもふまゝに勝利を得此の勝に乗して因州に亂入せんと軍議する所に、周防れ大内左京太夫義隆、大軍を以て藝州吉田の後詰するよし聞えたる故、國久之れに驚きて一刻も猶豫ならずとて、兄弟を當國に殘し置き、其身は藝州へ參陣せり、其後尼子亡ひて當國藝州の屬國となり、夫より南條本の如く羽衣石に歸城し、元龜元年に至つて豊後守家督を嫡子勘兵衛元續に譲り、而して其身は剃髮して宗勝と改名し、暫らく遊樂に餘生を送りけるが、勘兵衛も父に劣らぬ

勇烈の器にして、毛利家人無二の忠貞を勵み、吉川元春の手に屬し、數度の戦功を顯はしける、天正三年春の頃、宗勝出雲の富田城に到り吉川元春に謁し夫より杵築大社へ參詣して歸途に大山へ登山し、諸々順禮して尾高の城へも立寄りける、(民諺記に八橋の城とあり)城主杉原播磨守殊に響應して酒宴に及び立別れしか、途中より發病し羽衣石に歸城の後頻りに五體惱亂し、種々治療を施すと雖も更に其驗なく、危篤に及びけり宗勝は苦難を忍ひて、嫡子勘兵衛元續を始め次男小嶋左衛門尉元清三男九郎左衛門元秋等の一族を近づけ云ひける様、命は天にありと雖も吾今度の病全く杉原が毒害と覺えたり、日頃彼と殊なる意恨もなければ、彼れ吾を害し其後汝等若輩なるに乘し、巧に毛利家へ讒言し、當家を滅ぼし、伯州一圓兼領まべきの隱謀と覺えたり、汝等相構へて心を彼れに許すことなけれ、又毛利家に對し等閑の所存ゆめくあるべからず、當家を再び引き興したること皆毛利家の恩誼なれば、たとへ杉原如何程に言

當時に盛にして、天下の武將と仰かれ給ひ、西國表の先鋒羽柴筑前守秀吉、播州姫路の城に在つて近國を切り隨へ、毛利家と合戦最中なり、信長公破竹の勢を以て四方を討伐し誠に天の時を得給ひ、秀吉の智謀絶倫なれば、遂には毛利敗軍となるべしと、世間の取沙汰専らなり、勘兵衛も熟々思ふ様近年秀吉因州表へ手遣ひし大半切從へたるよしなれば一國平均の後はやかて當國へ打向ふべしその時、先手なれば一番に此城に攻懸らんこと必定なり、毛利家の弓矢も漸く末になり、手をひろげたる様子なる間、中々急に後詰あるまし、然らば當家の滅亡は疑ひなけん、所詮事急迫に及ばぬ先、上方へ一味し、秀吉入國の時を以て已れ其の先鋒となつて西伯耆に攻入り、杉原を討果して亡父の爲めに宿怨をも報いんものをとて、一族老臣を召し集め、此事如何と談しければ、伯父備前守信元進み出て、先君宗勝毛利家の厚恩蒙り給ふといへども、當家も數度の陣役に粉骨を盡くし、頗る其恩を報いたり、今の通りにては杉原か妨に

八四
ひ妨くることも誠忠を盡して防ぎ辨せば、元春は心賢しき名將故當家を信頼別義あるべからずと懇に遺言して、齡七十餘にて歿しける、勘兵衛を始め一族皆々外には其の色を現はさざれども、心中には深く怨敵の心を抱けるゆえ、自然と杉原と疎遠の様になりゆきたり、杉原も此事を傳へ聞き禍害のその身に來るべきを察し、南條逆意の萌あるよし、時々毛利家へ讒訴しけれども、元春一向に用ひられず、然るに其頃因州荒神山の城主、矢田七郎左衛門、毛利の下知に背くこと有り、南條杉原兩家へ追討仰せ付けられ、兩家彼地へ發向し力を合せて攻戦せり、城方なる、山崎十兵衛といふ剛兵を、南條の與力山田出雲が子藏人討留めたり、此合戦中にも兩家意恨の色は見えざりしも互に奥意知れざる故年を経るに隨ひ怨恨つもの互に隙を伺ひけり、其上杉原は毛利家無二の家柄故浸潤の譖何時かは彼れの乘する所となりて我家滅亡のこともなるべしと、勘兵衛も自然毛利家に對し隔心に成りたり、其頃上方には織田信長公弓箭の名聞

よりて、行末よき事有るべからず、其の証據は先年毛利家より八橋大江の城を宗勝に渡さるゝによつて、其代官として某彼地に居住せしに、杉原毛利家へ訴へて言ふ様、八橋の城は伯州の重鎮にして、彼等如き者の守る可き所にあらざといふて、某をば田尻の城に移し、やかて八橋を己が家城となし、次男又次郎を差置きたること、當家を取ちぞめ遂には一國を押領せんとの底意明なり、宗勝公を毒害せしに至りては俱に天をいた、かざるの怨にして報ひせしてやあるべき、早々上方に一味し、軍神血祭りに杉原が首を取り君か孝道を立て給ふべし、且因州鹿野龜井新十郎、用ヶ瀬の磯部兵部少輔、若狭の荒木平太夫、作州小原の神明彌三郎等は無二の上方一味の人々なれば、急難の時は見繼ぎ呉れん、危き事有るべからずと、詞を盡して論したり、此時久米郡堤境の城主山田出雲守重直は南條の與力なるが、此事一圓承引せず、去る大永に尊父宗勝公、尼子經久か爲めに攻敗られ漂泊の身と成り玉ひしを、毛利の武徳を以て、

再び本領安堵し給ふ、此厚恩を忘れ今更何の不足あつて上方へ一味し二張の弓は引き給ふぞ、摩利支天の神罰を蒙り、家名斷絶必定なるべし、所詮毛利の指揮に任せ給ふへしと申しけれども、勘兵衛を初め列坐の輩、上方へ一味決定す之れに依りて、播州姫路羽柴秀吉を便り信長公の幕下へ屬すべき旨を内通し、毛利家へ對し心離反の意を顯はしけり、尾高の杉原播磨守重此由を聞くと等しく雲州富田の城に注進す、吉川元春大に驚き、南條は無二の者なり定めて一旦の誤りなるへし、汝工夫を廻らし和睦を調ふべしと申し渡されけれども、杉原素より南條と不和なるによつて、事を幸ひにして種々に讒訴し、和談のこと思もよらず、かくて南條は専ら籠城の用意を成し、長和田表を差塞き、堀を廻らし塀をかけ、岩尾の峠より五郎谷へ砦を構へ、羽衣石四十八谷の口々を堅めたり、其外高野宮の城には重臣山田佐助、松崎の城には小森和泉守、河尻の城には山名刑部太夫久氏、田尻の城には南條兵庫守元周、堤の城には山田出雲

守重直、倉吉の城には山名小三郎氏豊、岩倉城には小鴨左衛門尉元清を入置き、羽衣石の城を根城とし、兵糧火薬を取込み、敵や來ると待かけたり、されど山田出雲守はかねて毛利家に心を寄する者なれば、諸人深く疑ひ、其身も内々思ふ旨有りければ、居城堤には嫡子藏人信直を殘し置き、其の身は羽衣石に楯籠りけり、又南條備前守信元も田後の城には、嫡子兵庫守を入置き、其身は羽衣石に籠りたるどかや、それより城内の委敷様子を杉原より内々密告したりければ元春是を聞て然らば自身押寄せて、一時に之を討果さんと、藝州の毛利右馬頭輝元へ、出雲隱岐石見周防の人数を申し請け、一万三千の兵を率ひ、天正七年七月當國へ發向し、杉原播磨守を先鋒とし、東三郡に押入りたり、さても元春は橋津の馬の山を本陣とし、子息次郎少輔元長は國坂の茶臼山に陣を取て同廿一日田尻の城を一息に攻落し、其余の城々には押へを置て、元春と毛利民部太輔元經を大手搦手の大將にて、杉原を先鋒に立て、羽衣石の城に

か、りける、城中には覺悟したる事なれば、少も騒かず、弓鉄砲を打出し突出し防戦しける、寄手は大軍なる故、新手を入替へ、三日三夜息もつかず攻立てしかども、元來地の利堅固なれば、容易に攻破るべき様もなし、吉川元春、はさまさまに攻城の工夫を凝らし、吉川式部少輔吉岡越後守を招き、云ひける様元來此の城は様體を案するに大手の攻口急なる故城内にて物の用に立つべき者は皆此所に打集り左右は地勢の峻阻を頼みて油斷し居る事必定なり、我が人数の内に此城の案内を知りたるものやあらん尋ね出まべしとありければ、由て此人を尋ね求むるに、山田世之助といふ者あり、元は南條か家人なりしか、仔細ありて今吉川に仕へけるを呼出し、地理を尋問するに、世之助之れに答ふる様、東に東郷と申す谷あり、此谷の奥より徑道ありて、是を攀ぢ上げれば長山に至り、城中を直に見渡し候べし、西の方は西郷とて、山手に續き栗尾谷といふ所を登れば、蛇山の峰に至り、羽衣石の城を一目に瞰下し得べき由を申す、

元春打點頭き、難波采女頭に三百余人を指添へ、今宵潛かに世之助を先きに立て、東郷の谷へしつび入り、明朝拂曉に城に取り懸るべし、又治部少輔元長は五百余人を引具し、栗尾谷より攻め入り各天明大手一同揉合せなば落城せんこと手の内にありとて、既に手分けを定めけり、民諺記によれば元春の下知に左馬亮元長は五百餘騎を率い栗尾谷より攻登るべし其の時谷間の人家を焚拂ふべし案内は世之助たるべしとあり本文と少しく相異す何れが正しきを知らず、明くれば廿九日の未明より大手の先鋒毛利元經、士卒をすゝめ、無二無三に攻かゝる、城中にも爰を先途と、防ぎ戦ふ、此間晝夜の戦に氣力つかれたる故、長和田表を破られ、本谷口を堅めけるに、蛇山長山の寄手一同に本城へ乗込み火を放つ、城方前後の敵に揉立てられ、防くべき様もなく、忽ちにして落城に及ひける、勘兵衛今は是迄なりとて、自害せんとしけるを家老廣瀬出羽守大に諫めて、片柴越に三徳山を経て因州へ落ち行きける、

其一族鹽谷十六島小森豊島山田等を始めとして、各谷越に三徳へ集り、妻子をば民家へ忍ばせ、主人の跡を追ひ因州へ趣きけり、廣瀬は暫らく踏み止まりて防戦し、残る者どもを引具し、城に火をかけ、是も三徳へ走りける、此時當家に尼子より送られし残雪といふ盆山の石、信長より給はりたる天下月毛と稱する名馬、杉原か手に入り、元春に献す、此役を陰徳太平記には天正十年九月廿三日と述べたり、又小嶋左衛門尉元清も、此時居城岩倉にて敗るあり、然れども岩倉落去は天正十年の夏也と村老の説有り、此説可なるに似たり、久米郡大宮大明神の寶前に小嶋家人等誓盟の一札有りて其年号天正十年五月五日と記したれば明白也

伯耆民談記卷之第十一

河村郡

古城之部

一羽衣石の城南條伯耆守數度合戦の事

附り滅亡跡方の事

一鼻達地藏の事
以 上

羽衣石南條伯耆守數度合戦の事

(附り滅亡の事)

さる程に吉川元春は、凱歌を唱へて戦捷を祝し、かくて士卒の亂暴狼藉を制し、羽衣石の城には毛利元經に、八百余りの士卒を添えて入れ置き、因州を押へさせ國中の仕置は、元經并に杉原盛重に申含め、雲州へ歸陣しける、南條勘兵衛は、因州智頭郡用ヶ瀬の城へ落着、磯部兵部太輔はその小舅なる故隔心なく待遇せりその中所々へ退散しけ

る譜代の家人等、これを聞きて我もくと落集り、程なく大勢になりしかは、何卒再び羽衣石落城の恥を雪がむと、磯部を始め國內鹿野の龜井新十郎若櫻の荒木平太夫、作州小原の神明彌三郎杯、各縁者なれば心を合せ、播州姫路の羽柴秀吉に加勢を請ひ、潛かに因州を打立、同年八月十日の夜、山越に羽衣石の後に押登り、案内は能く知りたることなれば、三千の人数を三手に分て、関を作りて乗入ける、城中には此企を夢にも知らず、俄に動亂し、上を下へと騒ぎ立ち、誰一人として防戦せむとするものなし、守將毛利元經は心をいらたち馳廻りて下知すれども、寄手勢に乗じ群り立て攻立ける故、城兵支へすして討たれ殺さる、者數を知らず、皆長和田表を指して敗走せり、南條軍兵頓て入替り、本城を取返したれば家人は申すに及ばず、郡郷の百姓町人に至るまで相喜ひ我一に

と參集す、さても勘兵衛は本意を遂ぐるのみならず、吉川より籠置ける兵糧彈藥武具等、悉く取上けしを大に悦び、所々に砦を設け、長和田表には殊に塀柵を丈夫に築廻し、森下駿河、津村長門、進ノ遠江、同大和、生駒新藏、岸田彌助等五百人にて持固め、妙見口には二宮越後、大熊里正甘、富田吉田の者ども、高野宮には、山田佐助、西表遠見の高櫓を設け、景宗寺には、相賀の一類野花尾坂を切塞き、山腰には進ノ下總、同帶刀、蝶山には小森彈正、海老名源助、淺津鍋谷前澤等を置き、馬の山を直下に望む、蛇山の頂には、山田の一族太田中島原中村土師鈴木の面々、本谷へは豊島土佐舍弟幸八郎美田道鑑山本文腰山崎等の輩也、本城には南條九左衛門元秋を始め、廣瀬出羽、河村伊折、鹽谷肥前、南條彦八、酒井丹後、津波八郎遠藤宅間、須田立花齋藤安藤安部石川四宮一條知足院等、口々を堅め池の檀には、南條與兵衛宗信に尼子山下清水杉尾澤岡本以下を差置き、籠城堅固の計策をなし、透間には人數を出し、杉原を始

め、毛利家の諸將と取合ひける故國中又々戰亂の巷と成けり、明れは天正八年八月、吉川駿河守元春、多勢を引具し當國へ押入り、尾高の城主杉原播磨守盛重を先手として、東伯耆に亂入し馬の山に本陣を据ゑ、方々へ手遣ひせらる、南條勘兵衛元續、舍弟小鴨左衛門尉元清、南條九郎衛門元秋、南條兵庫頭元周、山名小三郎氏豊等居並びて圍まれんには謀足不に似たり、かけ合せの勝負を決すへしとて、同十二日各日下の端へ出張し、(田尻の山鼻といふ今小社あり日下太明神是れ也)軍評議を爲し、翌十三日早天より日下の川を渡りて備ふ、先陣山名六百余、中軍南條一千余人、後陣は小鴨八百余人、馬の山に向て陣を作る、吉川元春是を見て、嫡子治部少輔元長を先陣として、段々と備へ突かゝる、山名一戰に敗北して、南條が陣に崩れかゝる、南條か勢暫らく踏みこたえ戦ひしかども、吉川元春聞えたる猛將にして、急に士卒に下知して突懸りける故、南條小鴨總敗軍と成て、討たる、者數を知らず、散々の体にて、羽衣

石岩倉の城へ引取りける、南條九郎右衛門は踏と、まり戦ひけるが、痛手數多負て既に討たるへき所に津村長門馳せ来て、近付く敵を追ひ拂ひ、九郎右衛門を引立て、早々羽衣石に引取り給へと勸めたり、かくて其身は四五十人にて殿をなし逐ひ來る敵を突退け、しづしづとして引取りたる有様は、まことに比類なき働きなり、九郎右衛門は、長和田表にかゝり行過しが、手疵次第に痛み、植木繩手にて落馬度々に及びたる故、仲間の小者介抱して傍の辻堂に入れ看病す、津村は九郎右衛門が深手を氣遣ひ、馬を飛ばして馳せ來るを彼の仲間が敵の追ひ來ると心得、頓て九郎右衛門の首を打落し、降人に出づべき風情に見ゆるにぞ、津村大に怒り仲間を眞二つに切放し、馬より下り九郎右衛門が死骸を取持たせ、羽衣石城に歸りたる、其の後九郎右衛門が執念力辻堂に残りたるにや、奇怪の事共度々ありて衆民を惱ませたる故、後に小社を建て若宮大明神と崇めたれば、それより諸民の患なかりしとなり、扱又山名小三郎は、散々

に打惱まされ、倉吉の居城に歸ることも叶はず、山中に通け入り、因州鳴瀧村といふ所にたより着きしが、此時小林源藏といふ者只一人附添居たり然るに所の山賤樵夫ども二十余人山の間にて是を見付け、定めし昨日の合戦の落人なるべし、只打殺して物具等を奮はんと大勢山刀斧などを以て立向ふ、多勢に取圍まれ主従共に打殺されぬ人々その死骸をばそこに埋め置きしが、最も後年に亡魂崇をなす故、所の民共神に崇り祠を建て八幡宮と号したる、偕又吉川元春は、凱歌をあげて此勢に乗じ、羽衣石城を攻め落さんと軍議しけれども、味方にも手負死人數多有る故、餘議なく處々仕置申し付、藝州へ歸陣しける、全九年六月播州の羽柴筑前守秀吉、三万余人の人數を引具し、因州へ押入り、鳥取久松の城を取圍みける、其仔細を尋ぬるに、天正の初頃、吉川元春伯州一圓を切從へ夫より因州を心かけ、屋形山名治部少輔豊國を引付ける、豊國も毛利家の先鋒に威勢を恐れ、和平の儀調ひ一國盡く毛利の政令を請く、然るに羽柴

秀吉同五年の頃より因州へ手遣し、年々亂入して地侍の城々を攻破り、鳥取の城を攻落さんと企てしが、彼地は無二の要害にて、屋形の居城なれば、容易に落つへきに非らずと思ひ種々に工夫を廻らし、山名豊國を味方に招きける、豊國も東西弓箭の勢を考ふるに、行末毛利家の勢衰へ永く上方へ敵對すること叶ふへからず、所詮上方に合體し、我が家運を無事に保つへしと思ひしか共、重臣森下出羽入道中村大炊介等更に同心せず、遂に不和と成つて豊國を追ひ出し、藝州に注進して大將を乞ふ、依之毛利家より吉川式部少輔經家八百余騎にて因州へ下着し、森下中村と心を協せ、鳥取城を守りける、秀吉此事を聞て大に怒り播州作州但馬の多勢を引具し押寄せける、然れども此城要害の地なれば一氣には攻め落し難し兵糧攻にせんこそよけれ且又城を十重二重に取巻き、長陣の用意をなさん中必定毛利家より後詰有るべければ引請て討果すべしとて、其手立を施しけり、素より城中兵糧殊の外少くして僅に三四ヶ月の貯へを餘そ

きしかば眞學こらへず前に倒れたり、寄手はどつと打笑ひ、それより互に入り亂れて戦ひけるが、薄暮に及で相引にき、此僧は酒井丹後か次男にて天性武勇勝れ度々の戦場に名譽を顯はしけるが、惜哉深手の爲に其日の夜半に相果けり、明れば十二日辰の刻より矢合せして、寄手無二無三に突かゝり難無く長和田を攻破る、城方にもこらへ兼ねて引退く、それより大谷口を固めて防戦甚た努む、吉川元春も父に劣らぬ勇將なるが、自ら長劍を取りて一番に進み出て、ものども進めど大の眼を瞋らし、隙もあらせす下知すれば、難波福原土肥多知見以下の士卒悉い々聲を出して攻上り、城方既に危く見えしかども、津村長門油良大藏豊島幸八郎岸田彌助美田矢吹菖蒲石川等を始め、南條譜代の剛の者共、身命を惜まず爰を最期と防ぎ戦ひければ、漸くにして寄手を門田前まで追崩す、敵味方死骸は土海はなみの田野に充ち、血は東郷湖水に漲れり、城中戦死の者、津波玄蕃油良大藏戸羽權吉山田傳六を始めとして、歴々の者十五人都合百

のみなれば、其旨頻りに藝州へ注進す、吉川元春兩三度に及び海陸より兵糧を運送せしかども、羽柴の陣嚴重なれば城中へ運ひ入る事叶はず、然らば急に鳥取の後詰をべしと、元春の嫡子治部少輔元長を先鋒とし、伯州へ差遣はさる、かくて元長は七月下旬に伯州八橋の城に着し、城主杉原播磨守盛重に相談し、國中の勢を催促す、されども皆々兩端を持し身構のみして、加勢に出でさりければ味方殊の外無勢なり、此人數にては因州へ踏み込まんこと成難し、其上羽衣石は南條岩倉の小鴨など我か跡を取切らんは必定なり、所詮先づ羽衣石を攻落し、後を心安くし、夫より因州へ打ち入らんには如かずと八月十一日巳の刻、元長五千余の人數にて、杉原を先鋒として羽衣石の城に攻かゝりける、南條勘兵衛元續も長和田表へ人數を出し手強く防戦す、中にも充滿寺の僧に眞學とて大力の剛あり、今辨慶と異名する程の僧なるが、大長刀を打振り先に進んで戦ひけり、寄手の中に難波組とて鉄砲の手練ありて眞學が小脇より後へ撃ちぬ

六十余人也、寄手も百八十人討死す、兩方の手負數を知らず、吉川元長門田の岳に屯して、諸將を集め此體にては落城何時とも計り難く味方小勢なる上に、手負死人數多なれば、重て手痛き手合もなし難し、如何はせんと申されければ、吉川彦四郎吉岡越後守進み出て、鳥取の城兵糧不足なりといへども、今一兩月は堪ふへし、兎角元春公の御出馬を待て、勝負の一戦然るへしと申しければ元長之に同じ、全廿三日門田の陣を拂ひて馬の山迄引上ぐる、羽衣石人數も戦ひ勞かれたれば、敵の引取るを幸に後をも追はず、兩方しはらく士卒の息をやすめたり、
扱其後吉川元長は、雲州富田の城迄到着して、鳥取の後詰せんと、藝州へ羽書を飛ばし、頻りに加勢を乞けれども、毛利輝元も豊後大友宗麟と取合最中にて、上口よりは備前の浮田直家、備中表へ取かゝる故、人數を分くる事もならず、兎角する内に時日押移つり、鳥取の城次第に危く聞へしかば、元春身を揉んで手廻り斗り引具し。十月廿日

には八橋へ着陣して、子息元長と一手となる、然る處鳥取の城中には追日兵糧乏しくなり、士卒飢死に及へども、藝州より後詰もなし守將吉川經家心を決し、森下出羽入道中村大炊介と評議し、敵將秀吉へ決意を示し約束を遂げ全廿五日三人切腹して籠城の兵士の生命に代りける、かくて秀吉は鳥取の城を請取宮部善祥坊繼潤に與へ、一國を平定して歸陣の用意せる所に、南條小鴨より飛札を以て、吉川元春馬の山へ着陣、當城へ取り懸るよし、早々加勢を給ふべしと告來たる、秀吉其意にまかせ鳥取を出發して、鹿野龜井新十郎が城に一宿して、翌日全郡青谷の庄へ押出し、鎧畑へ陣をぞもへたりける、吉川元春は同廿五日人數を馬の山へ押上げ、小勢なれども因州へ打入るべしと軍議し、翌日は因州大崎迄出はりせんとする所に、鳥取落城の由聞へしかば、此上は是非に及ばず因州へ踏込み存亡を賭して一戦して我が運命を試さんとて將に打立んとせり、間もなく秀吉南條小鴨援助れ爲伯州え發向る由、注進によつて知れけ

れば、然らば此所に待受けんとて馬の山に陣を構へたり、秀吉は鎧畑を立て伯州へ打入り羽衣石に續きたる大山に上りて、馬の山を目の下に見下しけるが、三萬に余る軍勢なれば夥しき事はん方なし、吉川は六千に足らざる小勢といひ、敵を笠に受けて一日もこらえ難く見えしかども、元春元來天下に聞えたる勇將なるが上に、鳥取を攻め取られたる無念骨髓に徹し居ければ、勇氣百倍して少しも騒がず、橋津川の橋を焼きはらい、濱手の船を陸に引上げ討死の覺悟を示し待かけたり、斯くて對陣三日に及びたるに、秀吉此様子を見下し敵是程に思ひ切つたる上は、小勢なりとて卒爾には戦ひ難し、万一喰付かれ長陣に及びなば、土地不案内の味方雪中に向ひての進退自由ならず敗軍の端ともならん、早く引取るべしと軍議有つて、南條小鴨を召出し敵小勢なれば攻寄る事有るべからず、來春に至らば重て當國へ打入、西伯者より雲州筋を平定すべし、其間はおちどなき様籠城すべしとて、制法堅く申含め、鉄砲三百挺、彈藥を

添へて加勢し、兵糧を丈夫に入置き、廿八日陣を拂て播州さして歸陣ある、吉川も小勢なれば因州へ取りかゝる事もならず、重て大軍を催し羽衣石を攻破り、因州へ押入り鳥取を取り返すべしと、南條が領分に放火し、西伯者の仕置杉原播磨守に申付、藝州に引入りける、全十年六月三日、備中國に於て羽柴秀吉毛利輝元和睦ありて、當國西三郡を毛利の領分とし、東三郡を南條の領地と定めたり、是より國中も干戈を忘れ穩に治まり、人民安堵のおもひを爲せり、秀吉は上洛して信長公の爲めに怨敵明智日向守光秀を誅伐し、破竹の勢ひに乗じて向ふ者は悉く切從へ、忽ち天下の武將に備り、同十三年七月關白に上り給ふ、勘兵衛も秀吉公の吹擧によつて口宣を賜はり、伯耆守に任し京都へ參勤怠らず、全十五年三月秀吉九州征伐の時、先陣の衆に列し、日向表に於て島津義弘の勢と大に戦ひ、軍功をあらはし、全十六年四月秀吉公聚樂の第へ、天皇陛下行幸ありし時、供奉の後列を勤め二行の内二十五人の列たりしとかや、其

後は病身に成つて公務を辭し上方參勤の事は、舍弟左衛門尉元清を名代として、勤仕せり、全十九年に至り病惱次第ノに重く、七月十四日四十三歳にて卒去しける、菩提所景宗寺に葬り、南光院殿伯翁全邦大居士と法名す、嫡子虎熊十三才にて家督を續ぐ、叔父元清後見として政事を行ふ、元錄元年朝鮮役の時は、元清陣代として千五百人着到にて、彼國に押渡り、軍役を勤めける、虎熊成長後中務大輔元忠と号し、自ら家督を領し、京伏見參勤交代し、領内も目を追ふて靜謐なり、然る所に慶長三年八月秀吉公薨去後、世間何となく物騒にて、異談雜説様々起り、諸人薄氷を踏むの恐怖を抱きけるが、果して同五年秋の頃より、天下の諸侯二に分れ、關原の大戦天下向背の決まる所となる元忠其頃は在國の時なるに大坂より石田治部少輔三成を始め、奉行衆の廻文到來、早く人數を引具し上洛有て、家康公を討伐すべしとの催促也元忠頓て家老の輩を集め評議しけるに、廣瀬隼人進み出で上方への御一味悪かるべし、家康公は天

下無双の弓取にして武功といひ門閥といひ旁々以て肩を並ぶる人なし、今にも關東より切て上り給はゞ誰有て鋒先に當る者あらんや、上方の成行を伺ひ、其内に關東へ御使者を以て忠志を通しられ然るべしと申しける、津村長門山田越中等も此儀に同意す、然るに山田佐助同心せず、今度石田が廻文に御幼君の印あり、當家秀吉公の恩澤を蒙ること山嶽の如し、今に及んで幼君を捨奉る道理有るべきや、且西國の諸侯悉く上方へ一味する由なるに、當家獨り同意せずば隣國の諸將襲ひ來て城を取り圍むべし、其時家康公遙々東國より後詰の人數を向けらるべきや、落城は必定なり、殊に諸大名は太閤恩澤の輩多ければ、何れも上方へ一味せんこと勿論なり、早く大阪へ馳せ上り進で戦功をあらはし給ふべしと云ふ元忠此議に同し、上方合體の議に定めたり是れぞ南條十代の家名滅亡の根本なりける、廣瀬隼人は大祖伯耆守貞宗を三歳の時より養育し、當家を引起したる廣瀬帶刀が末葉なるが、此事を深く歎き、頻りに諫言しけりた

南條と舊知なる故、此度寄手に返り忠して手を取り城中に引入られ候はゞ、伯州一圓宛行ふべき様執成申へき旨、誓紙を以て内通しければ、元忠忽ち逆心を企て、密かに持口の塀柱の根を土下より五寸程置引切つたり、こは敵打倒して乗入る様に振舞ひけるなり、此企露顯して元忠を千疊敷へ呼寄せ、蒲田隼人渡邊内藏兩人して召捕腹を切らせ、家人共をも多勢にて取巻き、盡く討果しける鹽谷判官より嫡々たる南條が血脈、此時に當つて斷絶せり、磯邊が子兩人も一處に討果されたり、元忠を始め家來五十余人も一處に殺され皆首を城中にさらされける、此の時狂歌を書て側に立てたるものあり、

裏切りの伯耆士古疊南條あれど役に立ばや程經て後南條の舊臣、宅間角右衛門といふ者、高野山西光寺の谷中中院にて佛事をなし、南星院殿意安元宅大居士と法号し、南條累世并一族諸臣等の法名過去帳に記し、彼の寺にありしとかや、いとあはれにぞ覺へけり、

れども元忠遂に同心せず、全七月上旬羽衣石を立て人數引具し大坂に上り諸將に列し、軍議の席に連り、八月に入りて諸將と共に所々に働き大津の城攻に粉骨の功を盡くしける、かくて八月十五日濃州關ヶ原に於て天下分ヶ目の大合戦有りて上方勢惣崩れに及びければ、纔一日の間に天下家康公の武徳に歸しぬ、元忠も身の置き所なく所々に隠れ忍び既に一命を果すべき處、色々御斷申上、やう／＼命を助かり、浪人と成り譜代相傳の家來皆方々に散亂し、羽衣石の居城も此時滅亡して數代結構を盡くしたる城廓も、神社佛閣に至る迄盡く灰燼と成り、跡方もなく成果たり、同十九年の冬大坂の役起りて諸浪人我も／＼とかかけ込みける、其頃元忠浪々の身にて、所々漂泊し居たるが、大坂御利運に於ては、本領伯耆一國下さるべき約束にて、譜代恩澤の者共を駈集め、籠城して天王寺口を固めける、此時因州用瀬の前の城主磯部兵部大輔が子、新七郎平四郎兩人共甥なれば、引具して入城す、然るに此處の寄手藤堂和泉守高虎は、

一鼻達地藏之事

南條中務太輔元忠の時代、領地界の爭論あり、大山の衆徒を檢者に頼めども同心せず、八橋郡退休寺に梅天といふ智識を頼みて檢者になしたるが、古來の傳説記文等も見聞して、大山權現の御堂の前より、退休寺門前を限りて、傍示を分つに遂に東領の負けに成りぬ、中務大に怒り、其法師我領分に有つて他の領に通し、不條理を成す條捨置かれず急ぎ嚴科に行ふべしといひ置て其身は大坂へ參勤しける、家老森下駿河進、遠江山田佐助海老名源助等梅天を呼寄せ、死刑の由申渡す、海老名申けるは、是等の罪を以て沙門を誅せんこと世の嘲りも如何なり、よくよく穿鑿して今一應内意を伺ふべしといひしかども、山田承引せず、君命然る上は兎角猶豫すべきにあらずとて、梅天を脱衣面縛して牛の如く葛を以て鼻に榘を指し、高札を立て脊中に大罪人と大筆に書し、紙幟を立て東三郡を引廻し、八橋の端なる濱邊を刑所に定め引据ゆる、梅天暫らく讀經觀念の後、眼を開きて言ひ

ける様我れ非義あらば血出づべし、誤りなくは切れども突けども血出でずして水の如くなるもの出づべし、諸人よく之れを見よと言ひ終て刑に就きしが、果して其の言の如く血は出ずして水れ如きもの流れ出たりとぞ、さて首をば梟木に懸く、諸人無罪の者を斯かる極刑に行ふ事、深く悲むべしとて皆々政道の邪曲を誹謗しける、然るに是れより先き大坂に於て中務梅天が事を彼是案じ、前非を悔ひ急き梅天の死刑を暫く免し置くべき旨飛脚差越したれども、はや處刑の後なれば其甲斐なかりけり、彼梅天和尙は退休寺の慶聚院七世の和尙にて、笹津村慶要寺の開山なり、山田佐助思慮淺き故斯く非道の死刑を行ひける、かゝる故にや中務子息生れながら鼻ふさがり、醫藥更に驗なく早世しける事兩度也、夫婦憂ふること日久し、然るに或夜中務の夢に一人の僧來り、汝君臣ともに短慮にして無罪の僧を脱衣面縛し鼻にかづらを繋ぎて命を絶ちしことあり之によりて生れし兒の鼻塞ること其の報なり、當城の西にあたりて延命の

地藏尊ありこれを信心せは、此患を逃るべしと告給ふと見て夢さめぬ、中務不思議に思ひ、やがて方四間の寺を建立し、彼の地藏を安置し、拾五石の領を寄附す、其後誕生の兒、彼の寒鼻の患なく息災なりしとや、これによつて鼻達の地藏と稱し、今に充滿寺山の北の谷に小き僧堂ありて、件の地藏を安置す、又此谷より三朝の庄へ越え山隴を、鼻達越と云ふなり、さて南條氏は伯耆守元續の時代には廣瀬隼人津付長門森下駿河豊嶋土佐鹽谷肥前十六鳥越後杯云ふ老臣ありて、文武を勵まし政事を正す、然るによつて天正數度の合戦恙なく領地安寧なりしに、中務太輔元忠の代に至り君臣ともに奢侈に耽り政道暗く、屢無辜の人を殺し、神社佛閣を荒廢に委す、朝鮮役の時も昔より斧斤を入れざる所の神木を伐りあらし數多兵船に造る故にや、渡海も遅くさしたる軍功もなく、大坂の役に去就を誤りて刑戮の辱を受け慶長十九年を以てその身を家名と共に亡ぼしぬ是非もなき次第なり

伯耆民談記卷之第十二

河村郡古城之部

- 一羽衣石山の事 一南條家紋の事
- 一南條元續の室大力の事并に和歌の事
- 一南條躍の事 一高野宮の事
- 一田尻の城の事 一松ヶ崎の城の事
- 一河口城の事 一後龜山の事
- 一馬の山砦の事 一白石砦の事

一羽衣石山の事
此の山の地利を案するに、山高くして削れるが如く、谷深くして彫るが如し、頂上は常に白雲を戴き裾野は遠く引きて長和田村に續き、前は東郷の湖水漫々とし、麓に羽石川の流あり、後は岩壁巍々として狐兔の類も近付能はず、左は蛇溪不動が嶽の喬木鬱葱として枝を交へ、右は長山多門の觸

幽暗にして青苔に封せられ、又西の山に天妃の影向石突出し、南には熊野谷ありて天狗のゑぼし岩天に聳ゆるを見る、此山の頂上は廣く平かにして清泉北の洞より湧出づ、大早魃にも乾くことなしと云ふ、山腹山上喬木稀にして濯々たる草山なれど、水に乏しきことなし、境地廣く、溪山八葉に分れて、凡四十八谷ありといへり、山上を本城とし麓の周りに侍の小道を配置し、大手は長和田表にて、惣構に堀をほり、其内に町屋を建並べ、神社佛閣其間に點綴し皆華麗を極めたり、南條家十代に及ぶ迄居城の地なれば、金城湯池まことに一國の重鎮なりしに、今は跡方もなく荒果て、見る人懷舊の涙催さる、されども天主の臺櫓樓門、馬出し枳形等の地形、石壁外濠など、今に其跡を殘す、菩提所景宗寺の跡長和田より程近し、幾星霜を經たるか知れざる石塔五輪など、苔むしたるが

數多あり、是より馬場本谷長屋充滿寺谷あり、今此邊には、少しの民家あり、又景宗寺と馬場との間に法師迂りといふ所あり、古城の地也、扱此山を羽衣石と稱する謂れとて傳ふ所あり、蓋し初は崩岩山と云ひしが、南條貞宗此山に始めて城を建つる時、崩岩の名を忌で『君が代は天の羽衣まれに着てなつとも盡ぬ巖なるらん』と云ふ古歌を取りて祝し羽衣石の山と改めしとかや、又一説に往古の事なるが此邊の野夫一日此山を過けるに、一人の美女、傍の石の上に衣を乾し、流れに居たり、其姿を見るに、雲の鬢髪月の顔、嬋媚として更に此の世の人とは見へず、又石上の衣を覗ふに其妙なること織女機中のものにもやと覺て、其文順にして亂れず、其色純にして雜へず、野夫大に怪み是を必ず世に云ふ天女にして、彼の衣こそ天の羽衣といふ者ならめと、立寄て是を奪ふ天妃衣を奪はれて通を失ひ懇に是を野人に乞ふといへども與へず、天女は衣なくしては天上に歸ることを得ず遂に下界の人となり、彼の野夫と契りを結

100
び後に二子を生む、されど野夫衣の有る所をば深く秘し年を経れども更に返さざりしが、二子成長の後天女歎きて衣のある所を尋ねけるに、二子はその所以を知らざれば、やがて鑰を取り出し衣篋を開き、彼衣を出す、天女大に悦び之を着するや否や、忽ち飄然として杳冥に上り去れりとかや、斯のいはれによりて此山を羽衣石山と號すと也、然して此の如き傳説我が國所在類似の事多し天女降臨の事異説様々にして信するに足らず、又羽衣石とて古城西の表、八幡山の岨高さ五丈有餘の大磐石あり、是則俗に天女の羽衣を乾したる石なりといへり、又一説には此石に登り眺望すれば、遠近八方の風景目の下にして、人をして自から羽衣翻々として天上の人たるか如き心地あらしむ、是れ羽衣石と稱する所以なりとかや、又古城の南に當つて巖々たる巖壁あり、數百双の屏風を立てたる如くにして其頂上に長五六丈にして、烏帽子に等しき大石あり、是を天狗烏帽子岩と稱す、これに就き俗間傳説あり至徳二年の頃越前國南條郡宅良

谷に天魔あつて、萬民を惱亂す、天真自性和尚と云ふ名僧是を愁ひ、彼の谷に至り七日の間座禪を爲す、天魔佛力に感じ魔心を脱して正道に歸し、當所に七堂伽藍を建立すへしと誓て、忽ち飛行して當國に來り、此盤石の上に休らひ、大坊主の姿と變し城中へ入り、伯耆守貞宗に對面して申しけるは、予は越前國宅良谷に棲む大天狗なり、領主朝倉無道にして殺生を好み、我が住所を汚すの間我又入來の衆を殺戮し人種を斷んと欲する所に、天真和尚の引導によりて我か魔心を化し遂に佛道に歸せり、和尚は世に稀なる高德なり早く彼の谷に一寺を建立して、和尚を以て導師となし賜へ、公は彼の谷に由緒あれは遙々來りて此の事を告ぐるなり、必ず吾言を疑はず、速に開檀功力を勵まし給へと云ひ終や否や、光明赫々たりと見る間に忽ちにして飛ひ去りぬ、さて貞宗隨喜淺からず、やかにて臣下に命じて良木を伐て舟に積み載せ、工人を相添へ越前國へ運送し、七堂伽藍を營作し、普門山悲眼寺と號す、是を以て南條氏代々彼の寺

101
に大檀那として信仰深か、りけり、此の烏帽子岩は此時天狗の憩ひたりし岩にて又形も烏帽子に似たる故、かく名づくるなるべし、充滿寺にヒイゴ池と云ふあり、大サ十歩餘り、其水清くして、九夏の天にも乾く事なし、始め南條此充滿寺に城をきづかんと、普請に取掛りしに、此の池に一つの燕おちて死す、南條凶事におもひ此所を除き今の城山に城を築きしなりといへり、大きな石壁又後に幽谷の如くなるから堀今に残りて見ゆ、其後寺地となりて堂塔高閣ありしが當城滅亡しける時破却して今は僅かに礎石を殘せり、
一南條家紋の事
相傳ふ南條の太祖天女の羽衣をうばい、遂に夫婦となつて二子を生ず、年経て後、天女二子を欺き羽衣を得たり、その時夕顔の蔓に手寄り、再び天上す南條名残りを惜み、夕顔を以て家紋と定む、其形花葉を圓地の中に畫きたるなりといふ、然れども是れ虚談にして信するに足らず、或る人の言へるは南條の紋所は花久留須といふ者也、其形

斯の如しと、

一南條元續の夫人大力の事并に和歌の事
此人力絶倫にて指にてよりたる紙緘堅くして之にて障子をつき透ふしぬる事容易なりしと云ふ、又大磐石を動かす程の剛力なり、天正七年羽衣石一度敗北の時此奥方も三徳谷へ落ち行かれしに、敵兵追ひ来れば、長刀を以て數度返へし合せ、散々に切り拂ひ、或は磐石を擲で投げかけなごして、悠々として因州へ赴きしとなり、されど其心は優にやさしくして、詠歌絲竹の嗜みあり、或時元續在京の留守つれづれのまゝ、山の端に出づる月を見て、

このはも月によるべの思ひ寝を

枕につげよ峯のまつ風

家老鹽谷肥前が妻傍にありしが

戀ひしさを糸によるてふことのはの

まつかせつもの山の端の月

此内室は因州智頭郡用ヶ瀬の城主、磯部兵部太輔が妹なり、兵部も近國に聞わたる大力なりき

一南條踊りの事

長防二州の太守毛利の屬將吉川氏の家に、南條踊とて、今にも七月に興行の事有り、是は先祖元春當國馬の山に在陣の時、計略をなし強兵を擡で踊り子に立させ、羽衣石にたごりかけ、南條元續の城を乗り取る是を吉例として、今に至り菩提所にて毎年興行有りとかや、おごりのうたは

躍入は此方の庭を借り申ふす曳場は明年又參る右は吉川家の一傳説にして、當國に其傳なし、古老の言ひ傳ふる所は、彼のおごりの事は、天正七年七月上旬、吉川元春馬の山に於て、南條との合戦に打勝ち、羽衣石に迫ひ入りたりし時、藝雲の諸將勝軍に誇り、折しも盆の砌なる故、若武者共馬の山に於て大踊りをなしたる事あり、是吉例として、今に防州岩國の領地にて、此事ありとかや、

一高野宮の戦の事

土海の郷に在り、當城は南條の長臣山田佐助が家城なり佐助は南城累代の老職にあり、山田越中、

畔之助、世之助等と一族にて權勢ある者なり、又一族に久米郡の城主山田出雲守重直とて、南條與力の士あり、天正七年の春、南條元續毛利家に變心の論談の以後、出雲守を諸人潜かに疑ふ、素より出雲守は杉原播磨と舊友懇意の者なれば、自然と隔心に成行けり、され共出雲は替る色なく、息子藏人を家城に差置き、其身は羽衣石に居住せり、然るに一族の越中が屋敷出雲が宅地と軒を並べたり、越中も心を赦さず佐助と密談して常に出雲が屋敷に忍びの人を付置きけり、然るに同五月二日の夜、霖雨頻りに降りしが、出雲が門内より不審なる者出で、栗尾坂へ忍び通る、越中此由を聞くどひとしく、家來水野甚八へ氣早なる若黨を添へて、追つかけさせけるに、栗尾阪にて行方を見失ひ、此所彼所と尋ねしに、其邊の民家に人聲するを覗ひ見るに、彼の者と見わければ付け入て搦め取らんとす、彼の者心得たりと身構へする所を、若黨飛びかゝつて首打落しぬ、水野は驚き生捕るへきものを粗忽の事爲たりとて、後悔すれども

すへき様なく、偕て懷中をさがし見れば、一箇の文函あり封印のみにて上書なし、やかて持歸り越中へ見せければ、越中之を受取り潜かに登城して件の文箱を伯耆守に差出す、伯耆守封押切て披き見るに、高野宮へ夜討の事、関を相圖に城かげより放火し、裏切りすべしと相認めたり、當て名もなければ、必定出雲か逆心にて、杉原へ内通の書面なるべしとて、佐助を呼ひ寄せ、内談して出雲へは隱密にし、高野宮へは加勢を差置きける、彼の栗尾坂にて討取りたる飛脚の者を埋し所を、飛脚坂と號して、栗尾村の舊屋敷の向へ今にありといへり、偕案の如く、同十一日の夜半に、杉原播磨守か嫡子彌三郎元盛、三百人を引具して、出雲が子藏人信直を案内者として、知坂を越へて高野宮の城、西坂へ攀登り、関を作りて攻めかけける、佐助は兼て待ちもふけたる事なれば、少しも騒がず、寄手を城下に引付け、鐵砲をつるべかけ打出し色めく所を、門を開きて突き出つれば、杉原山田等さんくんに敗北し、方角を失ひさまよ

う處を、追立てく討取りける程に、大半討れ崩つれ立て、八橋へ向けて引入ける、佐助は武功の者なれば、長追を制し、人數を引上げ、堅固に城を守りたり、出雲は後の山に走り上り、高野宮を見渡すに、はや寄手は敗軍の跡にてあり、又本城を伺ふに、屋敷々に燈灯松明明星の如く、用心堅固に見わければ、偕は隱謀現はれたりと思量して、早々栗尾坂を越へて堤の城へ落ち行きけり、山田越中は高野宮の鯨波の聲を聞くや否や、同姓畔之助を伴ひ、出雲の屋敷へ打入りしかども、早や落行きて居さりけり、今度佐助が軍功、越中が忠貞を、伯耆守大に感賞しけると也、出雲へ合體の殘黨數十人こゝかしこにて搦捕り、長瀬の濱にて首を刎ね、梟木に懸られけり、さて出雲が妻子をばどりことなし、越中に預け置き、其後南條人數を引具し、堤の城へ攻め寄せけるに、出雲父子一旦は防きたれども、多勢に無勢なれば、遂に叶はず城をあけて藝州へ落行き、毛利家へ仕へしが後に又當國へ立ち戻り、會見郡柏尾村に住居し、

遂に此處にて病死せり、今に柏尾村に墓所残りけるとなり、

一田尻の城の事

下の郷にあり、今田尻村の南の方に城あり、字を城の内といふ畑あり、當城には南條伯耆守舍弟、備前守元信居住し、其子兵庫守元周相續せり然るに天正七年伯耆守上方へ一味し、羽柴秀吉の手に屬し、依之毛利家の大将吉川駿河守元春、一萬三千餘の人數にて、當國へ押入り、尾高の杉原播磨守一族を先鋒として、同七月上旬元春は河村那橋津灘馬の山に着陣し、其子治部少輔元長は、久米郡國坂村茶臼山に屯す、然るに此城兩陣の間にはさまれ有る故、先づ手始めに踏み破り、其後羽衣石へ押寄せ攻む可しと軍議して、元長茶臼山を打立、同廿一日卯の刻當城へ取りかゝる、兵庫頭も士卒を勵まし防ぎけれども、寄手多勢なれば遂に叶はず、羽衣石へ逃込けり、家來田原市之進武勇の者にて、天晴防ぎ戦ひ、城に火をかけ焼き拂らひ、一方の圍を突き破り、是も羽衣石へ引取

りたり、此時城滅亡す、

一松ヶ崎の城の事

當城には南條の與力小森和泉守方高居住せり、天正八年伯耆守籠城によつて和泉守も同籠せしが、元來山田出雲と入魂なる故、山田逆意を企て、高野宮夜討の後は、南條を始め諸人何となふ心を置けり、八橋の杉原彌三郎元盛是を聞て、密かに小森方へ使者を遣はし味方に引入れんと勧めたりけるに、和泉やがて同意しけるが、返り忠の手始めに東郷小鹿谷上山を固め、進ノ下總か陣所に夜討の事を彌三郎に内通す、和泉が屬兵の中に下總と入魂の者ありて、此者件の密計を下總に告げし故頓て是旨本城へ注進せり、南條驚き家老の輩を呼び集め、内談一決して、下總か陣處へ加勢を遣はし、大砲を相圖に定め待ちたりける處に、和泉は謀計の洩れたるをば夢にも知らず、杉原より加勢を乞ひ、同九月廿日の夜、二百餘人忍び寄り伺ひけるに、陣中物靜にて沈睡の體に見へたり、和泉思ひけるは此處を行過て長山の陣、海老名源助小

森彈正一條宅間等が小屋に放火し、附入りて本城に切入りなば一舉して大功を立つべしと、俄かに分別を變え、其旨を部下の輩と談合すれども、士卒更に同心せず、兎角する處に、下總が陣中より大筒を打出し、軍兵潮の湧くが如くに切て出でければ、寄手仰天して色めく處を、相圖はよしと長山陣より海老名等の軍兵真下りに突てかゝる、野花坂を固めたる相賀柵之助が人數も加はり、其外谷々所々の諸卒一時に起り立ち、八方より揉合せければ、寄手散々に打負け、百餘人討死したりける、殘る者どもあけに染つて別所谷の方へ敗軍す和泉は士卒を勵ましけれども、もり返すべき様なく諸共に別處谷の方へ落行きたるが、別所谷は知行所なれば名主某が宅に駈入りしを、下總追詰て討取りたり、さて首は下總より本城へ送り實檢に備へしと云ふ、此時別所村の百姓共和泉が死骸を乞ひ、厚く葬りたるが、村端の森の中に今猶塚有り、さて此役に下總が功を拔群なりとて、南條大に感賞し、松ヶ崎の城を與へ、東郷の守護せり

天正の末東郷山公事ありし時に守護進ノ下總免之と書ける裁訴狀あり、今に至て之れを傳ふものあり、慶長五年關ヶ原の役に南條家滅亡に依て當城も羽衣石と等しく破滅せられ今唯名のみ残り、一河 口 城

久津賀の庄泊村に在り、山名の一族山名刑部太輔久氏累代の家城なりしが、彼の大永の五月崩れに尼子經久が爲めに没落して、因州の方へ漂泊せり、其時より一國悉く尼子の領と成つて、西三郡は吉田筑後守同弟左京亮、尾高八橋の兩城に居て軍政を司とる、尼子紀伊守國久は、羽衣石に在城して、東三郡を領し、當城には國久の二男式部太輔誠久居住せり、然るに天文九年九月尼子晴久大軍を催し、毛利元就を追討の爲め藝州へ出發せしに依て當國の諸將悉く藝州へ出陣し、尾高の吉田のみ國に残り居れり、然るに大永五月崩れの時敗北せし諸浪人南條宗元を始め、此虛に乗して舊領を取返さんと語り合せ、因州の屋形山名氏へ加勢を乞い、武田山城守を大將として、七千餘人の人數に

て、同十日當國へ切て入り、先手なれば一番に當城を攻立つる、城主尼子誠久も藝州へ出陣し、留守居の土加藤兵藏福原彌吉等百餘人にて楯籠りしが、寄手猛勢なる故、防ぎ戦ふ事叶はず、兩人討死して落城に及ひけり、寄手凱歌を唱へ、山名久氏なればやかて居住し、夫より永く當城に居り後には南條家の旗下となり、山名の苗字を斷ち城地を號して河口刑部太輔と名乗りける、然るに刑部太輔始めは小鷹の城主行松入道が聲なりしが、行松滅亡の後、杉原播磨守盛重が娘を娶る、然るに天正七年南條勘兵衛上方に一味し、杉原と仇敵と成る、是に依て刑部太輔も夫人を杉原へ送り返へし、南條に無二の志を顯はし、忠節を盡しけり、慶長五年羽衣石滅亡の時當城も同じく没落して浪人の身と成りけり、

一後龜山の事

泊村の後にある山をいふなり、其形さながら龜の頭の如し今切通しの道あり、軍國の用に開きたる由、昔は此村繁昌なりしに、此切通し出來せしよ

り以來次第次第に衰落して、今は只だ一つの漁村となる由言ひ傳ふ

一馬の山砦の事

羽合の郷橋津村にあり、其形圓平にして草山なり、右は根岳として峻峻の幽谷にして前は東郷の湖水漫々たり、後は橋津川迂回して流れ、一筋の橋の外には往復の道を斷ち、山上に登れば近郷の田野、八方の風景、眼下に望むべく、地の利を得要害甚だ堅固也、天正のむかし藝州の將吉川駿河守元春、此山に砦を築き、其子治部少輔元長と代る、在城して國中を鎮護せり、今に至る迄砦の跡顯然と残り、山上は南北三丁餘り東西二丁餘もあるべし、四方かき上げ六七尺の高さにて、南北に門のあとあり、又搔上げの極中に大きな崖あり、往古より有る岩屋なりといへり、根岳は濱邊なり、岩壁の下に一つの洞穴あり、奥深くむかしは三徳山へ往復せしと處の古老言傳ふ

一白石の砦の事

舎人の郷にあり、吉川元春是を取立、同名彦七郎

元景を籠め置きて、南條を押えさせしなり、天正十年京藝和睦の後、南條の持となり、番手を入置きて、之を守らしめきといふ

伯耆民談記卷之第十三

久米郡古城の部

一岩倉山の城の事并大町村小鴨平藏素姓の事

附り安總刀の事

一岩倉山號の事

一市場の城の事

一北の城の事

一岩倉山城の事并作州大町村小鴨平藏素姓の事

附り安總の刀の事

岩倉山の城は、小鴨庄岩倉村の山にあり、當城は小鴨の氏族累代の家城也、小鴨姓は村上源氏又小海氏と言傳ふ、昔より當國の士にして、中祖小鴨左衛門尉元兼、此處に家城を構え、壽永元曆の頃は、一國統領の家なり、子孫家運興廢あれども、連綿相續し世々國守の麾下に屬して近郷を領せり、末葉小鴨入道は元弘の亂に名和伯耆守長年が催促

に隨ひ、御林の軍に加はり、武家一統の後は一且本領を失ひぬ、其子新三郎元近は、明德二年國守山名播磨守滿幸叛逆に合體し、播州内野に於て戰死せり、其嫡小二郎良俊、其孫掃部介良章に至る迄、世々當城にありて山名氏の旗下たりしが、大永の崩れに掃部介も尼子に家城を奪はれ、累代の領地に離れ、暫らく流浪の身となりけるが、尼子氏滅亡の後、毛利元就の太刀かけによりて大永敗亡の諸將も大半本領に安堵せし間、掃部介も再び當城に歸入して、専ら毛利家に屬せり、然るに掃部介男兒なき故、羽衣石城主南條豊後守宗元入道宗勝が二男、左衛門尉元清を養子として、家系を繼がしむ、元清も毛利家に心を傾け弓箭の家名を落さず、然るに永祿十二年六月上旬、尼子の枝葉左衛門尉勝久諸浪人を駈り集め、雲州に起り、兵士六千餘にて、當國の城を攻取り、岩倉の城を晝

夜三日の間、息をも繼がず攻め立つる、折節元清は毛利の軍役によつて、下ノ關勝山に參陣したるが、此由を聞て毛利家へ暇を乞ひ受け、南條宗勝山田出雲の諸將、一同當國へ馳せ歸りしが、はや岩倉の居城は陥落して敵勢入替りありけるを一朝にして攻めおとし、城を取返し、敵六十三人討取りけり、味方にも梶矢藤兵衛、林勘十郎、安長甚左衛門、谷川久之丞、其外中間八人討死しけり、其後南條勘兵衛元續毛利家に背き上方へ内通しける故元清も之に同意して岩倉に籠城す、毛利の先鋒吉川駿河守元春、天正七年七月當國へ押入り、羽衣石の城を攻落し、岩倉の城をも攻んと向城として今倉村に砦を設け、正壽院西堂利安小鴨四郎次郎鈴川治郎左衛門等を差置きけるに、岩倉の城中より毎日足輕をかけ、小廻りしけり、利安鈴川素より武勇の者なれば、毎度打出て岩倉の人數を追ひ立つる、是を見て元清も自身馳來て會戰する事度々なり、此時吉川勢の手たてには、元清を引出し伏勢を以て討ち取るへしとて、明る正月廿二

日今田中務少輔伊志源次郎等四百餘人、大宮に伏兵を置き、傍なる山の上に森脇市正を置き、敵伏勢の所へ乘來らば、相圖の螺を吹かせ、其聲に應じて所々より起り合せ、敵を取り巻いて討果さんとの評議あり、其中に栗屋源藏同弟朝枝與三太郎といふ者あり、何れも父の源藏に劣らぬ血氣の者共にて、二十前後の若武者なるが當家に人も多きに彼れ出雲浪人の森脇に合圖の螺を吹かせ、下知さす事奇怪なれと怒りて、伏勢の中に入らずして大宮太明神の社頭へ行き、獅子狗犬など取り出し舞踏してぞ居たりける、斯くて四郎次郎正壽院は足輕を出し、敵を呼引ければ、岩倉の城中より足輕二百餘人出て出て、追立し、伏兵の真中に馳せ來る、森脇市正は時分よしと、相圖の螺を吹けども、鳴らず、コハ不思議也今日の軍の凶事なりとて、立かわり、六七人吹ければ更に鳴らず、如何にやとあやしみなから、只氣をもみてのみ有りけり、其内伏兵の内には有りける者共は相圖の螺は聞へねども敵を思ふ圖に引受、何れの時を期す

へきとて、思ひ／＼に起り立、我先にと突てか、
敵は小勢なれば一息に敗北しけるが、勝に乗
して追かけ岩倉山の麓迄追詰たり、左衛門元清今
日は何とやらん足輕攻合心もどなしとて物見を出
しけるか、伏勢有つて味方打負たりと告來る、元
清さればこそとて屈強の兵五百斗り、弓鐵砲を前
に立て、眞黒になつて助け來る所に、伏兵共丁と
行逢ひたり、元清得たりかしこしとて、弓鐵砲を
打かけ／＼しけるに追かけ來たる寄手は、弓鐵砲
は一挺も無ければ、的に成つて打立られ、大に崩
づれ敗北す、栗屋踏み止まつて討死す、其弟與三
太郎は安部助太郎が手より鐵砲にて打留めたり、
栗屋新左衛門も戦死せり、岩倉方にも村井三郎四
郎久田十太郎米田源八討死す、かくて日も西山に
傾きければ、城方も長追ひせずして、岩倉へ引き
けり今倉の砦の事を陰徳太平記には島田と述ぶ然
れども島田砦の跡なし古老の傳ふる所は今いふ今
倉村の事なり天正のむかしは此兩村のわかちなく
一村にして島田村ならんか又安部助太郎を安部太

郎右衛門と述べたり又同書に此合戦の事をしるせ
るに毛利方に細田源之丞と云ふ十文字鎗の遣手有
り此者の伯父鳥羽何某を城方の勇士今田中務少輔
に討れて口惜く思ひいかにもして今田を一鎗突か
ばやと志し、林の中を傳ひ、岩の陰に忍んで伺ふ
處に今田は矢を取て番ひ、引きしぼり居たりける
あの矢はなさば、走りかゝり一突きにせんと待ち
けるが、射放すや否や飛かゝる、素より今田は矢
つき早やの精兵なれば、其儘矢を取て引番ひ能引
て向ひたるか、餘り急に走り寄りける故、細田が
鎗と矢先きと、其間漸く五六寸程にせまりければ
若し射外つしたらば細田に突かるへしと思ひ、引
詰なから放しもやらず、又細田も突かんと思へど
も、強弓引の今田、矢を放さんとする程に、突き
得ず、鎗と矢先とつき合せ、しばらく見合せて有
りけるが保ちかねてきつて放す矢、細田が肩の肉
と皮とをかけて射切つたり、細田も敵の矢放すと
見るより踏み入て突きければ今田が弓手の大指に
あたり、弦を切て首の傍を突込みける間、さしも

の今田も目くれ働くこと叶はず、細田も深手なれ
ば兩方の味方走り來て、二人を各々肩にかけて引
返へしけるとなり、彼の今田は強弓大兵の手利、
其頃遠近に顯はれて武勇の者なりといへり、

今田中務少輔は城方の強士とあり又此民談記前
文には今田中務少輔寄手の列に見へたり同名の
士敵味方共に有りけるにや左なくば又書記の誤
なるか疑ふ可し

天正十年五月、吉川治部少輔元長多勢を引具し、
東三郡へ亂入し、先づ岩倉の城を攻め取るべしと
て、近郷近村を焼拂らひ、同廿五年岩倉の城下へ
押詰めたり、味方も所々の要害を守り堅固に防戦
せしが、寄手は大勢城中は小勢なれば、事危く見
へし所に、長臣黒松將監國時永原玄蕃惟定二人城
門を開き突て出づ、是れよりして城兵我も／＼と
駆け出せしが、中にも尾崎三郎四郎、北村甚九郎、
横田彦四郎、杉森善右衛門、戸倉彦五郎、成相嘉
助、舟原彌三郎、北村又次郎、日野甚五郎、石川
又三郎、高柴彌五郎、安部助太郎等十二人の者共

兼てより死を極めたる兵なれば、眞先に進み出て
武勇を鼓して戦ひける故、寄手浮足になり、一丁
ばかり崩れける、吉川元長素より名を得たる勇將
なれば、少しも騒かず、旗下を押立て來たり、馬
印を打振り／＼攻戦ふ、成相嘉助吉映は、多治見
平治と戦ひしが、兩士共に世に聞ゆる強兵なる故
暫く勝負互角なりしが、成相何とかしたりけん、
多知見が鎗を受け損し胸板を突通され、是を抜か
んとして穂首を握りけるを、多知見槍を引取り突
放せば眞うつむけに倒れけり、多知見は首を取ら
んと立寄る所を、石川又三郎清道横間よりかけ合
せ、多知見が脇坪を突通す、多知見ひるます立向
ふ所に、安部助太郎貞宗走り寄つて多知見を鎗玉
に乗せたり、かくて城兵必死になりて防ぎけれど
も寄手は鬼をもあさむく吉川勢なれば、手負死人
を乗越へ／＼もみ立ける故、十二人の勇士も追々
に討死し其外大半打たれ、或は逃げ去り、城中に
引籠る、寄手は附入にせむと突掛るを、黒松將監
長原玄蕃、塀裏を走り周り、鐵砲を雨の如く打出

す、吉川元長討手の輩に下知をなし、火矢を頻りに射させしが、西の手より打込みしに火矢城の角矢倉に燃付けるに、折節大山嵐烈しく吹て、餘焰處々に吹付け、一時に燃上りければ城中の騒動言はむ方なく、遂に落城に及ひける、城主左衛門尉元清も最早自害に及はむとするところに、長臣共兎角に押し止め、黒松將監、永原主税(玄蕃が嫡子)其外の者とも相従ひ、北の門より忍ひ出て、山越に羽衣石の城に落行ける、彼の勇士十二人の内杉森善右衛門家昌は、深手を負ひて進退叶はず、館の内にて切腹す、日野甚九郎清照やがて之を介錯して其身も共に切腹す、永原玄蕃は城に残り表門の櫓に上り、散々に射る、素より強弓の手き、にて矢繼早に射下しける故、寄手も少ししらけて見へたり、永原か矢寄手の立花伊織が士卒の持つ楯に射立たるに矢文あり、披き見れば一首の歌を書付たり、

一筋におもひきる矢のあづさ弓

また引きかへすこゝろなけれど

亡ぼし、當國を平均すべしと思惟せしが、彼地は堅固の城地にて、味方にも手負死人數多あれば卒爾にも攻め難きかと、暫く猶豫せし所に、六月上旬備中表より飛脚到來して、毛利家と上方和睦相調ひたる間、東三郡を南條へ渡し、歸陣すへしと父駿河守元春の許より告來りし故、頓て陣を拂て西三郡の仕置を申付置き雲州へ引入りける、偕又彼の十二人の勇士、今度の合戦に互に盟約し其意を記し、連名を以て小嶋大宮大明神の社前に捧げたる札、今に寶物として社内にあり、天正十年壬午五月五日と書たり、委くは神社の卷に記せり、又當城に遠藤小太郎、同小次郎とて兄弟の士あり、此合戦に討死す、此時小太郎が男子七歳になりけるを家僕抱て城を出て、隣村菅ヶ原に塾居して、永く民間に流落すといへり、遠藤兄弟が墓其城の近邊に在り、岩の平かなるを建て廻りにセキデクを植へたり、今に毎年花の頃は盛りに開くとかや、今伊藤何某といふ者、八橋郡に住居せり、近頃迄は倉吉へ居住しけるが、小嶋家人の子孫に

と誌したり、各是を見て、扱ては左衛門尉切腹と察したり、去程に城中は、一圓に煙氣充滿しければ、永原は落残りたる者共を追々羽衣石へ遣し其身只一人腹かき切て失せにけり、行齡六十有餘なりと、斯くて城中櫓門殿舎悉く灰燼となり、五百餘年傳はりたる名城此時に滅亡す、羽衣石の城よりも、後詰として、南條兵庫守元周、三百餘人を卒し、倉吉迄馳付けけるが、岩倉落城して、元清は山傳ひ羽衣石の城へ退きたりと聞て、直に羽衣石に引返す吉川元長凱歌をあげ城の近村へ屯を張り、もしや羽衣石より取りかくる事も有らむかと用心嚴敷陣をこる、かくて城燒跡を點檢するに元清の死骸分明ならず、杉森善右衛門本丸に於て切腹せしかは、是こそ元清ならめと首を三方に載せ日野甚九郎の屍を黒松の死骸なるへしとて、二の燒首を元長の實檢に入れける、然るに元清は恙なく羽衣石へ落行けるよし後日に聞へければ、偕は彼一首の歌は永原の謀計なりしやと皆人其忠死を感じ、哀を催しける、斯くて元長は此序に南條を攻

て、二季の彼岸盆などには、必ず岩倉へ行き城跡の地に香花晒水を爲すと云ふ、然れども二百年に近き星霜を経たる故、詳かならず、唯村老の物語を記するのみ、左衛門尉元清は羽衣石の城に客と爲てありけるが、舍兄伯耆守元續、天正十六年の冬より中風を患ひ、上方の參勤、諸の公務、悉く元清代りて勤仕せり、同十九年伯耆守卒去し、嫡子中務少輔元忠、其頃虎熊とて、幼少なる故、元清後見と爲り、家事國政等を執行ひ、朝鮮陣の時も千五百人の人數を引具し、渡海しけるが、元忠成長の後は倉吉打吹山の麓なる小山に館舎を構へ居住して代官の如くに近郷を守護し居たりける、彼の山を今に元清山と積する也、居住の間は、文祿の頃より慶長五年迄七八年の間の事なり、然るに中務太輔元忠、慶長五年の秋石田治部少輔三成に與黨し、羽衣石滅亡に及ひしにより、元清も倉吉に居住し難く、再び漂泊流浪の身となり、夫婦に七歳の子息家來一兩人を召連れ倉吉を忍ひ出てぬ、梅翁山曹源寺は先祖の俗縁あるにより暫らく

此寺に滞留したり、當寺は南條の大祖伯耆守貞宗の二男幾堂長應禪師の開基也、長應は越前にて生長、宅良谷の悲眼寺天真和尚の法縁を繼ぎ、悲眼寺二世の住職となり、後當國に來り曹源寺を開基せるなり、元清此寺に滞留せる中内室ふと病惱に罹りけるが、醫藥功驗なく、遂に此寺にて亡命ぬ其墓所は寺より下なる山の谷にありて、今に石塔ありといへり、明くる慶長六年の春、元清一子龜若丸を伴ひて當寺を立出で、潜かに上方へと志し、作州に入り大町村に旅宿しけるに、亭主夫婦大に勞り其風情淺からずして元清の氏名を尋ねける故我は伯州岩倉の城主たりし小鴨左衛門尉元清なりとて、事の始終包まず物語りければ、夫婦は涙を流し容を改めて拜伏して申す様、某ももとは伯州の生れにて然かも御領分内の百姓なりしが、永祿の亂に居村を退散して、今此里へ住し僅に身命を繋ぐ迄也、幸ひに御宿を仕る事の有難さよとて、種々馳走しけるが、殿様の御在所安堵あらん迄は、若君をば我等夫婦預り御養育仕るへしと、懇ろに

申せしかば、元清大に喜び、龜若を預け置き、其身は大町村を立出て、同國才原村に止宿しける、然るに此宿の亭主心善からぬものにて、つくつく思ふ様、此人の容顏言語、尋常の人に非らず、必ず伯州崩つれの貴人なるべし、然らば帶する處の腰のもの丈けにても、さぞく高價なる物ならん、又金銀の貯へも有るべし、奪ひ取らばやと惡心を發し、潜かに隣家の者と謀り近郷に忍び居る強盜山賊を招き、夜更け人静まりて左衛門尉主従の寢所へ忍び入り、熟睡を伺ひ先づ主従の腰の物を奪ふ、元清主従目を覺し起上らんとする所を、強盜ども左右前後より一度に切付け、遂に此所にて空く亡命せり、淺間しかりし身の果てなり、其怨念残りしにや件の亭主隣家山賊の者共間もなく病み惱み、子孫跡方もなく絶果たりとかや、しかのみならず元清横死の後其の崇りにや一村人馬病惱奇怪の事共多かりける故、村老ども是を恐れ、彼の靈を慰んとて才原村に新八幡の小社を建て尊崇したりけるが、其より病惱の患もなく殊に靈驗あら

たかにして今に祭禮懈らずといふ

一作州大町村小鴨平藏素性の事并に安總刀の事

さても大町村の百姓が預りて養育せし南條元清の一子龜若、成長の後に小鴨何某とて名有る住民と成れり、此者或夜の夢に年齢五十餘りの男來りて、我は汝が父也、急き津山の城下に来るへし汝に授くべき一物ありといふかと思へば忽ちにして夢さめぬ、小鴨思ふ様夢は五藏の疼ましむる所也、我常に先祖の事を思ふ故、斯かる夢を見たるなるべしと、打捨てしに又翌夕件の夢を見る、小鴨不思議なから急に津山の城下へまかり越し、暫らく酒店へ休み居けるか、傍を見るに古き拵の刀一腰、拂ひ道具と見へて有り、何心なく取てなかごを見るに、安總と有り、偕は是こそ彼の夢の告なりけりと、大きに喜び買求めて家寶とし、代々傳へて今の主人小鴨平藏に至るまでこれを所持せり、件の刀は小鴨氏累代の重寶としてありけるを左衛門尉才原村にて横死の時、一旦強盜等が手に渡りしものなり、然るに年月遙に移りて新八幡宮の瑞夢

により、其子の手に入りける事誠に妙なる神徳也、

或人の舊記に安總作と稱する小鴨の寶刀は無名なり、指表の方に小鴨左衛門刀鍛冶と彫したるのみと誌しけり

一岩倉山號の事

此城を岩倉山といふ事は、天孫降臨萬劫不滅の天の岩座の壽機を以て、岩倉山と稱するとかや、山の要害を見るに、一體滑かなる磐石にて、喬木生茂り、東は城池を周らし碩々たる峻山十丈の切通しあり、南は嶮難なる小笹原にて、往復の便を斷ち、西は一里の藪つゝき溪谷深し、北は大手にして隍廓を構へ、境地廣濶たり、本丸に井數多有つて九夏の天にも乾く事なく、飲水涸渴の患もなし昔時の武士屋敷寺院町家等の礎跡今に其所々に残り、又田地の字等に存するとかや

一市場の城の事

當城は小鴨の庄市場村の上であり、此城は岩倉領にして、小鴨家の臣岡田某が居城なり、天正十年

社堀といふ、北の城とは本城岩倉より北に當る故かく名くと云へり

の五月、岩倉の城吉川元長の爲めに滅亡し、其時當城も同く破滅す、岡田は死を遁れ、流落の身となり、所々を徘徊しけるが、後には盗となりて、遂に因州に於て死罪に行はれたりと云ふ、又當村を市場と稱する事は、昔時岩倉城繁昌の時、毎年大市と云ふ事有りて、自領他領の民牛馬を牽て、此處に群集し市を立て、賣買せり、其頃は近國の諸武士等も多く來て乗馬を求めしと也、是によりて此處を市場村と稱すと、又此並村に大宮大明神と云ふ神社あり、岩倉の城鎮守の神にて、むかしは世に聞へたる大社なり、小鴨太明神とも號す彼の大市の事、當社祭日の前七日より是を始め、當日を限りて終る、されば民間今尙小鴨市と稱するは、其時よりの事といへり、

一北の城の事

灘の郷岡田村にあり、當城も岩倉の支城なり、城主分明ならず、口碑に南條中務太輔元忠居住せしといへり、中務此城へ居住の事不審なり、地城にして惣廻りに大きなるから堀有り、民間之れを一

伯耆民談記卷之第十四

久米郡古城の部

- 一今倉城の事
- 一唯落の城の事
- 一龜山の城の事
- 一茶白山并美累可の濱の事
- 一五月崩れの事
- 一山田八幡の事
- 一同城再興の事
- 一國造石川の事
- 一草幾山の城の事
- 一茶白山の城の事
- 一堤の城の事
- 一倉吉城の事

一今倉の城の事

八代郷今倉村にあり、陰德太平記云ふ嶋田の城の事也、島田今倉連続せる村にて、しかも兩村の境にある城なれば、島田の城と記せし書もあり、吉川元春天正七年岩倉の向城として築き、正壽院小鴨四郎次郎、鈴川治左衛門を籠居せしめたり、天正十年京藝和睦の後は當城羽衣石の領と成りて、

南條が與力の士、須藤丹波居住す、丹波は猛惡の士にて當國の國造石川何某を聊の口論に依りて燒討にして滅ほし、其外羽衣石の命令に背きける事度々有て、文祿年中南條が爲に滅ほされぬ、

一國造石川家の事

當國の國造石川家は、上古より當郡不入岡村に居住し、子孫累代連綿として相續せり、大祖を大米足尼石川國造といふ、舊事本記に曰く、波々伎の國造は志賀の高穴穗の朝の、御世牟邪志の國造の同祖兄多毛比の命の兒、大米足尼國造と定め給ふ云々、續日本記に石川の傳有り、昔は數千町を領して大夏高閣に居住せり、世の變轉により次第に衰微し、天正の頃は唯一祠官の如くにてありしが同郡今倉の城主須藤丹波が爲に燒討にせられ死す、之れに依つて石川の姓斷絶せり、それよりの後は當國に國造なし、上古より連綿と傳はりたる

名胤、一旦にして滅亡せし事惜むべきなり、彼の騷亂の時石川に一人の女子あり、小御女といひて十歳許りなりしを、家令後藤平太夫といふ者抱きて其の場をのがれ、上神の庄に走り、鶴丸太夫と云ふ者の方に忍ひて、彼の子を養育し、後に鶴丸が子に配せり、後一子を生む、是を山城といへり、それより今に及ぶまで五代となれり、鶴丸對馬といひて不入岡村に居住す、家令後藤は大坂陣の頃より所を去り、遂に行方しれずなれり、されど彼の末孫とて、後藤何某とて、今不入岡村に居住するものあり、又不入岡村の田地の中に國造屋敷の跡あり、字を田中といふ、二段餘の廣さありと見ゆ、國造家滅亡の時、神祠の寶器什物の焼け残りたるを埋めし所とて小森林あり、其地今に穢を禁め不淨を近寄せぬ習ひとなれり、此森の西北に續きたる田を、國造田といふ、西田北田等の名あり、東南に大河あり此流れに國造垢離の處とて石川瀬と稱するあり、墓所は今若宮に小社を設け、大きな松一株あり、又屋敷跡より惣社への道を

國造道と稱す、物忌ある人は往復を禁する習なり、

一唯落の城の事 本名高城

立縫の郷動土村にあり、國府伯耆守親俊が居城なり、大永四年尼子經久雲州より當國に攻入り國中の城々を攻立てし際、當城へは未だ手遣せざりしに、伯耆守大に驚き恐れ、すはや敵の多勢寄來ると心得、小勢にては籠城不叶とて、俄に城をあけて退散せりとなり、敵の攻めざる前におのれと落城に及びける故、郷民是を嘲けりて唯落の城と呼びしが、今にその稱あり、本名は高城といふ、

一草幾山の事

南の郷泰久寺村にあり、當城には三浦景元居住せりと云ふ、天正の頃南條伯耆守が爲に滅亡す、當村に續きたる大鳥居村といふ村に、藤井次兵衛といふ百姓あり、彼が先祖景元籠城の時に糧米をつゞけ志深かりしを感し、景元より太刀一腰を遣はせり、其刀今に次兵衛の家に傳ふと云ふ、落城の節も女童足弱の輩彼の藤井が方へ暫く滯留して、

其後方々へ散去すと云ふ、近くに今西と云ふ山里あり、此里に城跡二ヶ所あり、景元要害の砦なりと稱す、

一龜山の城の事

矢送郷金屋村に有り、當城には外木久右衛門居住せりと云ふ、龜山以前は山王權現の社地なりしを、無双の要害地なりとて、社を外に移し、城を築て居住せり、然るに幾程もなく尼子が爲に攻落され、滅亡に及びぬ、全く社地を穢し、神罰なるべしと、民間今に語り傳ふ、其の後或人神の告を受けたりとて、城跡を清め元の如く山王の社を建てたり、今に權現の宮あり、城を築くとき、社を移し、所を取こしと云ふ、社を別所へ取越しける地なるによりて、稱し來れるなり、龜山を今は後龜山と云ふ、是は作州往來の徑道を作る時、龜山の頂を平にせしにより、山形大に異なるに至れりとて後龜山と改稱せしとかや、近傍に湯の關と云ふ所あり、此に八幡の小社有り、山名小太郎を祀れる社なりと稱す、當所に温泉あり、並びにエグ芋

の傳説あり、委しくは郡郷の部に記せり、

一茶磨山の城

北條の郷、國坂村にあり、増田玄蕃、有澤左京亮居住せり、各中納言行平卿の後胤なりといへり、永正年中南條豊後守宗元の爲めに落城し、城廓悉く烏有に歸せりと云ふ、天正八年吉川元春羽衣石の城攻田後の合戦の時、息子元長此山に在陣せり砦の跡今に残れり、

一茶磨山并美累可の濱の事

此山古來の傳説によれば、因州鷲峰の山脈に連り此山生ずる時と、河村郡にある東郷の湖始て開けし時と同時なりしと云ふ、誠に彼の近江國の太湖出來し時、駿河の富士山生じたる傳説と全く同じ遠き昔の沙汰なるべし、茶磨山と號する事は、彼地いまだ開けざる前只平山の無木山にて、一圓に茶林なりき、此茶を國中に潤澤せしめ他國に迄も及びしゆへに此所を伯耆の茶林と稱したり、茶の製造場と云ふの意を以て茶磨山といふと云へりと、其の後茶の製造の業東郷に移り今に東郷の松

崎茶と稱して専ら國中に賞用せらるゝなり、又此山の北の濱を美累可(みかさ)濱と稱す、其故は昔時當國五月崩れの時、近郷の民等驚き恐れ各々財寶家具を此所に持運びて砂の中に埋め置き隠したりしが、其風情人や見るかと互にさゝやきあへり、其事遂に字と成り、みるかの濱と稱すと成り、又美累可の古湊といふ名も残れり、事は天文十三甲辰の秋、連日風雨烈しく後には山崩土砂破れて、洪水となり、久米河村兩郡の川々皆満水し、一合して其郷に溢れ、今の古川村水道に沿ふて此濱に流れ出で海に注ぎ自然と大湊と成る、其後年月久しく湊有けるとなり依之今に古湊といへり、此時の水國中一圓に充滿して、水死の民、幾万といふ事をしらず、當國會て聞ざる洪水なりとて、古老傳へて今に天文の水と稱するなり、此郷に大塚といふ村あり、彼洪水の時水死のものを集めて、一穴にとり埋め、大きな塚を設けたる所ゆへ、大塚村と名くといへり、又八橋郡にも大塚村といふあり、(今逢束といふ)是も彼時の塚の跡なる故稱す

奪ひ取り、民家を破つて財寶を盗み、國中の亂暴前代未聞のこと、もなり、時は五月下旬の事なる故、今に古老の五月崩れと云ふは此動亂のことなり、

一堤の城の事

北條の郷島村にあり、當城は山田出雲守重直の累代の居城なり、山田は紀姓當國無二の舊家なり、大祖長田山城入道頼母、朱雀帝の御宇承平の頃より、當國に居住し、連綿として子孫代々當城にあり、古代は長田を氏とせしが、中頃に至つて山田と稱し、其家は當所今は島村と稱すれども、本名山田にて、昔時山田村と稱しけるにより、山田を氏と改む、庶流には長田を以て稱せしむ、それより年月遙に移つて、後宇多の帝の御宇、弘安の頃山田左衛門尉秀員入道眞觀と云ふ人ありて此所の領主たり、眞觀より二百年に近き頃、山田石見守高直と號し、世々國守山名家の旗下に屬しける、然るに高直は大永四年五月崩れに、雲州の尼子經久が爲めに家城を退去し、流浪の客となつて、親

るなり、古川村といふも其時の水道なりける故、今に至つて古川村と稱すとかや、

一五月崩れの事

大永二年雲州の尼子伊豫の守經久、月山の城に切入り再び本國へ歸入安堵して、武威日々に隆盛に赴き同四年の夏數万の人数を卒して、當國へ切つて入り、山名の領内米子淀江天万尾高不動の嶽の城々を一朝に攻崩し、破竹の勢を以て東伯耆へ亂入し、倉吉岩倉堤羽衣石等の諸城悉く攻滅し、山名を初め南條小鴨福瀬山田行松以下、各數代當國に傳はりたる名家の輩皆々滅亡廢國し、漂泊の身となりて、國は一圓に尼子領となりけり、此時の攻城野戰に國中の人民戰死すること幾千万の數を知らず、死人街に充滿し、骸は積て山の如く、血は流れて杵を漂はす、郷邑村里兵燹の餘炎天を暗ます、神社佛閣の其災に罹り國民懼れ戰き老弱を扶け抱き、財寶重器を携へ、泣き喚んで逃れ走る其の哀れなること誠に言語に絶へたり、山賊野盜の族は此の虚に乗して、社閣を毀ち、什物重器を

族舊知の輩の方へ徘徊し、遂に病死す、其子出雲守重直は毛利家の屬將、吉川元春の太刀かげを以て、永録年中再び當國に歸入安堵して、其後羽衣石の南條元續の與力となり、堤の城には其子藏人信直を置き、其身は羽衣石に在住せり、天正七年南條元續毛利家に背き、上方へ一味する事に就き重直頻りに諫言せしが、夫より不和となりぬ、重直是より先き、八橋の城主杉原播磨守盛重と親睦なりければ、潜かに内通し、盛重が嫡子彌三郎元盛を引出し嫡子藏人を案内者として、同五月十一日の夜、山田佐助が居城高野宮を夜討せしが、却て寄手敗北し、重直も其夜羽衣石の屋敷を逃出て堤の城に立歸り、父子一所に楯籠る、(此の高野宮夜討の事は前に見えたり)高野宮夜討に付ては定めて近々羽衣石より當城へ大軍寄せ來るべしとて、八橋尾高の兩城へ後詰を乞いけれども、杉原父子如何思ひけん加勢來らず、暫らく沙汰も無し、漸く城中百餘人の勢にて、所々の要害を固め楯籠る、案の如く同月十四日、南條勘兵衛元續八百餘人を

卒し、堤の城へ押寄せたり、先陣は由良大藏、一條一之助、後陣は十六嶋大和、大熊猛右衛門、津波八郎、菖蒲豊前、海老名源助、美田入道なり、城を取圍み関の聲を上げて攻めかゝる、城方も散々に鉄砲を打出し、出雲守自身鎗を取て真先に進み、黒部佐々部田中長谷川土井山下等の剛の者共門を開きて突出し、火花をちらして防ぎ戦ふ、されども寄手は大勢なれば、新手を入替へ、攻め近寄る、元來城兵小勢にて、要害もまはらざる平城に、後詰の頼みも無く、迎も此度勝利を見ん事叶ひ難し、死は安く生は難し、一旦退散して後日の本意を期し給へど、老臣山田入道、大谷玄蕃等頻りに諫めける故、出雲父子同心して、然らば一方を切破り、落行くべしとて、折しも五月なりしが、降雨篠を突く如く降りけるにぞ、是を幸ひに暗夜に紛れ、北の門より一度に突て出で、方々に落ち散りける、かくて重直信直父子共に恙なく、西伯耆尾高の城へ逃げ入りたり、南條は凱歌を唱へて、殘黨盡く追ひ拂ひ、當城には一條一之助、

由良大藏に三百餘人を相添へて、八橋の押として入置き、其身は羽衣石に歸陣しける、此度敵味方の諸士、互に多年の親友舊知縁類の族混亂しける故、共に義名を恥ぢて戦ひけるに由り、討死の輩多く、手負は數を知らずとかや、斯て慶長五年の一亂に、南條家滅亡しければ、當城も同時に泯滅し、今に至りて空しく其跡のみを残しけり、出雲守重直は伯耆の西に住居しけるが、遂に文祿元年三月十四日、會見郡柏尾村にて病死し、彼村に墓所有り、法名長功院殿前雲州條公羽宗英大居士と號す、子孫今に防州岩國の吉川家へ仕へ、當時山田平次右衛門識直と稱するは、重直が後胤なりとかや、

一山田八幡の事

堤の城の傍、北尾村に八幡の社あり、是は山田家の大祖長田山城入道承平年中石清水八幡を此所に勧請し、當城鎮守の神とすといへり、今社地を八幡と號すれども、本名は山田也、八幡宮鎮守の地なるによつて、八幡と稱し來れり、社前の村を

島といふが、是を八幡の島といふ、是も昔は山田の島と云ひし也、社號も山田八幡と稱するなり、上古より長く傳はりたる名社なれども、數度の兵火に燒滅せしにや、神寶什物の類ひなく、唯社内に梵鐘あり、出雲守重直が中祖、左衛門尉秀員入道が鑄たる梵鐘にて、今に至て三百餘年、誠に珍らしき古鐘なり銘文を見るに當城擁護祈願の爲め鎮守の社に奉呈せしものなり其文に曰く、
大日本山陰道伯州久米郡北條郷山田八幡宮推鐘者平司舍兄左金吾秀員法名眞觀在主之時以取蓄量之用途取奉鑄也仍大願主紀秀員眞觀
弘安六年癸未三月十五日
銘文の中、蓄量の二字字性正しからず見ゆ、此外棟札一枚有り、元和二年此國の流人里見安房守忠義修造の棟札なり、是も百數十年昔の事なるにより、文字も分明ならぬ處多く、城跡は社より巽の方であり、今惣湟の趾のこりて見ゆ、表門は東向なり、一躰小城にて木立もなき地城也、城内に鎮守とて一つの小社有り、八王子大明神と號す、

一倉吉城の事

灘の郷倉吉に在り、山號を打吹山と稱す、當城は伯耆一國の鎮府にして、山名氏累代の居城なりき大祖山名伊豆守時氏、元弘建武の亂には尊氏に屬し軍功多く、因幡伯耆但馬丹後備後此五ヶ國の守護職となる、嫡子左衛門佐師義當國に居住し、始めて此城を築き、居城とす、時氏の二男修理太輔義理は、紀伊の國を領し、三男陸奥守氏清は、丹波の國を領し、四男中務太輔氏冬は、因幡國を領し、五男伊豫守時義は、但馬の國を領し、一家の榮華肩を並らぶる者なし、師義の嫡子讚岐守義幸、父の跡を繼ぎ、當城に在住しけるが、病身によりて、國務を其弟播磨守滿幸に譲り、日野郡に居住せり、滿幸素より武略に長じ、南都に於て軍功他に異なりしかば、大將軍義滿、御感賞厚く丹波出雲隱岐三州を加封せられ、都合四ヶ國を管領し、繁盛に至りしか、驕りの餘り、逆心を企て、叔父陸奥守氏清に一味して、明德二年十二月相共に京都に押し寄せけるが、内野に於て敗軍し、一族郎

黨散々になつて、満幸は當國に下り籠城せんとて、因幡國迄逃げ來りしかども、當國に入る事も叶はず、青谷の庄にて剃髪し、所々を流浪しけるが、遂に誅戮せらる、此時當國は但馬の伊豫守時義の二男右馬頭氏幸に賜はり、舊の如く倉吉に在城して一國を領し、夫より子孫連綿として當國の館と稱し、六郡の將士主君と仰き尊敬しけるが、應仁の頃より亂國となつて、郡郷の諸士館の下知に従はず、威勢日を追ふて衰微し、氏之より七代の孫、山名入道に至つて、僅かの郡郷を領し、あれども無きが如くになりて、漸く當國に住しけるが、大永四年五月崩れに尼子經久が爲に攻落され累代の名家此時に斷絶す、入道浪人となりて親族の方へありしが、其子小三郎氏豊も所々流浪し、藝州の毛利家に便り、永祿の末、當國へ歸入し、本城に還住しける、餘勢もなく、倉吉の邊に僅かなる館舎を經營し、羽衣石の南條元續の旗下となりて有りけるが、村民は猶も屋形と稱し、敬意を表はしけり、然るに南條元續毛利家に背き、上方

て山名勢、福岡、山本、多田、石原、太田、竹内佐野、河村、首藤、竹中、穂田、福塚等の譜代相傳の者共、返へし合せ、防ぎ戦ふ程に、氏豊よふ、死を遁れ、宇野坂をさして落行く所に、敵猶も追ひしかば、又平井主計、福塚猪之助、首藤彌左衛門、踏止まつて防戦す、敵方三刀屋久兵衛前澤庄助、宍戸判左衛門等、懸け合せけるが、平井は三刀屋に討たれ、前澤は福塚に討たれ、首藤と宍戸は相討ちに深手なれば、前後に倒れける、氏豊は小林源藏と主従二騎にて落延びけるが、馬を乗り放して宇野坂より右につき、宮内山に遁れ入る、福岡太郎は馬の太腹を射られ、歩行立にて落けるが、氏豊が乗放したる馬を見て、扱は主君は山にかゝり落ち給ひし成るべしとて、頓て其馬に乗り、東を指して落行きけり、小三郎氏豊は宮内山を出で直に東に走りけるが、吉川彦七が白石の砦、往來を差塞ぎ、濱邊は敵の人數充滿したる故、尾高の藪をつたひ、北方山の九折の嶮路を凌ぎて、因州勝邊谷の田原に出けるが、此所に源藏

へ内通しけるにより、天正八年の秋吉川元春當國へ押入り、羽衣石の城を攻滅すべしとて、其身は橋津の馬の山に陣を据へ、息子治部少輔元長は國坂村の茶臼山に陣取つて、東三郡の在々を放火す南條元續居ながら城を圍まれては叶はずとて、同八月十三日氏豊并に小鴨の勢を引具し、日下の山端へ出張し明る十四日日下の川を渡り、氏豊先陣となつて、六百餘人馬の山に向ひ戦ひけるに、吉川の猛勢に突き立てられ、一戦に敗北して、中軍の南條が備へに崩れ込む間、總崩れと成つて南條小鴨はよふ、居城へ引入たり、氏豊は敵の中に取巻かれ、百餘人に打なされ、隙を伺ひ切抜けんすれども、前は敵後は湊川、且此程の霖雨に小鴨竹田の兩谷より落合たる水かさ増り、湊川に一合して漲り行く水、矢よりも早く、敵は三方より喚き叫んでかゝりける故、詮方なく山名勢湊川へ飛入り、渡りけるが半丁斗り引流されよふ、にして東の洲崎へ取上るを、吉川勢隙間なく川の上下より押渡りて、中に取り巻き攻立ける、爰に

が舊知平助といふ百姓あり、彼家に到り源藏裏へ廻はり、茗荷藪の傍に氏豊を忍ばせ、其身は軒に立添ふて、家内の様子を覗ふに、平助が聲にて妻女に向ひ、今朝橋津表の合戦に、羽衣石倉吉の殿原達、打負け給ふと風聞あり、若し落人の有る間敷事にもあらず飲食の貯あるやと物語るを聞て、倍は變心なしと安堵し、扉を叩き夫より仔細を明けて頼みければ、平助かい、しく二人を一室に請し、懇に勞りける、誠に魚の網を逃れたる心地して、一日一夜休息し、明れば八月十五日、鹿野の龜井新十郎を頼むべしとて此所を立出てければ平助も百歩斗り見送り、道筋委しく教へて別れけり、然るに八葉寺村といふ所に、長田肥前とて強盜あり、此事を聞き付きて、よき仕事こそあり首切て吉川元春へ持參せば、過分の褒美に預るべしと、一族三十四人跡を慕ふて追かけしが、鳴瀧村の山中にて追付き落人遁すまじと切てかゝる、源藏取て返し、眞先きに進みたる長田が聲を一太刀に切倒す、氏豊も立並で主従にて、八九人も切伏

せけれども、大勢に切立られ、遂に二人共に此所に於て討たれり、さしも一國の領主たりし名家の嫡流、強盜の爲めに殺害せられたるは、哀れなる事どもなり、其後氏豊の靈魂祟りをなすによりて、新八幡宮に祠し、今鳴瀧村にある新八幡は、山名小三郎氏豊の靈を祀れるなり

一倉吉城再興の事

倉吉の城は打吹山にあり、昔時は一國鎮守たりし故城下の社寺市町繁昌四民郡集の都會たりしが、大永の崩れに一片の赤土となり、神社佛閣等に至る迄悉く破滅して跡も留めず、其後山名氏豊暫らく此所に歸住せしかども、僅かなる殿舎を城下に修造し、昔の威勢に似もつかず、天正八年氏豊討死の後、吉川駿河守元春當城を再興し、暫らく砦を築て二宮奎之允、牛尾大炊之助、羽根兵庫頭、北谷刑部少輔に人數を添へて入置き、岩倉の小鴨元清が押とす、然るに其歲臘天廿三日、南條元續小鴨元清、兄弟牒し合せ、三百餘人を卒して、會下谷越しに當城へ押寄せ攻戦ふ、南條か近習の中

村何某、河津彌三郎、山崎吉之丞討死し、其外兩方手負死人數多有り南條小鴨人數を引取る、此時堤の城主山田出雲守は、水越の城より羽衣石の城へ通路有る事を聞て、十八日の夜、伏兵をして、田中彦四郎といふ忍の者を搦め取りける、此外羽衣石岩倉より當城へ取かけ、會戦度々なりしか、吉川の守將勇烈にして、城を堅固に持詰たり、同十年の夏、毛利家と上方和睦によつて、當國を二つにして、西三郡は吉川領とし、東三郡は南條の領として、此時當城も南條の方へ受取りける、其後は南條より親族の輩を代る、當城に据へ置き、西伯耆の押とせしが、慶長五年南條吉川滅亡の後は一國悉く中村伯耆守忠一の所領と成つて、當城には入番を居置きしが、同九年八橋の中村伊豆守此城に移り、一万三千石を知行しける、同十四年中村家斷絶の後、當所暫らく御料と成り、山田五郎兵衛御代官として、東都より來住す、其後天下一統の命によりて、當城も石垣を崩し、堀を埋め廢城となれり、元和三年光政公當國御管領の

時、重臣伊木長門當所を知行し、古城の麓に居住し、寛永九年御當家御入國の後は、荒尾志摩嵩就へ此處を賜り、子孫代々に相傳せり

伯耆民談記卷之第十五

久米郡古城之部

- 一 倉吉の城山號の事 附夕顔井の事
- 一 同 城 地 利
- 一 小土産山の城の事
- 一 里見屋敷の事

八橋郡古城之部

- 一 八橋の城の事 一 同城地利の事
- 一 化粧川鏡井の事 一 一條山城の事
- 一 由良城の事 一 妙見山城の事
- 一 秋里新左衛門戰務書述の事
- 一 槇の城の事 一 念佛清水の事
- 一 岩井垣の城の事 一 細木原城の事
- 一 槻 下 城 一 大 杉 城
- 一 山 川 城 一 高 木 城
- 一 湯 坂 城 一 赤 松 城

するなり

一 同城地利

當城は打吹山の中央に有つて城の正眞は北にし
て、天主は良の隅にあり、南北四間東西六間高さ
一間の臺あり、本丸の地跡南北十七間東西二十七
間あり、裏門の趾南にあり、櫓多門の跡精しく石
累所々に残り、本丸に井水三ツあり、又本丸よ
り西の方へ、五十間下りて井戸一つあり、西北に
百間下りて二つあり、二の丸を備前丸と號す、本
丸を去る事西へ二十間也、境地南北十四間東西十
九間、此丸を備前丸と稱する事は、南條伯耆守元
續領主たる時、叔父備前守元信、始めは八橋の城
主たりしが、後當城に居住せり、又其後河村郡田
後の城に移りしとなり、されば備前守居住せし丸
なる故遂に廓の號となれり、三の丸を越中丸とい
ふ、備前丸より西へ二十三間半下り、本丸よりは
四十三間あり、東西三十間南北十三間あり是を越
中丸といふ、そは南條備前守田後へ移りて後、伯
耆守の重臣山田越中當丸に居り、羽衣石の目代と

一 倉吉の城山號の事 附夕顔井の事

當城を打吹山と稱する事は、蓋し古昔羽衣石山へ
天妃降臨して、田夫に羽衣を奪ひ取られ、遂に田
夫と契りを結ひ子を設く、天妃後に子を欺て、羽
衣を得當山の麓神坂といふ所の井水の邊りより、
再び天上せりと云ふ、其の時子供大に悲しみ、跡
を追はんとすれども、翅なければ詮方なし、天女
は素より伎樂を好めば、おもひ慕ふのあまりに、
祭典をなし、鐘鼓管籥の樂器を列ね、音樂をなし
て之れを招きたる所とかや、かゝる事ありしによ
り打鼓吹籥の意を以て、遂に山號となし、打吹山
と稱すととなり、神坂といふは今倉吉の東の地なり、
彼の井は、加茂大明神の坂下にある、清先の井な
り、是を夕顔の井と稱し、垣結廻し白綿を掛く、
天妃天上の時此井に夕顔ありけるが、其蔓に便り
て天上せしと云ひ傳ふ、今に此井を夕顔の井と稱

して近郷を守護す、依て此丸を越中丸と稱すとな
り、又當町に越中町といふあり、是れ山田が領地
の所と云傳ふるなり、本丸より北にあたり十二間
下りて小鴨丸といふ廓あり、南北十三間東西二十
五間表門の跡は北に見ゆ、此丸の下二間にして四
方に犬走りあり、小鴨左衛門尉元清、家城岩倉廢
滅の後羽衣石に走り遊客となつて居りしが、後に
此地に住して南條中務太輔の後見となりて、國政
を沙汰す、仍て小鴨丸と稱し來れり、本丸より北
七十間麓に東西三十一間、南北二十二間の舍趾あ
り、南條屋敷と號す、是は南條備前守二ノ丸に居
住の時、設くる處の屋敷跡なり、當山の高さ北は
八十一間、南は三十二間下りて外山の峰に續く、
東は七十間西は八十二間、麓の廻り二十六町、天
守より指渡さし四百八間去て城山あり、此山丸臺
の所四十二ありと言傳へて城の名とし、四十二丸
と稱するなり、城主は一ノ瀬某といふ者居たりしと
いふ、然れ共此説信すべからず、打吹山の出城な
りといへり、城山より東竹田川へ二十七丁西は小

鴨川に六丁あり、昔時は悉く土屋敷并に市町なりしといへり、

一田内の城

灘の郷田内村にあり、當城は山名伊豆守時氏、五ヶ國の太守として、居城たりしが、嫡子左衛門佐師義の世に、當城を轉し倉吉打吹山の城に移れり、城跡は當村の南佛石山の上なり、今の國府川筋の白並木の往還は、昔の城下にして、人家繁榮の地なりしと云ひ傳ふ、さもありしものか今も川底より、屋造りの柱とも出づる事絶へずして、井など此邊所々に埋りあり、又此邊り鍛冶屋しきにや有りけん、鍛冶の職具土中より出づること多し今の村は侍町寺院等ありし處と云ひ傳ふ、寺號残りて田の字にあり、又當村の下に列たる、小田村の上の山に山名塚といふ有り、時氏の廟所と稱し來れり、六七十年前迄は此廟前の往來に馬上を許さず押て乗打すれば必ず凶事ありしとかや一 小土産山の城の事

北條の郷小田村の山也、今は略して里山と稱す、

高の城主杉原景盛を攻めて人馬の勞を休めて後、岩倉の城を取巻きしよし述べたり、陰徳太平記にも小土産山の城普請に人夫を催促する事を載せたり、又景盛攻の事は尾高の城の所へ誌す

一里見屋敷

南の郷堀村にあり、里見安房守忠義配所の地也、安房守は新田の遺族にして累代安房國を領せしが、大久保相模守忠隣が親類なるに依て、御勘氣を蒙り、領國を召上られ、慶長十九年九月九日當國に移され、倉吉神坂に住居せり、今の岡島屋敷より小谷屋敷まで其の宅地にして、食邑一千俵を領せしとかや、其頃同所は領主なくて御料なりしが、元和三年池田光政公因伯の太守とならせ玉ひ、重臣伊木長門倉吉を領せしにより、安房守は退て近村の田中といふ里に移り居る、其又後堀村に移り居住して、元和八年六月十九日その地に於て卒去せり、倉吉の大嶽院はかねて歸依ありし事なる故、是所に葬る、石塔今に存す、此廟に並て安房守伯父の墓あり、前に大木の松樹あり、彼の伯父

文字も斯く改めしにや、今に土産山といへば知る人稀なり、小土産山と稱する事如何なる故にや聞かず、此山の南の隴を木崩れのうねといふ、當城は天正の頃、尾高の城主杉原播磨守盛重が二男又二郎景盛惡逆の事ありしによつて、吉川元長より香川兵部太輔粟屋彦右衛門を代官として、人數指向け、景盛を追討あり、然るに元長心に思ふ様羽衣石の南條必ず尾高へ加勢する事あらん、又景盛味方の人數寄ると聞くならば、居城を捨て羽衣石へ走り、南條を頼むべきか、兎角此山に砦を築く沙汰せしむるならば、景盛に油斷させ羽衣石の便りを斷ちて利あるべしとの下知に隨ひ、香川粟屋此山に來り、人夫を催促し、城普請を始む、此隴の喬木を悉く伐て麓の川に崩したり、此事を古老傳へて字とし木崩の隴と稱すると也、今も洪水の後、此川より松柏檜椎等の朽木川底より浮き出づるとかや、扱小土産山の城普請は天正十年の初夏の頃の事なるべし、景盛攻めは岩倉の以前なり岩倉滅却は其年の五月なり、或る舊記に出雲勢尾

の墓此木の根にありけるが、此塔度々崩れぬ、何様不思議なる事なりと取沙汰せしを、當寺明道和尚、伯父の石塔の地をかへて、安房守の墓と並べ少し後に退けて建つ、夫より後は崩る、事止みしとなり、或る人説をなしていへるは、安房守存生の中、伯父と不和なりし、かゝる故にて墓も崩づれけるにやと又傍に小さき石塔七つあり、各安房守配近の士の塔也と云ひ傳ふ、又安房守重臣に眞木大膳といふ士あり、房州より相伴ひ來る此人無双の大力なりしが、又其頃倉吉の町人に矢田某といふ者あり、大膳に劣らぬ強力にて度々其の勝負を試しけるとぞ、享保六年安房守百年忌に當りしが、房州より山田平八郎といふ者廻國の体にて、大嶽院に尋ね來り、案内を乞ふ、此人安房守配近の士の後胤なりとて、廟前に詣り香花晒水して伏し拜み落涙せり、其夜は寺に一宿して往事を語り申ける由、此時の住僧の話なり、

八橋郡古城の部

一八橋の城の事

菊里の郷八橋にあり、大江の城と號す、行松左衛門尉正盛入道累代の家城なり、然るに大永の崩れに、尼子經久が爲めに滅亡し、正盛は流浪の身と成れり、當城尼子領と成つて吉田肥後守が舍弟吉田左京亮居住し、西三郡を守護す、然るに左京亮播州太子堂に於て備中國成和の城主三村修理亮家親と合戦して討死せり、其子源四郎といふ、幼少にて孤と成しが、家臣とも軍事を補佐して當城に在り、然るに永祿七年の冬より、三村家親毛利元就の命を蒙り、伯耆の押と成て、會見郡法勝寺の城に居る、源四郎が家臣福山を始め、各打寄りて申談する様主人の怨敵を目の前に差置き、此儘にあるべきぞ、急ぎ法勝寺へ押寄せ、一朝に討果すへしとて、軍議一決しける、此事三村家親に聞て頓て藝州へ注進せしかば、毛利家より香川佐兵衛尉光景を加勢として、法勝寺の城へ着陣し、九

月三日家親光景一手に成り、二千餘の人数にて、八橋の城へ寄せかけたり、城中には吉田が臣、福山谷土熊谷平松等を始め、二百餘人楯籠る、大手は三村勢攻寄せしが、素より家親勇猛の將なれば眞先に城門へ押詰め攻立つる、城中にも三村と見るよりも我先きにと突て出で、身命を惜まず戦ふたり、香川は搦手より攻めけるが、肩先を射られ少し猶豫する所に、長男五郎廣景二男兵部太輔春繼、士卒を進め外廓を乗やぶる、城兵今は叶はずとて、福山平松谷土熊谷等屈竟の者共、八十餘騎源四郎を眞中に取り包み、大手へ一文字に突て出づ、寄手の中を打破り、西の方へ落ちて行く、家親怒てそれ討留め射取れや者ともと下知すれども主從難なく落延び尼子の本城雲州富田へ馳込みたり、三村香川は勝鬨唱へ、城を乗取り、當城に逗留す、源四郎が家來共此事を口惜く思ひ、尼子經久に訴へ、秋山牛尾本多等五百餘の加勢を乞受け、當城え夜討しけれども、三村香川用心隙間なく、秋山等追拂はれて富田の城へ引歸る、かくて光景

は藝州に歸り、當城は家親より三村五郎兵衛海邊左近村松宗房等に、五百餘人を添えて入置きける、其後當城は尾高の杉原播磨守の領となり、播磨守尾高の城をば、嫡子彌三郎元盛に譲り、其身は當城に有りて羽衣石の南條を押えしが、天正九年臘天下旬當城において病死せり、二男又次郎景盛續て在城せしが、惡逆無道なりし故、同十年初夏の頃吉川元長に攻落さる、此時毛利家と上方との和睦となり、當城も南條元續の持と爲り、伯父備前守元信を差置きたるが、元信倉吉へ移りし後、山田越中正壽院等當城を相守る又吉田源四郎は尼子滅亡の後、毛利家に隨ひ、肥前守と改め杉原播磨守が賀となり、又次郎景盛亡びて後、尾高の城主となり、西三郡を領せし也、慶長五年南條亡びて後は中村伯耆守忠一當國一圓拜領あり、當城には叔父彦右衛門一榮三万石にて居住す、(其前駿河國沼津の城主なり)同九年三月一榮此所にて病死す、其子伊豆守當所を轉じて倉吉に移る、同十四年中村忠一早世に依て家系斷絶す、翌十五年市橋下總

守長勝當城を拜領有て、濃州今尾より移住せしが、領地は二万三千石なり、元和三年新太郎光政公因伯一圓を拜領有て、當所には池田河内長明を差置給ふ、寛永九年御當家の御領國となつて、津田將監元匡に此所を給はり、子孫今に至つて領主たり

一同城地利

城の本名を大江の城と號す、山を岩上山と稱す、大手は東向也、本丸の高さ麓より二十六間、境地南北三十二間東西二十三間、めぐり八十七間あり南の隅に井あり、深さ五間今は水無し、二の丸は本丸より東に續き、下き事三間東西二十七間南北二十二間、東に向つて門の跡あり何れも礎石累々所々に殘る、二の丸より五間斗り下に廓あり、東西五十八間南北二十間、南に堀あり、長九十六間廣さ三間深さ二間、水無し、北に堀有り、長三十間廣さ四間深さ一間餘水あり、又東にも堀あり、長さ五十間廣さ六間深さ一間水あり、東北に川堀あり、長さ五十間廣さ二十八間、深さ一間半城山

の東を去る事九十間斗りにして大日山あり、城山に同じく又西北に諏訪山あり、相去る事二百三十間餘り、高さ城山より四五間計り、此間深田也、城山より海濱へ百十間有り、民屋此間に連る、東西の馬寄せ至極よし、

一化粧川鏡井の事

土人の口碑に當所に並び、赤崎といふ村の西端に小さき川あり、是を化粧川といふ、鏡の井は往復の街道より、百歩餘り南に在り、むかし都の紫野の休禪師、筑紫へ下向の時、此所を通りたまふに、一人の美女此川の流れに洗浴して、傍の石にのぼりはだへを乾し居けるを、一休御覽じ珍らしやと宣へば、彼女恐ろしやと答へて、其儘水に入て再び見えず、一休此所を過ぎて百歩餘りにして一つの井あり、此井に臨て百歳にも及ふへき老女化粧して座しける、一休は前の水に入りし美女も一体の化生なるべしと思ひ、立寄り如何と仰せければ、老女答も無く默然として居たるが、一休杖を以て脊をうち給ふ、されど老女更に動かす一休

やがて一首の和歌を詠吟し給ふ

珍らしや百歳なりし老の身の

井戸に影みる水に浮草

時に老女

老の身の寄せ來る年を知ずして

影はつかしき化粧川かな

と返歌して後、形もなく消失ぬ、一休傍の石に暫らく座禪し居玉ふ所に、川上より尺に足らぬ小蛇來りて、一休の膝に這ひ上る、されども觀念して居玉ふに、彼の蛇肩に上り口中にのぞみ舌を喰はんとするゆへ、是を打拂ひ玉へば、傍に落ち即死せり、一休やがて砂を穿ち是を埋めて

無生天無難陀羅龍遁苦患

と十一文字の妙文を、笹の葉に書て彼の蛇を埋めし上に置き晒水をなして、又元の石の上に座し玉ふに、俄に風起り埋め置きし上の笹の葉を吹きあけしが、暫らくして彼の笹の葉一休の膝の上に落ちけるを見玉ふに、一首の和歌有り讀て見れば、

生なくて天に難なく救はれば

つらなる龍の苦患のがる、

頓て埋めし砂をうがちて見玉ふに、彼の蛇はなく笹の葉に地藏菩薩と書てあり、一休今は是迄なりとて彼の笹の葉貳枚、鉢に納めて筑紫へこそ越し給ふ、是より此川を化粧川といひ、此井を鏡の井と號するとかや、其後江州追分の地藏を後小松院の勅願にて莊嚴ありしに、一休點顏ありしが彼の笹の葉二枚を地藏堂に籠置き給ふ、寶物として今に彼寺に有りといふ

一條山 城

立子庄、太一垣村に在り、當城は吉川駿河守元春天正八年、南條伯耆守元續と戰爭のとき、小鴨岩倉の向ふ城として是を築き、岡本大藏田根兵部に人數をそへて入置ける、其後森脇越後守居住し、岩倉を押へたり、

一由良の城

由良の郷由良村に在り、當城は八橋の杉原播磨守盛重が持にして、其家臣木梨子左馬介居住せり、

天正十年毛利と上方和平の時、木梨子は尾高の城に歸り、當城は南條より割捨しとなり、今に馬籠なごいふ字の地あり

一妙見山の城

上ノ郷大杉村に在り、當城は南條元續より人數を入置きたり、天正十年、條山の森脇越後守より秋里新左衛門、三澤備後を遣し、攻めたるに、南條元續も自身當城に來り、突て出で戦ひしが、秋里並に岩垣何助、南條が士の近藤何某東平八といふ者を討て、遂に城を乗り取りける、其後南條勢赤崎の東に出で働きけるに、吉川元春籠津の城にありけるが、森脇越後守、秋里新左衛門等を指向けて、南條勢追崩す、

上ノ郷の内赤松村谷奥に古き五輪あり、是れ赤松圓心の古墳なり、是によつて村名赤松と稱するなりといふ、されば如何なる故に此所に塚を造りしにや傳記等も詳かならず

一秋里新左衛門戰務書述の事

近年私御奉公仕様之事

一鳥取羽柴殿御取懸りの節七月十三日黒田勘兵衛陣所へ夜討の儀式部殿被 仰付候所敵取合此方各亂立候處私返申渡合候て蒙矢手事委細小野太郎衛門方被存候得共過被申候間大學立蕃殿可有御承知事

一景盛御打果しの時八橋郡上郷ノ妙見山を受取可攻旨森脇越後守殿より三澤備後守殿某兩人に被仰付馳向候て城にも入不申山下至南條殿自身に被出候處三澤殿は岸中に逗留城より南條殿方に末の仕手近藤と申仁罷出候を道にて岩垣何助私兩人申合取す、め速時に彼城へ入受取申事森脇具に可被存知事

一同月船上細木原の城に行松殿被出候に付各方角の衆御取かゝり被成候へば先おくいを不及見旨加藤佐渡守其外我等に被仰付候處菊池立蕃頭人數被差出渡り合私一人にして仕掛追崩附入にして則彼城攻取申事其刻原田甚右衛門様被御覽成委細可有御存知事

一明春赤崎の原にて八橋より南條衆罷出候處篁

津の城山より此方の衆罷出渡合鎗下にて太田と申者兄弟此方へ討取各被得利口候事森脇大藏殿何れも御番衆可有御存事

一高麗にて殿様被負御手候時貳のたんの内馬の内に入り唐人の手負小屋脇なる内に居し間首を討取候はんも刀切れ不申何角と仕るに唐人各返不被成過候其仕合大森何助可被御存也委細是亦可有御尋候以上

秋里 新左衛門

去月二十九日於岩井表に合戦之時渡宮前にて討取小林新右衛門首刺郎徒致討死尤以神妙之至也彌可抽忠勤之條如件

天文拾年七月十二日

萬爾德丸注進之狀令披見候條々存分之通被得某意候此表の事不可有油斷其方儀各令相談堅固覺悟候間要候(原本のま)猶兩三人可申合候 恐々謹言

家 詮

七月五日

秋里 備前殿

秋里 安藝入道殿

秋里 左馬允殿

秋里 彌右衛門殿

秋里 源之丞殿

右の通は、因州之士秋里玄省今に所持す、家銓といふは、但州之屋形山名右衛門督祐豊入道なり、五人の秋里は、因州高草郡秋里の一族と見えたり、

一横の城

安田郡篁津村にあり、横氏代々居住す、永正の頃かどよ、藤井何某が家人、岡邊七郎當城に攻寄せ今いふ釵野におひて、大に戦ひ討死す、其亡魂残りて往來の人を惱ます事、累年に及べりとかや、此野に七ツの塚あり、是を首塚とも七ツ塚とも云ふ、一つは岡部七郎首塚、殘六ツは從卒の塚といひ傳ふ、釵野は以西の郷金屋村に在り、大野にて金屋野ともいふ、此野は横藤井多年の戦場にして、幾度か干戈を交へし所なる故、釵野と稱するとか

や、東西半里南北一里ばかり、平かなる廣野なり、野中に領主の立山あり、大きな松原にて、南北三丁餘り東西十四丁に足る、又件の藤井何某は、今の信州上田の城主、松平伊賀守忠國の先祖なるが、是本姓藤井なり、長臣代々岡部七郎と云ふ、今は九郎兵衛といへり、

一念佛清水并に若狭茶屋の事

釵野の西の端、中山郷内藏村の田地の境に、三ヶ所清水あり、往復の人立念佛たに唱ふれば、水底より、白淡(本文のま)涌出るなり、依て是を念佛清水と稱するなり、若狭茶屋は念佛清水より一丁程北の方也、古へ岩井垣の城に篁津豊後守敦忠亡妻の菩提の爲めに、千僧を供養す、其臣有澤若狭、北の野に茶屋を設け、往復の尼僧を接待せし舊地なり、故に若狭茶屋と云ふ、接待六百三十人に及て、玄翁和尚を得たり、此事佛閣の卷に記す、此所に鐘懸けの松とて、古木の松あり、名和伯耆守長年、軍鐘をかけたる松なりと云ひ傳ふ、一岩井垣の城

中山郷岩井垣村にあり、篔津豊後守敦忠數代相傳の家城なり、敦忠は有福の士にて退休寺の開檀なり、こは佛閣の卷に誌し置く所なり、敦忠の墓は篔津の竹林にあり、此近村に悟正院長音寺と云ふ村あり、昔時岩井垣の城下隆盛の時は、高閣寺院あり、然るに彼の城亡廢の後、兵火に炎滅して、遂に退轉して今は寺院もなく、只寺號を村名に稱する計り也、

一 細木原城

船上山の西端にあり、當城には行松正盛入道が子行松何某楯籠る、曾て吉川元春の下知に依つて加藤佐渡守秋里新左衛門等馳向て城を乗取りけるが、行松は此時降人と成けるとなり、

- 一 槻 下 古布庄 岩野彈正居住
- 一 大 杉 上ノ郷 有澤左京進居住
- 一 山 川 以西郷 下津豊後守居住
- 一 高 木 同 眞藤成佛居住
- 一 湯 坂 安田庄 有澤何某居住
- 一 赤 坂 中山郷 赤坂掃部居住

赤坂掃部は元弘の頃當城に在り、後醍醐天皇船上に臨幸の時馳參り、皇都へ供奉し、大に忠勤を盡くせり、當國の諺に物の延引する事を『掃部殿の大山參りにて埒が明かぬ』といふ是は此掃部當郷に在城して、日頃大山權現を崇敬せり、然るに日々登山を志しながらも兎角障りありて一生涯遂に參詣せずして卒れる故郷俗、もの、延引する事をかく言囉すに至れりとぞ

當郷に槽屋彌二郎重行入道元寛、同彌太郎忠長といふ士居住し、明德二年近江國番場において戰死すといひ傳ふ、居城の村里分明ならず參考太平記に曰後醍醐天皇船上に還幸の時佐々木隱岐守清高二千餘人にて大手東より押寄する、其弟三河守清房能登守清秋、一千餘人にて搦手西坂より攻上る、名和長年が一族一命を捨て防戦する故、寄手敗北して、清高三里斗り引退きて陣を張る、長年下知して弟六郎行氏、從弟小太郎信貞を大將として七百餘人清高が陣を夜討して攻破り、此の序に當國の守護槽屋彌次

郎入道元寛が中山の城に楯籠りたるを追落し、次に小鴨并に忠長が館を攻落して、其後國中にはびこりしなりと云々

昭和二年十月三日印刷
昭和二年十月八日發行

正價八拾錢 送料四錢

郵券代用取扱

編輯者兼

佐伯元吉

印刷者

桂千代造

印刷所

株式會社似玉堂
京都市下京區柳馬場三條南

鳥取縣下關係書
發賣元

鳥取市大工町筋
振替大阪四貳六八番
電話三〇九番

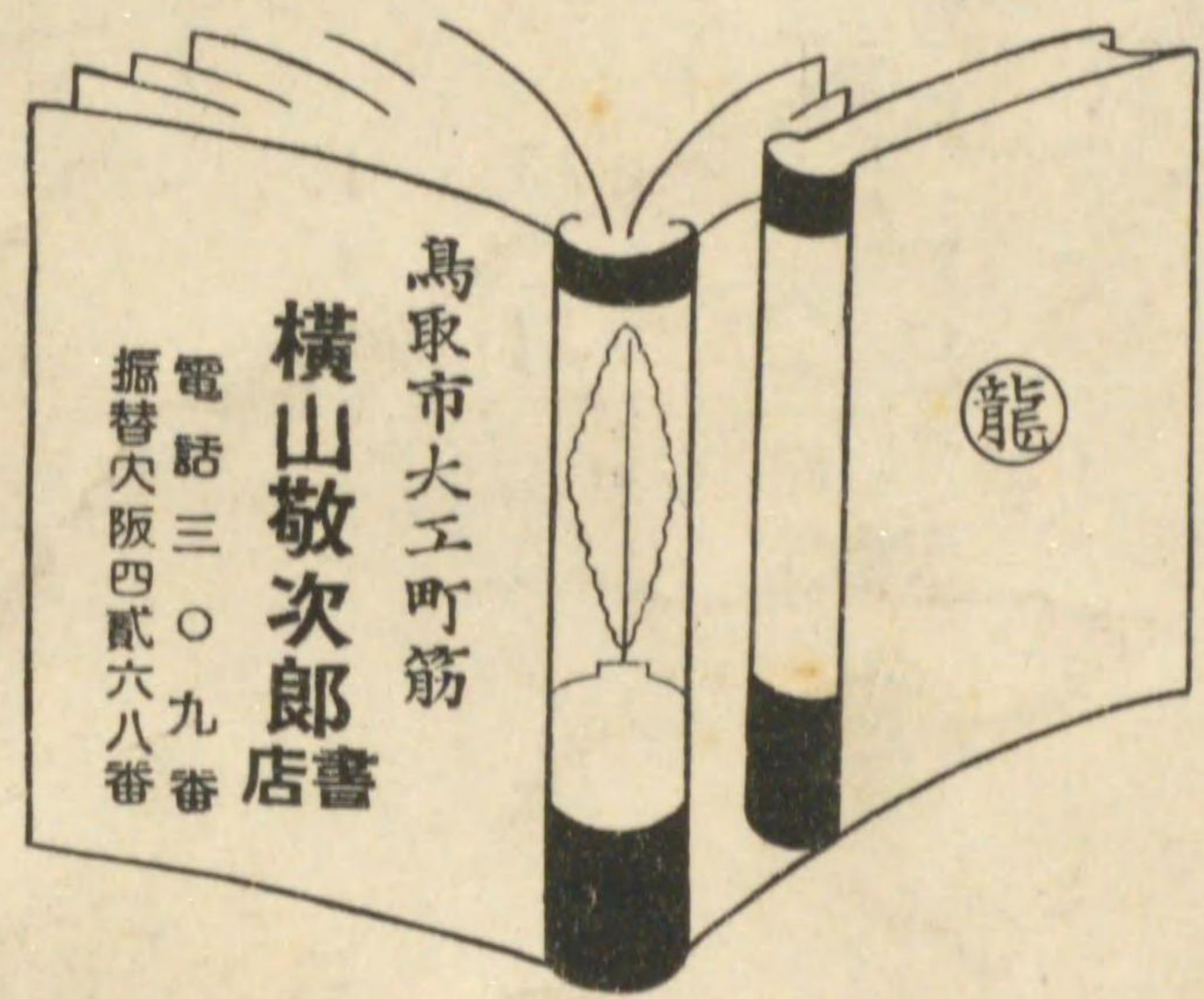
橫山敬次郎

書店

大賣捌

〔因幡鳥取市〕山本尙文館、文武堂、博進堂、島田、岡田、森、土產館、青雲堂、木村、河合、尾坂、
荻野、池本、川上、民野〔岩井〕田村〔用ヶ瀬〕俵〔河原〕津村〔郡家〕杉本〔久能寺〕西村〔若櫻〕帝國堂、松
本、〔鹿野〕伊吹〔青谷〕鐵永〔伯耆倉吉〕德岡優文堂、桑田、伊東〔橋津〕市川〔泊〕押村〔松崎〕立木〔由良〕
河本〔八橋〕新〔市勢〕杉本〔赤崎〕中西〔伯耆米子市〕今井郁文堂、大吉、廣文堂、すゝや〔境〕久盛堂、平
松、村尾〔渡〕青砥〔餘子〕南〔逢坂〕松尾〔御來屋〕今出屋〔淀江〕柄川〔根雨〕飛田〔江尾〕加藤〔黒坂〕山岡
〔出雲松江〕有田、園山、今井、芳文堂〔安來〕山本

52
70



524
709

